

鐵燈籠は曾て金燈籠町にあつたものを移したのである。  
玉垣 樓門及南門の左右にある。石材、總延長六十間一尺。  
御廩 樓門の東北にある。大破風造、檜材、屋根銅板葺、縦三間四尺、横三間三尺五寸、建坪十二坪二合九勺。

樓門前制札所 樓門の東、石燈籠を隔て、東にある。檜材、屋根大板葺、縦一間、横三尺三寸、建坪五合。

鳥居 樓門前制札所の東にある。木造、槻材、笠木長七間、柱長五間三尺。

社標 鳥居の東にある。石材、高一丈六尺五寸、幅三尺。大正十五年十月一日、列格記念として、遠山孝三建設奉獻した。

社務所 境内の東南隅にある。唐破風造、檜材、玄關檜皮葺、屋根瓦葺、建坪百坪七合八。明治二十四年大震災の爲倒潰し、同三十四年十月七日の建築に係る。

倉庫 社務所の西にある。土藏造、屋根瓦葺、建坪十二坪。大正四年十月十七日附許可を受けて建築した。

神札奉製所 倉庫の南にある。平屋造、杉材、屋根瓦葺、建坪十六坪。

物置 社務所の東にある。平屋造、檜材、屋根瓦葺、建坪四十坪。

南門前制札所 南門の東南にある。折造、檜材、屋根大板葺、建坪五合。

大鳥居 南門より參道を経て南にある。鐵筋混凝土造、笠木長八間二尺、柱長五間二尺九寸四分。これは昭和三年十一月尾西地方より渡米した二百八十二人の醸金により建設奉納したものに係る。  
〔津島神社書類、津島神社標札〕

第四項 神階及社格

本國神名帳集説には正一位津島牛頭天王門間庄藤浪里とあり、南朝殘篇太田南には長慶天皇建徳元年正一位の神階を授け奉る旨見えて居るといふ。明治六年二月二日縣社に列せられ、越えて大正十五年十月一日國幣小社に列せられた。  
〔津島神社書類〕

第五項 遷宮

古い所は確實でないが、種々の文献によると遷宮のことは左の通りである。  
仁治年中本社遷宮神主牛王丸年九歳の時、由遷宮帳殘缺に見ゆ、次に應永二十三年六月五日、永享九年十月五日、文明四年六月六日、永祿八年十二月二十一日、天正七年十二月一日、文祿二年慶長十年二月二十七日、元和五年五月七日、享保八年十一月二十四日、寶曆十年九月二十六日、寛政三年六月一日、文政九年九月三日、明治二十一年十一月一日等、本社遷宮が行はれ、應永十三年十月二十七日、永享三年十月十八日、文安元年十一月十七日、長祿



三年十月十三日、文明十八年十二月十八日本願堂廣榮、永祿三年、天正十七年九月十五日、文祿四年、寛永元年六月廿七日、寛文十三年六月廿六日、享保十五年九月、安永四年三月等に彌五郎殿の遷宮、嘉吉二年十一月十八日、天正十九年九月七日、正保四年六月二十一日、寶曆九年十二月十九日、天保九年十一月廿六日等に居森社の遷宮、永祿八年十一月廿一日、寶曆九年十二月十九日、弘化五年正月廿六日等に八柱社子八王の遷宮、永享九年十二月、天正三年十一月四日、慶長八年正月晦日、元和五年五月、寛文十三年、寶曆九年十二月十九日等に荒御魂社神蛇毒の遷宮、享保六年、延享三年、寶曆十年等に稻田社子一王の遷宮があつた。遷宮は儀式も盛なもので、應永二十三年の儀式を見るに次の通りである。

奉行 藤原三郎五郎太夫範宗

- 一番 御神みまかき 孫次郎 左近次郎
- 二番 御鉾みほこ 彦太夫 範太夫
- 三番 御獅子頭みおし かしら 六郎太郎 龜鶴し、のこ 衛門次郎 徳橋し、のこ 徳次郎御つな
- 一番王子之次第

- 一王子 藤原藤六太夫宗善 藤原與五郎太夫
- 二王子 藤原助五郎太夫宗光 彦太夫
- 三王子 藤原七郎太夫範勝 坂東太夫
- 四王子 刑部太夫 藤三郎太夫 満太夫おひ
- 五王子 九郎太夫 左衛門五郎太夫
- 六王子 兵衛太夫 乙若太夫
- 七王子 藤原右馬太夫範貞 三郎太夫

二番王子之次第

- 八王子 藤六太夫 與五郎太夫
- 九王子 助五郎太夫 彦太夫
- 十王子 七郎太夫 坂東太夫
- 十一王子 刑部太夫 藤三郎太夫
- 十二王子 九郎太夫 左衛門五郎太夫
- 十三王子 兵衛太夫 乙若太夫
- 十四王子 右馬太夫 三郎太夫



御擧御出之次第

一番 御幣へい 藤原刑部太夫 三郎太夫之親父

二番 法花經二部神生子

三番 御陀羅枝おんたらし 御調度役人 筏場村人之役

左衛門九郎太夫

兵衛五郎太夫

辻三郎太夫

左衛門四郎太夫

兵衛四郎太夫

四番 御劔之役人之次第

藤原七郎太夫 範勝

藤原與一太夫 光秀

九郎太夫之子 息盛德太夫

藤原與五郎太夫

兵衛太夫

五番 十五王子 藤原右馬太夫 範貞 坂東太夫

六番 御正躰 左近大夫

七番 天蓋 左一神子 右一神子

八番 御几帳 藤原藤六太夫 宗善 藤原助五郎太夫 宗光

御擧 神子 生年十歳 紀近三郎太夫 語勾當太夫 弘重

神主 幼少 によて 語太郎太夫 弘盛御こしの御かいしやくにまいる

御擧之脇 三郎太夫 彦太夫 行事太夫 幼少にて代

御繩 右馬太夫子 息市松太夫

太郎太夫子 息徳法師太夫 は行事太夫也

御續明役人 刑部太郎 兵衛五郎

御幸之間道を三重にかさるすなをひろげ上にあらこもをしきその上にあゆみ

のぬのをしき

一起砂さいふはすなをひろくる事しほのみちひのすな

一御遷宮之時は參籠二七日 神主勾當二七日 ならきんそくへち火よの役人は一



七日は夜籠よこもり一七日禁足御こしのわきは二七日なからきんそくきんそくの御人みびと一  
御こしの淨衣本社末社ともに御歸座之時は絹御几帳まて絹の數六疋此外御几  
帳の錦入

一御歸座之時はくこをまいらすこれにてやしろを手にうけこすくこまいら  
すはこるへからすてんでうけは一日

一次日伶人舞つきのひ れいじんまいこれあり

一やふさめあり

一くこのこめはくわんしんひしりのかたよりまいらす

一まくのぬのは五ちようもしは六ちよう

一あゆみの布はかず七

一御さかき御しゝの役人籠は七日

次に文明四年の儀式を擧げる。

文明四年壬辰六月六日

尾州津島牛頭天王御歸座御遷宮禮地次第

奉行 四郎右衛門太夫定久

一番 御神五郎

二番 御神鉦乙若太夫

三番 御獅子頭衛門二郎 彦三郎 彦五郎獅子のこ御繩二郎

一番王子次第

一王子 藤原兵庫助太夫宗光 藤原右馬太夫長貞

二王子 藤原孫右衛門太夫 平坂東太夫吉氏

三王子 藤原七郎太夫宗勝 光太夫吉定

四王子 藤原二郎太夫弘氏 乙若太夫吉重

五王子 語氏太郎太夫光弘 行事太夫信秀

六王子 彦太夫弘信 板屋太夫吉清

七王子 九郎太夫弘氏 小三郎太夫弘久

二番王子次第

八王子 東兵庫助太夫 右馬太夫

九王子 西孫右衛門太夫 坂東太夫

十王子 東七郎太夫 光太夫



- 西 十一王子 三郎太夫 乙若太夫
- 東 十二王子 太郎太夫 行事太夫
- 西 十三王子 彦太夫 板屋太夫
- 東 十四王子 九郎太夫 小三郎太夫
- 御輦御出次第
- 一番 御幣 彦太夫
- 二番 法花經二部 宮松御子  
アクリ御子
- 三番 御多羅枝 筏庭村人  
孫左衛門太夫信久 左京進太夫信安 新左衛門太夫吉家  
藤原 民部丞太夫信吉 依指合一人タラス
- 四番 御劔 役人  
鶴太夫 赤法師太夫 九郎太夫 語氏 三郎二郎太夫弘久 依指合一人タラ
- 五番 十五王子 右馬太夫 坂東太夫
- 六番 御正躰 板屋太夫

- 七番 天蓋 左一 金紙金泥ノ仁王經 乙御子
- 八番 几帳 兵庫助太夫 孫右衛門太夫
- 御輦 神主紀長吉 勾當太夫弘秀
- 御輦脇 三郎太夫  
行事太夫
- 御繩 太郎太夫  
依指合一人タラス
- 御續松 役人 彦左衛門  
平四郎

是等の遷宮は社殿造替も又修理もあるが、將軍家若しくは國守等の造營が多い。即ち永享九年には將軍足利義教の造替、文明四年には同義政の命、永祿八年には同義輝の命であり、天正七年には織田信長、天正十九年には大政所文祿二年には豊臣秀吉、慶長十年には清洲城主松平忠吉夫人の寄進、元和五年には將軍徳川秀忠が修理せしめられた。更に尾張藩主にあつては慶長二年徳川義直は神材を多數寄進して拜殿御供所、反橋等を造營し、享保八年徳川繼友寶曆十年徳川宗勝は共に修覆を加へ良材數百株並に銀子を寄附し、領内の勸化を許してその收納金を以てこれに充てた。又寛政三年本殿屋根修理の時は徳川宗睦より銀子七十枚寄附すると共に、領内の奉加も許され、次いで文政九年の修理には正面の廻廊を東面に移建し、祭供殿の修繕費は悉く徳



川齊朝の寄附に係り、同殿の金具は國主の記章を附したといふ。〔張州府志、續尾濃萬覺書、海部郡誌草稿、尾張志、津島神社書類〕

第六項 崇敬祈請

往古に於ける公武の崇敬の事實は明でないけれども、足利將軍は數度社殿の造替をなして居る。降つて戰國時代末に至り織田氏は尊崇の誠を盡し、特に信長は樓門廻廊に至るまで修理を加へ、又神領神器を寄附したので、今色々の神器に窠の紋を用ふることは信長寄附の品より起つて神紋の如くなつたといふ。その後豊臣氏の起るに及び、天正十八年十月羽柴秀長の病氣に當り、その宿願として秀吉より代參を派し、米三千石、當座の初穂十貫文を捧げ、同年冬より同十九年春にかけ鶴松の病むに及び、前年の十一月米千石を、翌年の閏正月二百石を寄せて神前の祈念を依頼し、越えて慶長三年七月秀吉の病篤きに際し、米五百石、鳥目五百疋を進め、神前の祈念と共に堂塔以下建物の修理の資に供せしめた。秀吉の薨後に至つても、北政所は檀那の一人として、欽仰の誠意を表した。

江戸時代には毎年將軍家の爲に祈禱を修し、正月六日神主名代を以て神札熨斗等を献上し、御目見をなすを例とし、従つて隨時台命により將軍痲瘡の祈念を行ひ、天和三年の如きは桂昌院の内命によつて將軍綱吉の嗣子徳松の爲に祈請を籠めたことがある。又尾張藩主徳川氏の爲にも祈願をなすを年々の行事とし、徳川氏にあつては義直以來正月九日代參使を差遣し、初穂を献するを習として今日に及び、藩主の特別の祈禱の際は熱田一宮と共に當國の三大社といひ萬度の祓を勤め、現に嘉永六年藩主の命により攘夷の祈願をして居る。殊に光格天皇以來皇室の御爲にも御祈禱を修して神札を奉り、六月神祭の時市江車より津島神社に供進する紅白梅枝二組をも献上して居た。又有栖川宮家より明治元年十二月舊來の御信仰により祈願所を命せられ、幕提燈の御献進あり更に明治十六年四月二十六日一品幟仁親王より從來深き御縁故あらせられたにより、倭錦一卷の御寄附あり、尙慶應三年十一月九條家よりも祈願を仰付られ、寄附品がある。

尙民間の崇敬は慶長十三年大吉檀那帳によれば早く慶長・元和の頃に於て山城伊勢尾張志摩三河遠江甲斐近江美濃飛驒信濃上野越中越後丹波播磨紀伊伊豫豊後等東西の十九國に亘つて檀那を有せることが見えるが、是より先永正二年の文書にも關東の檀那のことが記してあつて、當時既に御師手代職が活躍せる狀が窺はれる。檀那は爾後増加するのみであつて、維新前には右の國々の外駿河伊賀越前加賀能登相模伊豆武藏安房上總下總下野常陸陸奥出羽に及び殊に關東八州は神社の御臺所と



稱し、絶對の信仰があつて、伊勢參宮を兼ねて必ず參拜し、伊勢と津島との何れを缺くも片參りといつて居た程である。〔張州雜志、續尾濃萬覺書、津島神社書類、尾張國津島天王就神社萬覺書、津島神社附屬太々講社書類〕

第七項 社領

往古の社領のこと詳ならず。近代に至つて織田信長は天文二十三年十二月社領先規の如く仰付らるゝ旨申渡せるもその高が明でない。次いで文祿四年八月八日豊臣秀吉は丹羽郡東野村の内に於て百三十七石五斗の朱印を寄せ、更に正保四年四月二十一日徳川義直は津島向島に於て高千二百九十三石六升九合を先規の如く寄附し、丹羽郡東野村の社領は替地として向島の内で寄附する旨の黒印狀を下した。然るに寛文五年七月十一日、將軍徳川家綱より朱印を以て同額の社領を賜はることとなり、以て維新當時に至つて居る。その他百五十三石二斗五升五合車領、五十三石市江車領、八斗四升綱領あり、又米五十石は年々尾張侯の御藏より津島御祭禮料として車屋に渡された。今朱印地配當の内譯を次に掲げる。

- 千三十八石八斗二升九合 神主
- 九石七斗六升三合 神官 堀田右馬太夫
- 五十四石四升八合 燈明領 同

- 五石五升 同 河村牛之太夫
- 八石八斗七升六合 同 堀田番頭太夫
- 三石一斗六升八合 同 眞野門之太夫
- 七石六斗一升 同 服部源八太夫
- 五石三斗六升七合 神樂方 村主勾當太夫
- 三石二斗八升五合 同 平野但馬太夫
- 十一石七斗七升一合 同 大矢部一之太夫
- 二石四斗五升一合 同 村主行司太夫
- 五石二斗七升七合 同 林行司太夫
- 七石五斗五升 同 彦太夫
- 六石五升二合 同 氷室光太夫
- 二石五升九合 神子方 堀田左一太夫
- 二石六斗八升四合 同 宇都宮右一太夫
- 二石七斗七升五合 同 堀田開田太夫
- 四石六斗二升四合 同 大矢部孫七太夫



四石四斗四升三合 同 服部左源太夫  
 六石一升四合 社僧 實相院  
 四十七石九斗二升 燈明田 同 同  
 二十一石六斗七升九合 同 明星院  
 九石六斗七升 同 觀音坊  
 七石九斗六升八合 同 寶壽院  
 十四石一斗二升六合 資人白丁四人分

〔津島神社書類、張州雜誌、續尾濃萬覺書、海部郡誌草稿〕

第八項 祠 官

本社祠官には神主一員、神官五員、神樂方七員、神子方五員、庶子禰宜十二員等あり。神主は氷室氏、神官は堀田右馬太夫、河村牛之太夫、堀田番頭太夫、眞野門之太夫、服部源八太夫、神樂方は村主勾當太夫、平野但馬太夫、大矢部一之太夫、村主行司太夫、林行司太夫、村主行司太夫を西行司といひ、林行司太夫を東行司といひ、隔年に奉仕す。彦太夫、氷室光太夫、服部乙若太夫、神子方は堀田左一太夫、宇都宮右一太夫、堀田開田太夫、大矢部孫七太夫、服部左源太夫、庶子禰宜は堀田太夫、堀田左太夫、堀田權太夫、堀田寛太夫、堀田吉太夫、堀田三太夫、堀田平太夫、眞野主税太夫、村

主八太夫、村主武太夫、平野治部太夫、氷室作太夫である。尙本社に屬した傍官禰宜には田島甚太夫、櫻木四郎太夫、牧野數馬、田島三郎太夫、田島彦太夫、大鹿長太夫、大鹿清太夫で、その外に神役人三員、鐘搗一員あり。當社に屬した職人には大工一員、葺師二員、木具師一員、鍛冶二員、染物師二員等である。

一神 主

神主は古來氷室氏であつて明治維新に至る。氷室氏は紀姓で、その略系次の如くである。

紀國範 往古神主職、と言傳ふ

範基 國範男、氷室を以て稱號す

範長 範基男、文章生

範廣 範長嫡男、右近將監、仁治年中

牛王丸 範長末男、仁治三年相續、是より應永年中まで不詳、永享年中に至て南朝皇胤神主職一代相續

近三郎大夫 應永二十三年六月遷宮記に見ゆ

宗長 近三郎大夫男

長吉 宗長男

廣長 長吉男

勝長

長盛 天正七年より寛永六年まで在職

長俊 長盛男、寛永六年より同十二年まで在職

長吉 長俊男、寛永十四年より萬治元年まで在職

長徳 養子、實は石黒勘右衛門二男、萬治元年より延寶元年まで在職

良長 養子、實は吉見宮内二男、延寶二年より元禄七年まで在職

長命 神官堀田右馬太夫同姓故神主職相續、元禄七年より寶永六年まで在職

長満 長命弟、長命實子なき爲右馬太夫家より相續、寶永六年より享保十三年まで在職



亮長

長満男、右馬太夫家より相續、享保十三年より明和七年まで在職

種長

養子、實は松井弘高二男

泰長

養子、實は千秋氏二男

爲長

嘉永六年家督相續

尾張志に仁治三年十二月津島社神主文章生紀範長法師法名西行其子息右近將監範廣事父の西行に對して不孝たるにより義絶し、神主職を十歳の幼子牛王丸に讓度段言上に及びしかば、御免許ありて牛王丸彼職に補せられし義絶の執達狀一通今猶氷室家に所藏す、古書の文跡雅趣たぐひなく筆跡見事なる事世に稀なる古狀なり、其後後醍醐天皇の皇孫尹良親王御子正二位大納言良王君亂をさけて尾張に來り給ひ、永享七年十二月廿九日津島天王の神主が家に入らせ給ひしよし浪合記に見え、其弟良新君神主職を繼れしとぞある。その後室町時代末に至り神主兵部少輔が借錢の爲遁走したので、織田信秀は天文九年十二月借錢質物は當方より申付くるから早く歸宅する様に申渡し、又織田信長は元龜二年十月借物は本錢限を以て十ヶ年に返済すべき旨命じて居り、尙江戸時代には家康以下歴代の將軍に目見をなして居る。宅地坪數五千九百四十坪餘津島社領の内千三十八石八斗二升九合が神主領で、更に神主の扣の神祠は左の如くである。

若宮御前社

當下御前社

王御前社

居森社

大日社

瘡疹社

屋根御前社

橋守社

稻荷社

山祇社

又堂は瑠璃光寺薬師堂と観音堂とで、尙神主の扣川は足立川筋天王橋下四百九十二間とある。尙神主宛の文書は今猶殘つて居るものが少くない。

二、神官

神官の第一は堀田右馬太夫で應永年間之定が先祖で、紀姓である。御朱印地配當高九石七斗六升三合、地主彌五郎殿領五十四石四升八合、居屋敷八反一畝十一歩を有し、扣の祠堂は彌五郎殿、蝨毒氣神社、八王子社堀田番頭太夫と共に、辨才天堂平野但馬太夫と共に等である。明暦二年將軍家綱瘡疹の時祈禱の神札指上げ時服を賜り、寛永六年名古屋天王遷宮の時風折烏帽子を戴き、萬治二年尾張第二代藩主徳川光友祭禮御覽の時御目見仰付られ、銀子二枚下賜ありてより、藩主祭禮見物の際には同様のことあり、又將軍代替りに御目見をなし、時服拜領を常とする。右馬太夫宛の文書は今猶澤山に残つて居る。第二は河村牛之太夫九郎太夫ともで、正慶年間在職した廣政がこの家の先祖中最も古い所である。御朱印地配當高五石五升を有し、外に海西郡立田新田で一町二反あり、これは寛永元年立田新田築造の時大海用といふ難所があつたが、牛之太夫の祈禱により新



田が完成したによつて、永代天王領に附置かれたのである。扣の神祠は米御前社である。寛永六年風折烏帽子及狩衣を拜領し、萬治二年藩主光友祭禮御覽の時御目見仰付られ、銀子一枚下賜ありて爾來例となつた。

第三は堀田番頭太夫で、應永二十三年本社遷宮帳に見える坂東太夫が當家先祖中最も古い所である。御朱印地配當八石八斗七升六合を有し、扣の神祠は八王子社堀田右馬太夫に共。大社御前の外海西郡大成村の天王社であつた。寛永六年風折烏帽子、狩衣、拜領、萬治二年藩主祭禮御覽の時の御目見及銀子頂戴及爾後のこと牛之太夫と同じである。

第四は眞野門之太夫で、延徳三年神職であつた藤原綱清以來引續いて居り、御朱印地配當高三石一斗六升八合を有し、扣の神祠は星宮であつた。寛永六年の拜領、萬治二年御目見及銀子拜領、牛之太夫と同じである。

第五は服部源八太夫で、永祿七年記に見ゆる勾阿彌太夫以來引續いて居り、御朱印地配當高七石六斗一升を有し、扣の神祠は一王子社であつた。寛永六年の拜領及萬治二年のこと牛之太夫と同じである。

三、神樂方

神樂方の第一は村主勾當太夫で、應永長祿頃在職した語弘重以來引續いて居つて、慶長頃村主を服部と改めた。御朱印地配當高五石三斗六升七合を有し、寛永六年の拜

領及萬治二年のこと牛之太夫と同じである。

第二は平野但馬太夫で、應永二十三年遷宮帳にある辻三郎太夫以來引續いて居つて、御朱印地配當高三石二斗八升五合を有し、寛永十年風折烏帽子、狩衣寛永六年名古屋天出の外萬治二年のこと牛之太夫と同じである。扣の祠堂は辨才天堂堀田右馬太夫に共、千手堂、兒御前社であつた。

第三は大矢部刑部太夫で、應永二十三年遷宮帳に刑部太夫と見え、それ以來引續いて居る。御朱印地配當高十一石七斗七升一合を有し、扣の神祠は船付御前社、塵宮、經塚であつた。

第四は服部又四郎太夫で、應永十三年彌五郎殿遷宮帳にある三郎太夫以來引續いて居る。御朱印地配當高二石四斗五升一合を有するが、近頃は神役を村主行司太夫と林行司太夫と兩人で隔年に勤めて田地等は半分宛受取つた。扣の神祠は多度御前社であつた。

第五は彦太夫で、御朱印地配當高五石二斗七升七合を有するが、その後神主に昇り、神主家々來田中次郎兵衛が勤めた。

第六は氷室光太夫で、應永二十三年遷宮帳にある滿太夫以來引續いて居る。初め祖



父江と稱したが、八代長則は氷室氏より養子となつたので、是より氷室に改めた。御朱印地配當高七石五斗五升であるが、この外海西郡立石村の内、田畑二反四畝二十三歩の除地を所有して居る。扣の神祠は瀧御前社であつた。當家には祖父江五郎右衛門宛の文書を多く襲藏する。

第七は服部乙若太夫で、文明年間在職した藤原吉重以來引續いて居り、御朱印地配當高六石五升二合であるが、この外海西郡二子村で當社御葭山一町七反歩、同郡前ヶ須村で同御葭山二反歩の除地を所有して居る。この内二子村のは正保二年三月檢地の時も従前の儘となし、慶安三年御葭山の内七反一畝十五歩は堤敷地となつた爲替地を貰ふこととなり、前ヶ須村のは從來の御葭山が葭の發生せない爲寛文二年寄附を受けたものである。扣の神祠は矢御前社であつた。

四、神子方

神子方の第一は堀田左一太夫で、大永年間より天文頃まで在職の紀吉定以來引續いて居り、もとは鷲巢の姓であつた。御朱印地配當高二石五升九合を有する。

第二は宇都宮右一太夫で、慶長三年卒した藤原政定以來引續いて居り、御朱印地配當高二石六斗八升四合を有する。

第三は堀田開田太夫で、開田與四郎太夫がこの家の先祖中最も古く、堀田孫右衛門の子紀正之を養うて子としたので、爾來堀田と改め、正之は天正年間在職し、それより引續いて居る。宣陽院三代藩主綱誠の侍妾より祈禱を命せられ、享保年間より元文年間に至る間神札を献上し、御初穂を賜はり、又七代藩主宗春一代御部屋より祈禱を仰付られ、享保十六年より正五九月神札を差上げ、御初穂銀三枚づゝ拜領した。その他八代藩主宗勝が元文四年祭禮見物の時御目見をなし、頂戴物も社家一列の通りであつた。御朱印地配當高二石七斗七升五合で、扣の神祠は市神社であつた。

第四は大矢部孫七太夫で、天正年間より元祿八年まで大矢部刑部太夫家が兼役して居つたが、元祿九年退役後は明でない。御朱印地配當高四石六斗二升四合を有する。第五は服部左源太夫で、慶長年間在職した藤原康信以來引續いて居る。御朱印地配當高四石四斗四升三合で、扣の神祠は丹羽郡淺野村天王社及同村神明社並に中島郡本神戸村天王社、春日井郡小牧原新田天王社、同郡河内原新田天王社である。

五、庶子禰宜

庶子禰宜の内堀田太夫右京堀田左太夫吉左衛門堀田權太夫堀田寛太夫主税堀田吉太夫五郎左衛門は堀田右馬太夫の庶子である。太夫は寛文六年六月藩主光友の末子大助名實



不祭禮御覽の時御目見をなし、菊淵葵紋付時服を拜領した。左太夫の扣の神祠は海西郡立田新田山路村枝郷中村の天王社であつて、これは寛永二年の勸請に係る。堀田三太夫・堀田平太夫は番頭太夫の庶子で、三太夫の扣の神祠は海西郡立田新田大森村天王社であつて、これは寛永元年立田新田築立の時新田成就の爲勸請したものである。眞野主税太夫八右衛門は門之太夫の庶子であり、村主八太夫服部村主武太夫は勾當太夫の庶子であり、平野治郎太夫七太郎は但馬太夫の庶子であり、氷室作太夫は光太夫の庶子である。

六、維新後の神職

維新後明治六年二月縣社に列せられ、舊神職は廢せられたが、爾後に於ける歴代祠官次の如くである。

就職年月日	退職年月日	氏名
明治六年二月二日	明治六年十二月頃	岡田半之丞
同 六年十二月頃	同 八年十二月三十日	平野長興
同 八年十二月三十日	不明	村田多門
同 十二年九月	不明	中根忠富

同 十九年十一月三十日

明治二十三年七月十日

氷室爲長

然るに明治二十七年二月二十七日勅令第二十二號を以て府社縣社郷社には社司・社掌を置くことになつたので、本令施行の際祠官たるものは社司に祠掌たるものは社掌に補せられたものと見做され、この後の當社々司次の如くである。

就職年月日	退職年月日	氏名
明治三十二年五月二十七日	大正七年十一月十七日	子爵 三宅康寧
大正十二年一月十日	同 十五年九月三十日	堀田八郎

大正十五年十月國幣小社列格後の宮司及禰宜次の如くである。

歴代宮司

就職年月日	退職年月日	氏名
大正十五年十月一日	昭和四年三月五日	吉村清享
昭和四年三月五日	同 五年三月三十一日	高原正作
同 五年三月三十一日	同 八年九月二十七日	今澤昇
同 八年九月二十七日	同 十二年十一月二十九日	石川勝
同 十二年十一月二十九日	現任	伊達巽



歴代 彌 宜

大正十五年十月一日 昭和二年十二月二十八日  
昭和二年十二月二十八日 現任

堀 田 八 郎  
橋 本 鎮 信

〔張州雜志、續尾濃萬覺書、津島神社書類、海部郡誌草稿、尾州津島天王島萬覺書之帳〕

第九項 攝末社  
第一 境内攝社



津島神社攝末社彌五郎殿社

一、彌五郎殿社

南門の内本宮の西南にあつて  
神殿東面す。大己貴命、武内宿禰を  
祀る。創立年代未詳であるが、南朝  
の忠臣堀田彌五郎正泰の正平元  
年七月十三日夢想によつて復興  
せるもので、願主の名によつてこ  
の名を稱ふと傳へる。津島神社の  
社地の地主の神であつて、津田正

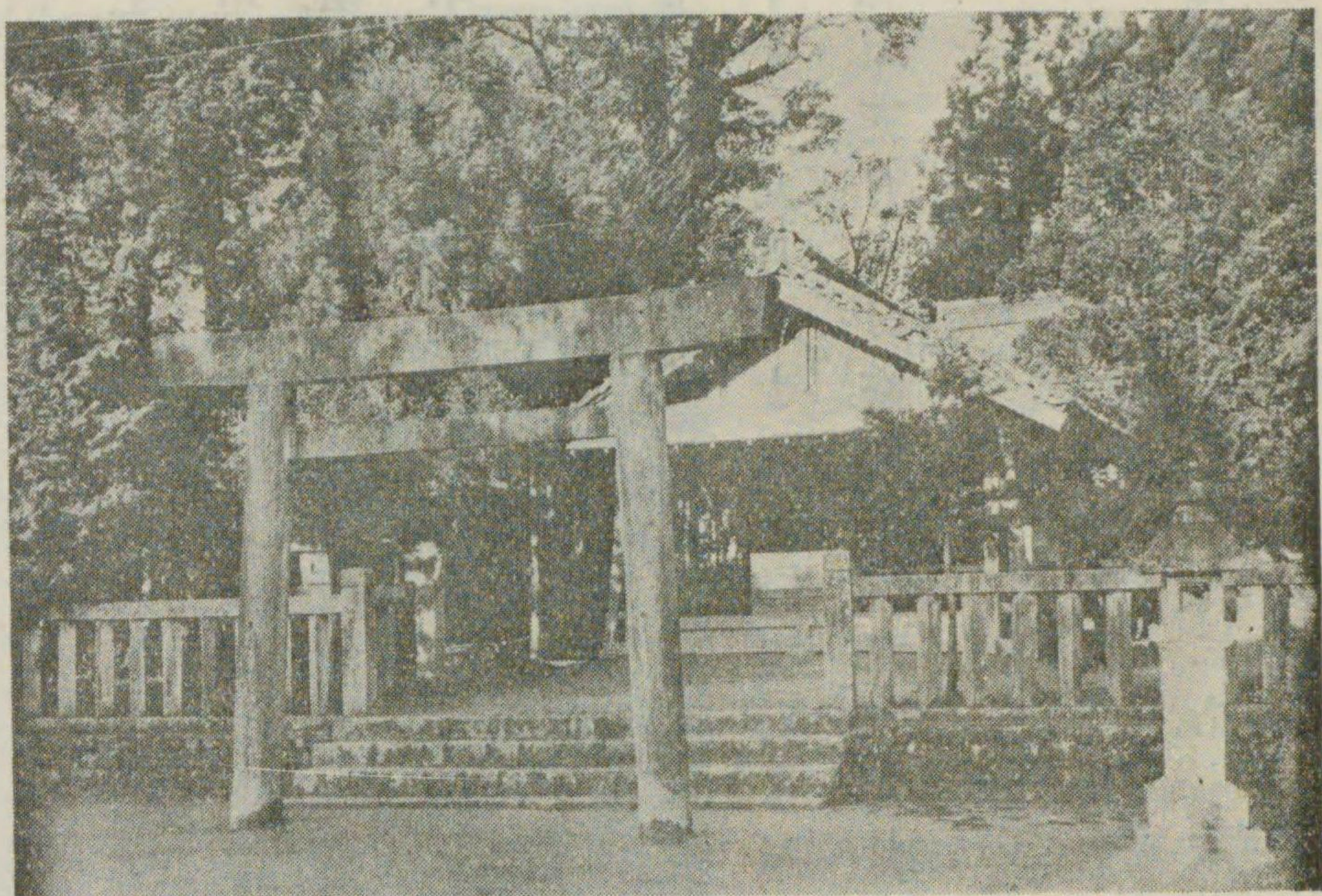
生はこの宮を式内國玉神社とし、本國神名帳集説訂考及尾張國地名考にこれを論じて居る。社殿には本殿流造檜材、屋根檜皮葺、縦一間五尺七寸横六尺六寸、建坪二坪一合四勺五拜殿大破風造檜材、屋根銅板葺、縦二間二尺二寸、横四間一尺二寸、建坪九坪八合七勺、渡折造檜材、屋根銅板葺、建坪三坪七勺五。又拜殿の南北より本殿の周圍にある瑞垣は檜材、屋根銅板葺、延長二十四間三尺、尙拜殿の南なる元の御供所は今物置として使用し、平屋造檜材、屋根瓦葺、縦三間五寸、横二間建坪六坪一合六勺六鳥居木造檜材、笠木長一丈三尺、柱長九尺、例祭は十月十五日である。

當社はもと神官堀田右馬太夫の扣で、永享九年十二月五日祭主右馬太夫父子とある棟札をも存して居るが、尙現存の棟札によれば、寛文十三年六月二十六日造營、享保十五年九月二十六日修葺、安永四年九月三日造營、文政三年十二月二十一日造營、慶應二年三月吉日修理、慶應四年九月二十八日造營のことが見える。

二、居 森 社

大字向島字居森一千八百五十六番地にあつて、須佐之男命幸御魂を祀る。末社疹社は同和御魂を祀つて左にあり、末社大日靈社は大日靈命を祀つて右にある。各本殿並に拜殿、勤番所、石垣等あり、境内二百九十三坪を有す。元は第一別宮と稱した。社號につ





津島神社 攝社 居森社

いて尾張志には  
天王始て來臨し給ひし時、船を馬津の湊によ  
せて、森の中へ居奉りし故居、森の社と名づけ  
しよし社傳にいへり、  
ごあり、又尾張國地名考には

里老曰、社人は下の宮とも呼ば御本社に對し  
ていふ、正生謹考奉るに、祭神少彥名神也、既に  
いふごとく國玉の神社の舊跡なり、一説に永享  
以來今の神  
主の第宅に半入たるよ、今三社雙座といへども唯  
り宮地狭く成こいへり、今三社雙座といへども唯  
北の一社は居森の神少彥名の神と爲奉る、あ  
この二社は空社なり、昔日の宮立をもて是を  
推ば、中央は大國靈の空社、南は須佐雄尊の空  
社成べし、一説に四百五十年このかたは中を少彥  
名とし、左右を空社とすべしともいふ、然る  
を近世の俗疹神いものかみとおもふは誤なり、此神はよく疱瘡を守護給ふが故に社號を痘守  
と呼べきを約めて伊毛利といふ、居森の二字は借字なり、社傳に中央を素盞烏之幸さき

魂、南を大日靈の幸魂さきみたまとあるは神座を誤れり、且大日靈の日は國の字の誤る事明白  
なり、  
ごある。

居森社本殿流造、檜材、屋根銅板葺、縦二間一尺八寸、横一間四尺、建坪三坪八合三勺三、  
疹社本殿流造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺五寸、横四尺五寸、建坪六合八勺七、大日靈社本殿  
流造、檜材、屋根銅板葺、縦一間四尺、横五尺二寸、建坪一坪四合四勺四、三社共用拜殿切破  
風造、檜材、屋根瓦葺、縦三間、横二間二尺、建坪七坪、勤番所縦三間三尺、横二間、建坪七坪、  
三十七年一月  
十四日落成。圍垣十六間三尺、明治四十年十二  
月二十七日落成。當社は天正十九年、正保四年、寶曆九年等に造  
營のあつたことが見える。例祭は陰曆六月一日である。

三八 柱 社

本宮の西にあつて神殿南面す。正哉、吾勝々速日天之忍穗耳命、天之菩日命、天津日子  
根命、活津彥根命、熊野樟毘命、多紀理姬命、市寸島比賣命、多岐津姬命の八柱を祀る。元は  
八王子社といひ、第四別宮と稱し、一王子社と共に寛文の頃までは本宮の相殿にまし  
た由、神社啓蒙に見える。本殿流造、檜材、屋根銅板葺、縦九尺九寸、横五尺七寸、建坪一坪五  
合六勺七、拜殿大破風造、檜材、屋根銅板葺、縦二間六寸、横一間四尺五寸、建坪三坪六合七



勺五。例祭は十月十五日である。當社はもと神官堀田右馬太夫堀田番頭太夫の扣で、永祿八年十二月二十一日造營、寶曆九年十二月十九日造營、弘化五年正月二十六日修造のことが見える。

四、荒御魂社

本宮の東方若宮の南にあつて、神殿は西向である。須佐之男命荒御魂を祀る。元は蛇毒神社と稱へ、八岐大蛇の靈を祀るといひ、第一の攝社といつた。本殿流造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺六寸、横四尺三寸五分、建坪一坪五合。例祭は十月十五日である。當社はもと神官右馬太夫の扣で、文明四年六月六日足利義政の命によつて本宮と共に造營のあつたこと並に元和五年、寶曆九年にも造營のあつたことが見える。

五、和御魂社

本宮の東南の隅より北へ第二に在し、神殿は西向である。須佐之男命和御魂を祀る。元は蘇民社と稱へ、蘇民將來を祀り、昔は本社より北五町お姥が森にあつたが、後瑞垣の内に遷したといふ。尾張志には次の如く記してある。

素盞烏尊を牛頭天王とも武塔天神とも申す、むかし武塔天神南海の女子をよばひに出給ひし時、日暮れて道の側に宿をかり給ふ、彼處に蘇民將來巨且將來といふ兄弟のものありしが、兄の蘇民は家貧しく弟の巨且は家富

めり、天神弟に宿からむと宣ひけるにかし奉らず、兄にからむと宣ひければ、則かしまゐらせつ、借賃しければ粟がらを坐として粟の飯を奉る、其後八年を経て武塔天神八柱の御子を引具してかの兄が家に渡らせ給ひ、一夜の宿をかり給ひし事を悦ばせたまひて、其恩を謝せん、と宣ふ、我は速須佐雄神也、天下に疫癘はやるべし、茅の輪を門にかけて災を免るべし、と教へ給ひしかば、かくして其災をまぬがれけり、今より後蘇民將來が子孫なりといひて茅輪をかけたば、疫癘の災難をのがるべし、と宣ひしよし、公事根源、籬蓋内傳等に見えたり。

津田正生は籬蓋によつて浮屠氏の建る所也といひ、茅原定は蘇民將來とはもと民を蘇しめ、將に來さんとせりといふ言の祝文なるを誤來れりといひ、或る人は蘇民將來巨且將來といふ名は琉球國の王子の名に似たりといつたと尾張國地名考に載せてある。

本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺六寸、横四尺三寸五分、建坪六合七勺六。例祭は一月四日である。もと毎歲春縣神祭當人の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

六、柏樹社

本宮の東南にあつて、神殿南面す。須佐之男命奇魂を祀る。元は柏宮とも柏社ともいひ、第二別宮と稱した。天平元年尾張志には天平二年神託によつて居森の地より此處に移し、社の後に古柏樹一株あつたから社號としたと傳へる。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺六寸、横四尺四寸、建坪六合八勺四。例祭は十月十五日である。當社はもと毎歲春縣神祭當



人の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

第二 境内末社

一 稻田社

本宮の東に並び、神殿南面す。櫛名田比賣命を祀る。元は一王子社といひ、第三別宮と稱し、俗にうつくしの御前と呼んだ。寛文頃まで本宮の相殿にましゝた由神社啓蒙に見えて居る。尾張國地名考には、稻田姫社とし、今は一の王子と誤るとあり。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦六尺、横四尺五寸、建坪七合五勺。例祭は十月十五日である。當社はもと神官服部源八太夫の扣で、享保六年、延享三年、寶曆十年等に造營のことが見える。

二 若宮社

本宮の東、大國玉社の南にあつて、神殿西面す。尹良親王を祀る。元は若宮御前と稱へ、事代主命を祭るとした。尾張國地名考には、若宮權現社とし、尹良親王の靈を祀る。今は神號を誤る故に之を記すとある。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦三尺三分、横二尺五寸五分、建坪七合五勺。例祭は十月十五日である。當社は永享八年の創立と傳へ、もと神主の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

三 大國玉社

稻田社の東に並び、神殿南面す。宇都志國玉命を祀る。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。當社はもと社僧中の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

四 大屋津比賣社

若宮社の南、荒御魂社の次にあつて、神殿西面す。大屋津比賣命を祀る。元は當下御前と稱し、五十猛神を祀るとした。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺七寸、横二尺四寸、建坪一合八勺。例祭は十月十五日である。當社はもと神主の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

五 瀧之社

大屋津比賣社の南に並び、神殿西面す。彌豆麻岐神を祀る。元は瀧御前と稱した。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺七寸、横四尺五寸、建坪七合一勺二。例祭は十月十五日である。當社はもと神樂方氷室光太夫の扣で、正徳六年、享保十九年、延享三年、寶曆十年等に造營のことが見える。

六 秋津比咩社

瀧之社の南、樓門の北にあつて、神殿西面す。速秋津比賣命を祀る。元は王御前と稱し



た。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺七寸、横二尺四寸、建坪一合八勺。例祭は十月十五日である。當社はもと神主の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

七、熱田社

樓門の南にあつて、神殿西面す。倭建命を祀る。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。當社はもと社僧中の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

八、米社

熱田社の南に並び、神殿西面す。宇迦之御魂神を祀る。元は米の御前と稱した。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺七寸、横四尺五寸、建坪七合一勺二。例祭は十月十五日である。もと神官河村牛之太夫の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

九、大歳社

米社の南にあつて、神殿西面す。大年神を祀る。元は矢の御前と稱した。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺五寸、横四尺三寸、建坪六合五勺五。例祭は十月十五日である。當社はもと神樂方服部乙若太夫の扣で、貞享五年、寶永八年、寶曆二年、同十年等に造營のことが見える。

十、兒之社

本宮の東南隅にあつて、神殿北面す。若年神を祀る。元は兒御前と稱した。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。當社はもと神樂方平野但馬太夫の扣で、寶曆十年、天明三年の造營のことが見える。

十一、大社

兒之社の西に並び、神殿北面す。大山咋命を祀る。元は大社御前と稱した。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。當社はもと神官堀田番頭太夫の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

十二、船付社

大社の西に並び、神殿北面す。庭高津日命を祀る。元は船着御前と稱した。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦四尺三寸、横三尺三寸、建坪三合九勺四。例祭は十月十五日である。當社はもと神樂方大矢部一之太夫の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

十三、内宮社

南門の西にあつて、神殿北面す。天照皇大御神を祀る。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺七寸、横二尺七寸、建坪二合二。例祭は十月十五日である。



十四、外宮社

船付社の西、南門の東にあつて、神殿北面す。豊宇氣比賣命を祀る。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺七寸、横二尺七寸、建坪二合二勺。例祭は十月十五日である。當社は内宮社と共にもと社僧中の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

十五、多度社

内宮社の西にあつて、神殿北面す。羽山戸神を祀る。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺八寸、横四尺五寸、建坪七合二勺五。例祭は十月十五日である。當社はもと神樂方村主行司太夫、林行司太夫の扣で、寶曆十年、安永四年等に造營のことが見える。

十六、戸隠社

彌五郎殿社の北にあつて、神殿東面す。手力雄命を祀る。元は此處に毘沙門堂があつた。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。毘沙門堂はもと社僧實相院の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

十七、忍穂耳社

繪馬殿の北にあつて、神殿東面す。正哉吾勝々速日天之忍穂耳命を祀る。元は星宮と稱した。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺八寸、横四尺五寸、建坪七合二勺五。例祭は十月

十五日である。當社はもと神官眞野門之太夫の扣で、元祿十七年、寶曆十年等に造營のことが見える。

十八、龍田社

忍穂耳社の北に並び、神殿東面す。志那津比古命を祀る。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺七寸六分、横二尺一寸、建坪一合六勺一。例祭は十月十五日である。もとは此處に一切經堂があり、社僧中の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

十九、庭津日社

本宮の西にあつて、神殿東面す。庭津日命を祀る。元は屋根御前と稱し、古圖には八子御前としてやごと假名付したといふ。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺七寸六分、横二尺一寸、建坪一合六勺一。例祭は十月十五日である。當社はもと神主の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

二十、久斯社

庭津日社の北にあつて、神殿東面す。少名毘古那神を祀る。元は此處に千手堂があつた。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。千手堂はもと神官服部源八太夫の扣で、寶曆十年、天明三年等に造營のこと



が見える。

廿一、熊野社

久斯社の北にあつて、神殿東面す。伊邪那美命を祀る。元は此處に辨才天堂があつた。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。辨才天堂はもと神官堀田右馬太夫神樂方平野但馬太夫の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

廿二、塵社

本宮の西北隅にあつて、神殿南面す。聖神を祀る。元は塵宮と稱へ、俗に山神といふ。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。當社はもと神樂方大矢部一之太夫の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

廿三、多賀社

塵社の東に並び、神殿南面す。伊邪那岐命を祀る。元は此處に經塚社があつた。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。もと神樂方大矢部一之太夫の扣で、寶曆十年本宮遷宮の時創建したものである。

廿四、稻荷社

本宮の西北、寶庫と多賀社との間にあつて、神殿南面す。宇迦之御魂神を祀る。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺七寸六分、横四尺五寸、建坪七合二勺。例祭は陰曆二月初午日である。當社はもと神主の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

廿五、愛宕社

樓門外南側にあつて、神殿北面す。迦具土神を祀る。元は北側にあつて橋守社と相對したが、神厩を此處に移す時南側に遷した。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺八寸、横二尺一寸、建坪一合六勺三。例祭は十月十五日である。當社はもと社僧明星院の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

廿六、橋守社

愛宕社の東に並び、神殿北面す。猿田毘古命を祀る。元は橋姫社ともいつて橋姫を祭るとした。本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦五尺四寸六分、横四尺四寸、建坪六合六勺七。例祭は十月十五日である。當社はもと神主の扣で、寶曆十年造營のことが見える。

第三 境外末社

一、竈社

西堺町大字向島字居森千九百三十六番地にあつて三座より成る。元は三寶荒神社と稱した。中央に天知



迦流美豆比賣命、左に奥津比賣神、右に奥津比古神を祀り、各本殿並に三社を圍んで木造の瑞垣がある。本殿三殿共各折造、檜材、屋根銅板葺、縦二尺六寸五分、横三尺三寸、建坪



津島神社外末八社八社

二合四勺二、瑞垣高四尺、總延長五十五尺、明治三十九年九月落成境内は八十二坪あつて、尙瑞垣の外に秋葉社がある。例祭は十月十五日で元は三輛の祭車を出した。當社はもと社僧明星院の扣で、寶曆十年造營のこが見える。

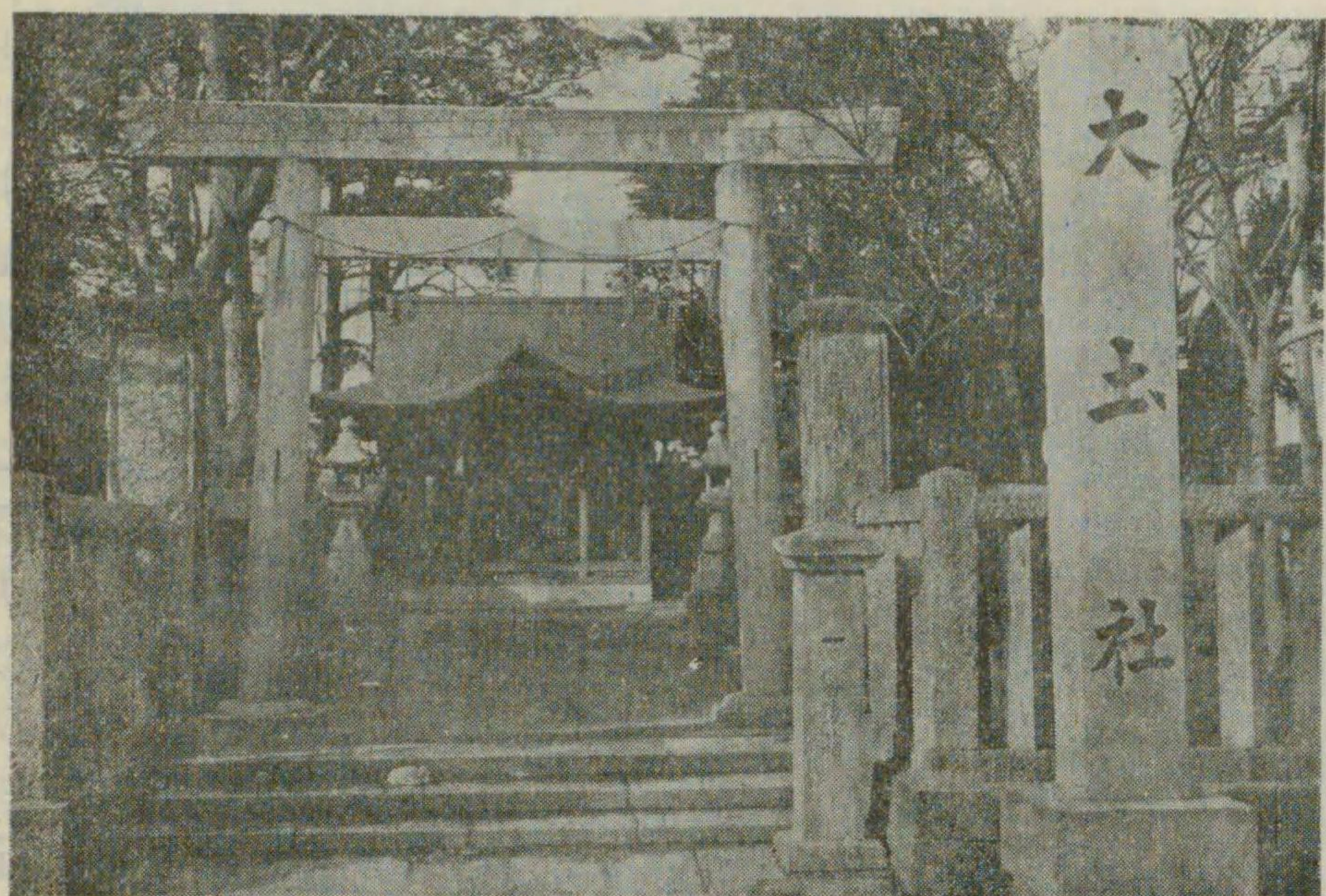
二、山 祇 社

下新田 大字向島字新曾二 千三百四十番地 にある。大山津見命を祀る。本殿折造檜材、屋根銅板葺、縦三尺四寸、横二尺五寸、建坪二合三勺六。外に秋葉社、天照皇大神宮がある。境内三百九十二坪一。例祭は陰曆十一月七日である。

三、八 劍 社

中野町 大字津島字有根ハノ 割二百三十三番地 にある。須佐之男命荒

御魂を祀る。本殿流造、檜材、屋根柿葺、縦八尺一寸、横八尺二寸、建坪一坪八合八勺五。現今境内二百五十六坪であるが、張州雜誌には社地三畝歩、正保三戌年除地とある。例祭は



津島神社外末大土社

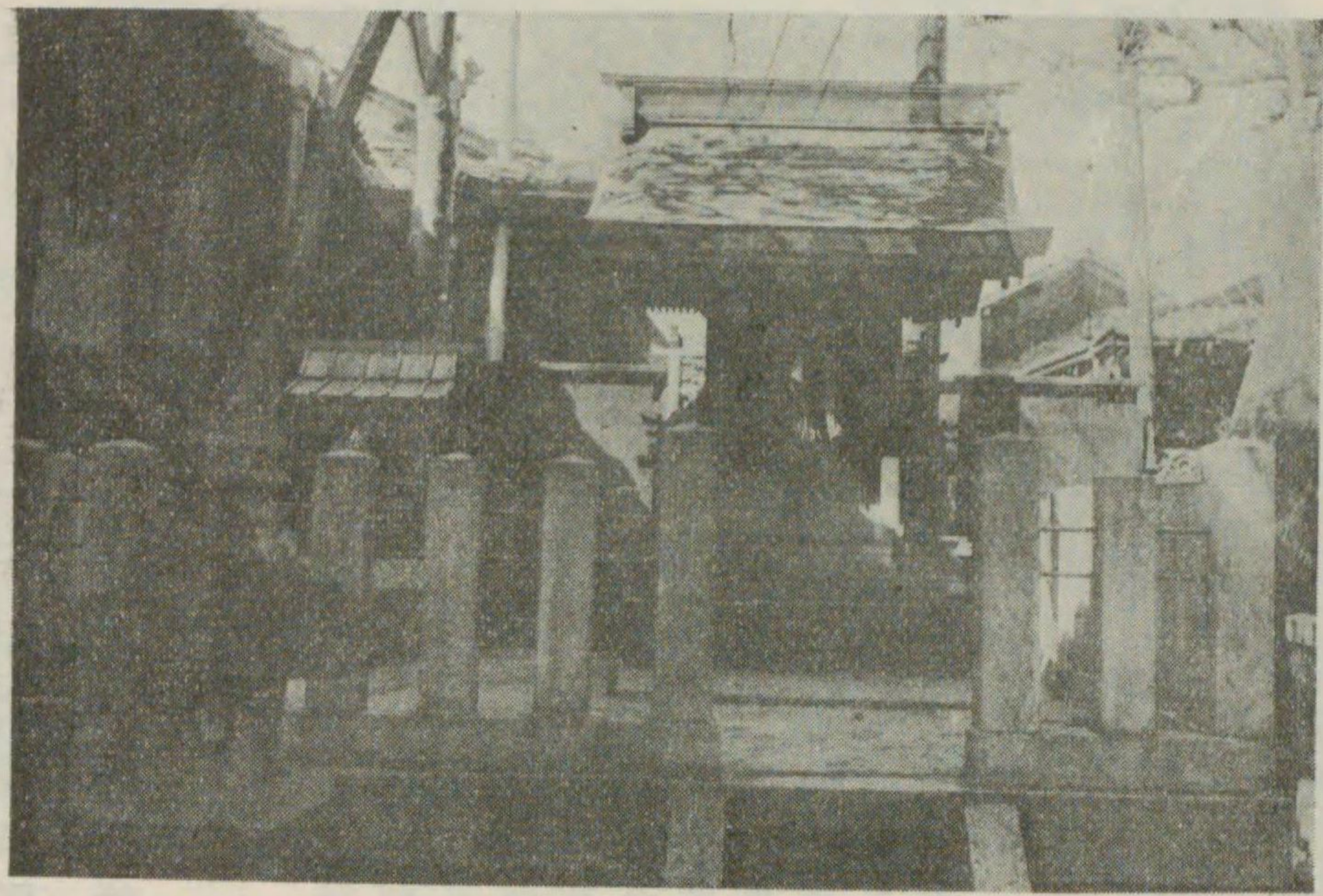
十月十五日で、この日轡踊を催すことがある。詳しくは風俗編に掲げてある。又昔は中野下構より山車二輛を出したけれども、焼失後中絶した。

四、大 土 社

今市場町 大字津島字藤浪ノ 割八十四番地 にある。大土御祖神を祀る。元は土御前社と稱した。本殿流造檜材、屋根瓦葺、縦一間横四尺、建坪六合六勺六、明治三十六年九月二十一日落成圍石垣高三尺八寸、總延長二十八間三尺あり。外に本殿の左に石神社、殿 縦二尺六寸 横一尺五寸、右に琴平神社あり、その内石神社は町内持であり、琴平社は大橋鷹丸の守護神であつたが、明治四十三年の火災に炎上した爲、石神社の御神體は津島神社に、琴



平社のは寶壽院に預けたのを、石神社は許可済の上大正三年十月二十五日津島神社境外末社として大土社境内に移轉し、又琴平社は大土社の營繕と共に昭和四年十月



津島神社外末社下堤社

二日此處に遷座することゝなつたのである。現今境内は百六十三坪あるが、張州雜誌には社地四畝歩、正保三戌年除地とある。例祭は十月十五日で、元は社後に造物を飭り、祭車三輛を出した。

五、堤 下 社

堤下町 大字津島字藤浪ホノ割イ三百六十五番地 にある。須佐之男命奇御魂を祀る。元は金燈籠社と稱へ、昔は天王川を隔て、津島神社の遙拜所であつたと傳へ、今津島神社境内に移された金燈籠のあつた舊跡である。本殿流造、檜材、屋根銅板葺、縦四尺五寸、横五尺二寸、建坪六合五勺で、外に迦具土神を祀る秋葉社があり、その本殿折造、檜材、屋根銅板葺、縦一尺五寸、横二尺、建坪八勺三ある。現今境内二十七

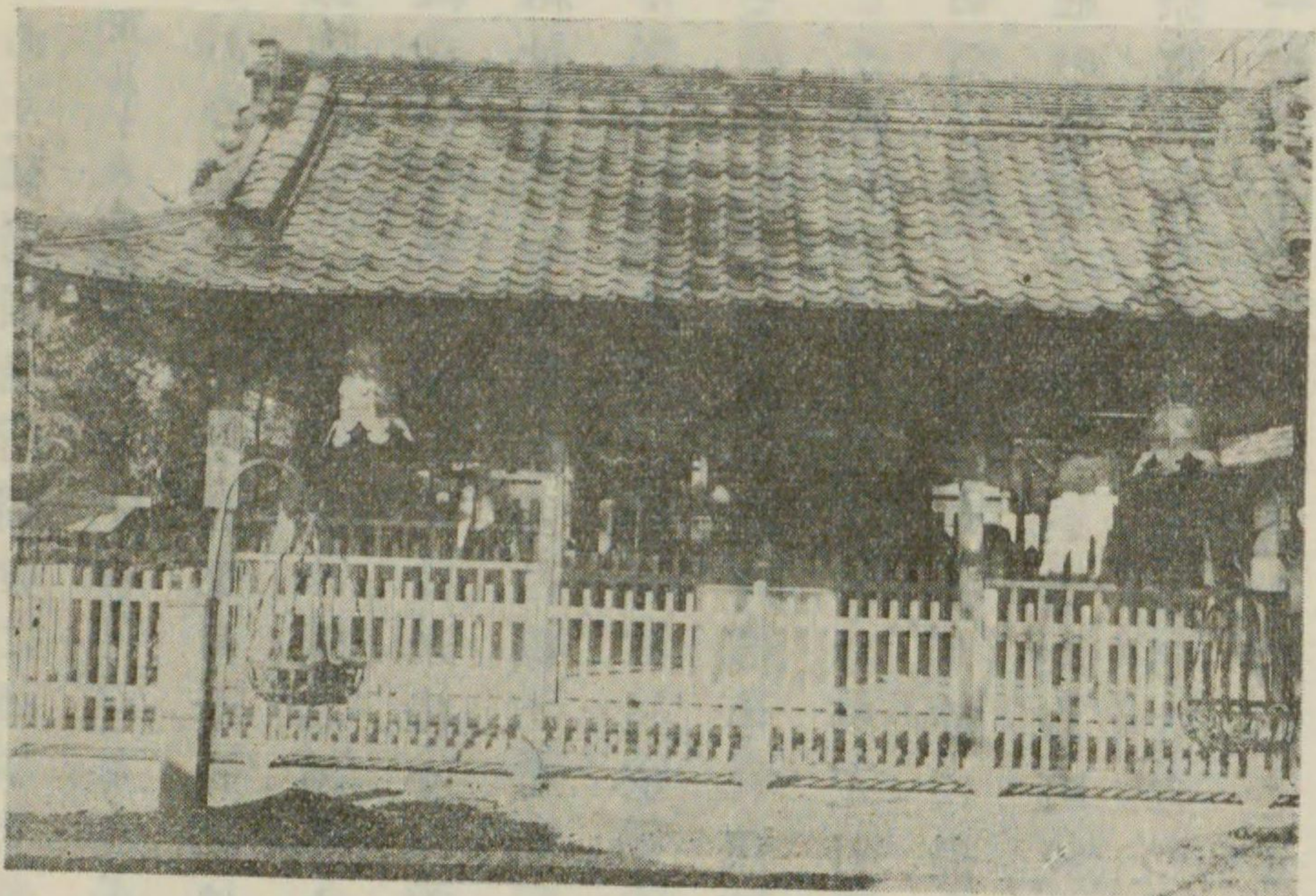
坪あるが、張州雜誌には社地二十四歩、正保三戌年除地とあり、例祭は十月十五日で、昔は堤下金燈籠の兩町で造物を飭つたこともある。

六、市 神 社

米之座町 大字津島字藤浪チノ割五百七十八番地 にあり、大市比賣命を祀る。左に大歳神を祀る大歳社、右に宇迦之御魂神を祀る宇迦御魂社がある。各本殿並に拜殿、鳥居、石圍垣あり、境内九十七坪を有し、弘和元年の創立と傳へる。津田正生はこの神社を以て神名式の漆部神社には非ずやとの説をなし、本國神名帳集説訂考にその説を掲げて居る。

又當社には十日市がある。これに關し尾張國地名考には

昔日此處は米穀問屋の市沽する所なれば幸ひに大市姫を齋祀りて市神と崇奉り、町名をも米の座と號くさなり、今も正月十日の曉天に初市の嘉例あり、これを十日市と呼べり、



津島神社外末社市神



とあり、又尾張名所圖會には、

正月十日早朝に初市にて此所にてさまんくのもて遊びを賣、その形風流にして古雅なるもの多し、

とある如く、毎年陰曆正月十日にはこれを十日市と稱して夜半より雜商露店を出し拂曉に至つて終る。その鬻品種々あつてその最たるものは笹の葉、五福飴、西王母の桃、紙鳶等である。笹の葉は米俵、小判、舩、箕、丁子、熨斗、金箱、立烏帽子、槌、菓子袋等を笹の葉に結付けたもの、五福飴は極めて細い棒飴、西王母の桃は細き竹串の先に團子を挿し赤く彩つたもので、市中戸毎に必ずこれを買求めて神棚に供し、その年の幸福を祈つた。その市況は該夜二三時間中に舉町争つて求むることであるから實に雜踏を極めること夥しい。例祭は右の陰曆正月十日の外に陰曆八月十五日にも行ひ、これは俗に七切祭と稱し、正徳元年より笹に提燈を付け、傘、鉾等を出したが、享保三年よりは津島神社の船祭を出さない舊來の町々、即ち北口、米之座、高屋敷、狹屋、小之座、池之堂、布屋より祭車一輛づゝを出すことになつたが、津島神社が國幣小社列格以來他の町々と共に一齊に十月一日祭禮を行ふことゝなつた。

市神社本殿流造、檜材、屋根銅板葺、縦一間三寸、横五尺五寸、建坪九合六勺二明治三十二年七月五日、修大歳社本殿神明造、檜材、屋根銅板葺、縦四尺二寸、横三尺八寸、建坪四合四勺三明治三十二年

七月五日修繕、宇迦御魂社本殿、神明造、檜材、屋根銅板葺、縦四尺二寸、横三尺八寸、建坪四合四勺三明治三十二年七月五日修繕、三社共用拜殿、大破風造、檜材、屋根瓦葺、縦一間三尺、横四間、建坪六坪一合二勺五である。

當社は神子方堀田開田太夫の扣であつて、寛保二年寶曆十三年明和九年、寛政二年等に造營したことが見える。〔國幣小社津島神社明細帳、社寺明細帳、津島神社書類、津島神社〕

第十項 祭典

本社の祭典には大中小五十餘回ある。大祭の中二月十七日の祈年祭、六月十五日の例祭、十一月二十三日の新嘗祭には各幣帛供進使の參向あり、陰曆六月十四日神輿渡御、同十五日大御饌調進祭及神輿還御は特殊祭典である。中祭は一月一日歳旦祭、一月三日元始祭、二月十一日紀元節祭、陰曆二月朔日開扉祭、四月二十九日天長節祭、陰曆五月五日流鏑馬祭、十一月三日明治節祭である。小祭は一月四日和魂祭、陰曆正月元旦及七日までの七草祭、同正月十五日小豆粥調進祭、同十六日奉射祭、二月二十六日烏呼神事、陰曆二月中の午日春縣祭、同三月三日鬪鶏轉供祭、同三月二十八日五穀豊凶神卜祭、同四月八日より同十日に至る花の撓、同六月朔日御鎮座祭、及神葭刈取場選定神事、同十一日神葭刈神事、同十二日神葭揃神事、同十六日神葭放流祭、同十七日神葭着岸祭、同



二十三日、二十四日神葺祭、同八月二十九日神葺納神事、同九月九日重陽祭、十月一日より三日に至る列格記念祭、陰曆十一月中の丑日秋縣祭、十二月二十五日煤拂神事、同三十一日除夜祭である。左に主なる祭典について記す。

一、和魂祭

一月四日で、舊時は蘇民祭と稱し、社人姥ヶ森で柿の枝を取り、蘇民將來の立符を作り、遠近諸方に送つた。俗に焼餅祭と稱するは粟餅を姥ヶ森の大石の上で焼いて年中の疫除災除として戴いたからである。現在は茅輪祭といひ、本社祭典に引續き、攝社和魂社に於ても例祭を執行し、拜殿前に設けられたる茅輪をくゞる御儀があり、悪疫解除の御神徳を請奉る神事である。當日衆庶一般に茅輪守神葺酒粟餅の御供を授與する。

二、七草祭

陰曆正月元日より七日まで、古來よりこの祭儀が行はれた。殊に初日は小朝拜と稱し、大御饌調進のことあり、七草の御菜を初めとし、種々の物を高杯で奉る。參拜者多く、殊に古來四日が最も賑ふ。元は沿道で澤庵漬の切つたのを通行人に賣つたといふ。

三、小豆粥調進祭

陰曆正月十五日で、小豆の粥を本社並に攝末社に調進しまつる御儀である。

四、奉射祭

陰曆正月十六日で、元は午刻神主神官社人が拜殿に於て酒宴の式をなし、次に南門前に於て的を射て邪を祓ふ射禮は頗る嚴重である。式後復拜殿で直會の儀あり、その時社家一人鯉の庖丁を行ふことである。維新後廢絶せられたのを明治十三年再興し、今も猶古儀に則り南參道で射を奉り、邪を祓ふ御儀があつて、終つて拜殿で直會の式がある。

五、烏呼神事

舊時は御贄祭といひ、正月二十六日行つた。中島郡三宅村天王の神主が神供を調べ、本社へ献供する儀式である。彼の神主が乗物で行列美々しく、又兒童二人を麗はしく粧ひ、兒と稱して駕籠に載せて行列し、着到後神前で神樂を奏し、神拜の式あり、兒が粧を俗に一時上臈のかり小袖といふ。今は二月二十六日古例により平和村字三宅の祠官が村の青年を従へて來り、神前で献饌せる蒸飯の中で二個のむすびを作り、一を本殿、一を八柱社の屋根に散し、烏に與ふる儀がある。烏呼神事の稱はこれより起るといふ。



六、開扉祭

陰曆二月朔日で、舊時は御戸開の神事といつたので、俗におみどうといふ。正月晦日の夜半即ち二月朔日の午前一時に行ふ。開扉して内陣に献饌するはこの日と津島祭の時のみで、神前の幣帛を改め替ふるのはこの祭の時である。神前には献燈數多挑げ列ね、社人出仕の道を照す爲に、吊り運ぶに數人を要する非常に大きな松明を點する。昔はこの松明は牛之太夫より出す例であつたといふ。蓋しこれは當地に於ける由貴大御饌調進の御儀であつて、当社特殊祭典中の嚴儀に屬し、今も本社の御祭典あつて、これに引續き古例により各攝社にも班幣が行はれる。

七、春縣祭

陰曆二月中の午日に行はれ、所謂祈年祭である。古來当社に於ける重要な祭儀に屬し、齋庭で農耕の神事を奉仕し、五穀の豊穰を祈念する御儀である。舊時は神主拜殿に出座し、勾當太夫さくらを執りて立ち、神樂の長但馬太夫五穀の種を蒔散らし乍ら、まこよ／＼福の種をまこよと歌ふ。神官は何れも木造りの鍬を持つて田をかへす眞似をすること三度である。この式終つて右馬太夫先に立つて、牛太夫より出せる牛と名けた素袍着の男に、牛櫃といふ大なる曲物を背負はせ、乙若太夫指揮して持廻らせ

る。その次に右馬太夫酢瓶といふ古き瓶を釣らせて廻り、又行司太夫すぶたといふ藁で作つたものを持たせて廻る式がある。今も古來の儘を行ひ、唯神官が役割で夫々の任に當るを異にして居るのみである。

尙この祭典に當つて攝社居森社並に柏樹社へ奉幣献供のことが行はれる。兩社共社前に葭案を設けて御饌を供し、掛鮎を献するが、その風最も古儀を存して居る。祭典終つて拜殿に於て直會あり、鯉の庖丁の儀が古來行はれて居る。當祭に献供の鯉は古來御贄組十二ヶ村の献る所であつて、現在に至るもこの風を留めて居る。この御贄組に就いては記録が詳でないが、傳へていふ御贄川は木曾川の末今は西川といふ、正月十一月の兩度の祭禮に漁師鯉魚をとりて献るなり、天正二年四月左中將平信忠朝臣の當處網者に賜ひし證書ありと、因みにこの十二ヶ村は次の如くである。

下切越津・宇治百町(以上神守村)・諸桑南河田・北河田・小津古瀬(以上佐織村)・中一色鹿伏兔(以上永和村)・蟹江新田(蟹江町)

八、鬮鶏轉供祭

陰曆三月三日早朝蓬餅供御調進し、午刻神主・神官・神子・社僧は神前に於て種々の式あり、終つて廣前の白洲で鶏合をする、これは良王が當處に入らせてから始まるとい



ふ。今も別齋場に奉幣を迎へまつり、祭典を奉仕したる後古儀に則り本社並に八柱社の御前で鬪鶏二番ある。轉供とは往古より供御の御水人形等巫女の手によつて旋轉傳供するによつてこの稱がある。蓋し上巳の祓の御儀に基く祭典であらう。

九、五穀豊凶神卜祭及花の撓

神卜祭は陰曆三月二十八日、花の撓は陰曆四月八日より十日まで行はる。明治時代に至つて創められた神事で、花の撓には參拜者が多い。神卜祭は社傳の神卜により五穀豊凶の神諭を受けまつる御儀で、花の撓は神卜祭に於て伺ひまつれる神諭に基きて作り物を設け、年の豊凶を衆庶一般に判知せしむる行事である。又年々この作り物の圖を印刷して希望者に頒布する。

十、流鏑馬祭

陰曆五月五日で、往古は先づ粽調進の儀あり、午刻總社輩出仕し社僧神輿前に於て伽陀文讀誦の後、神輿は東御門より天王川堤の御旅所今の馬場町に神幸あり、その前で流鏑馬が行はれた。狂言の千鳥にこの流鏑馬のこゝろあり、先づ一町に三所的を建て、美しい兒が綺麗な衣裳を着、弓矢を屹と帶し、馬に打乗つて彼の的を端から射て廻る手前の麗しさなどが述べてあつて、室町時代に於ける當時の有様を推測することが出来る。

維新後暫く廢止したのを明治九年再興し、現今は古例により粽の御饌調進祭を行ひ、今の天王川御旅所に神輿渡御の上流鏑馬の式を奉仕し、終つて還御の御儀がある。後天王川周圍のグラウンドに於て競馬が行はれる。

十一、神葎刈取場選定神事

津島祭劈頭の神事であつて、陰曆六月朔日に海部郡永和村大字中一色なる日光河畔に於て神事に用ふる御葎を刈取るべき範圍を選定し、祓の式を行ひ、注連を張る儀式である。往古は海西郡二子に御葎山があつたが、何時の頃にか廢れ、その後は前ヶ須松名新田等に至り神葎十二束を刈つたこともあつたけれども、佐屋川廢川以來中一色日光川沿岸に定つた。

十二、神葎刈行事

陰曆六月十一日に中一色なる刈取場にて神葎を刈取る式であつて、先づ祭員以下行列を整へて刈取場に至り、修祓が行はれ、神職監督の下に使部中一色青年會員刈取を奉仕し、葎の中より勝れたものゝみを選定して定式の如く取揃へ束ね、終つて再行列して歸途に就き、天王河畔で神職一同の出迎を受けて本社に入る。この日前日古儀に則つて醸造した一夜酒を本殿及刈取場に供へ、尙一般の人々にも授與する。



十三、神葎揃神事

陰曆六月十二日には前日刈取つた神葎を古式に則つて夫々飾付け、神前に配置する式が行はれる。

十四、神輿飾

陰曆六月十三日に禰宜以下によつて神輿の御飾を奉仕する。

十五、神輿渡御

陰曆六月十四日午前十時車樂船神覽の爲天王河畔なる御旅所に神幸の儀である。この事は維新後暫く廢絶したのを、明治十二年再興した。

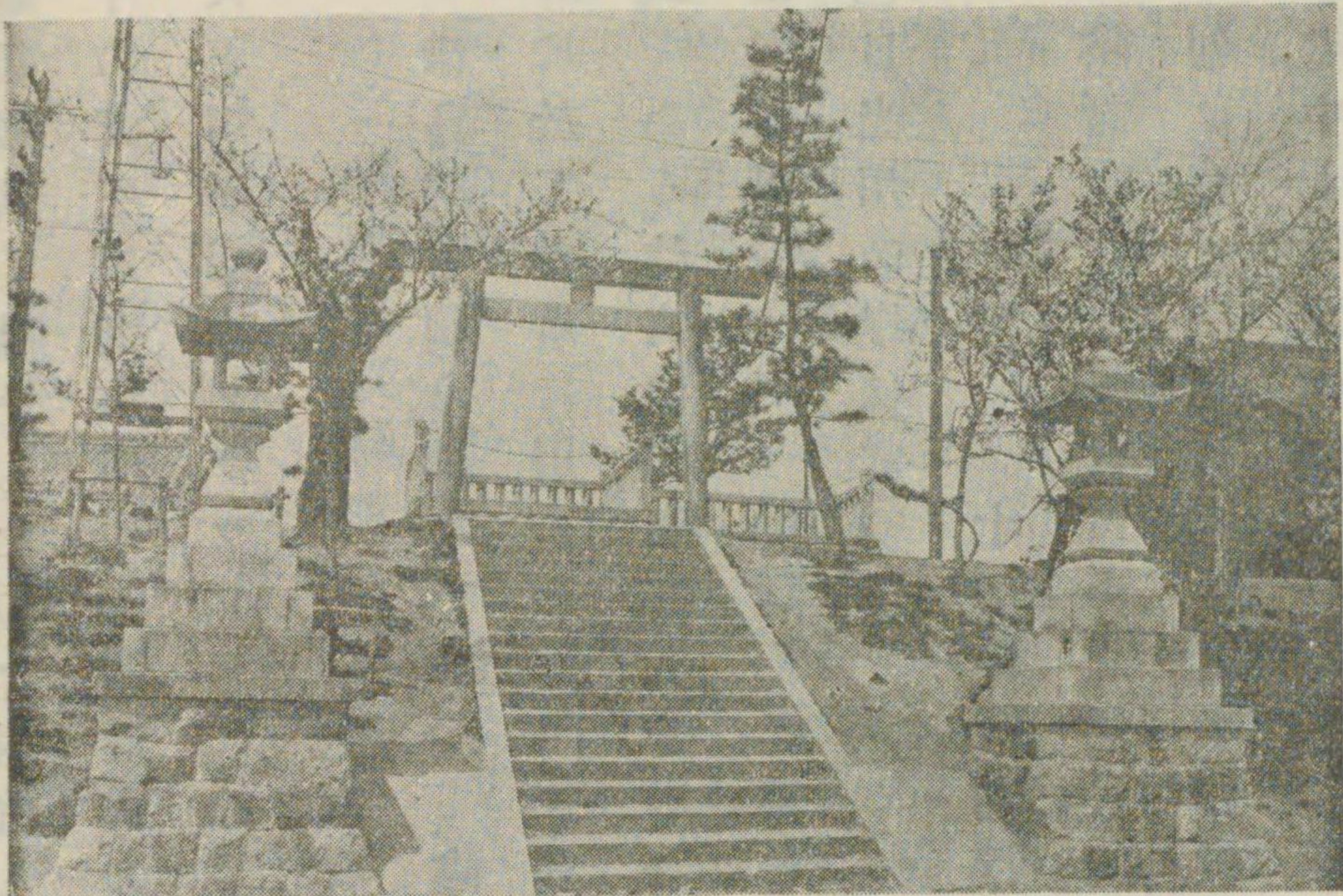
式次第

午前十時宮司以下所定ノ座ニ著ク

次修祓

次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂



津島神社御旅所

次宮司祝詞ヲ奏ス

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次出御畢リテ宮司御扉ヲ閉ヅ此間奏樂  
警蹕

次渡御此間奏樂

其儀宮司神輿ヲ奉ジ諸員神寶ヲ列立ス

津島町長以下供奉ス

車屋以下參列員供奉ス

次著御

次宮司以下所定ノ位置ニ著ク

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮 禰宜以下列拜

次津島町長玉串ヲ奉リテ拜禮

次參列員玉串ヲ奉リテ拜禮

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次各退下神職二員御旅所ニ候ス



津島祭神幸列次

前衛警官 警官 箒白丁 金棒大紋 甲冑 甲冑 先拂 大麻神職 鹽湯神職 前衛神職 供廻白丁 社名旗  
 神職 伶人 太鼓白丁 右御旗神職 大榼白丁 唐櫃白丁 神子 右御弓矢神職 右御太刀神職  
 左御鉾神職 右御楯神職 御杖神職 奉幣禰宜 右御綱神職 供廻白丁 神輿 右御翳神職 吳床白丁  
 左御鉾神職 左御楯神職 御杖神職 奉幣禰宜 左御綱神職 供廻白丁 神輿 左御翳神職 吳床白丁  
 獅子頭白丁 神馬 口取白丁 宮司 供廻白丁 後衛 神職 供廻白丁 津島町長 供廻白丁 隨員 甲冑  
 甲冑 車屋 一般供奉員 後衛 警官

十六、大御饌調進祭

前後九十日間に亘る津島祭の頂點となる祭儀で、陰曆六月十五日午前一時、古式に則り由貴の御饌を塗高坏で調進する儀が行はれる。大御饌が他のものと最も異なる所は一部が熟饌であることであり、又奉奠の位置が内陣の御奥深きにあることである。

十七、神輿還御

陰曆六月十五日朝祭の車樂船が着き、車屋稚兒その他車係の者一同上陸し、行列に供奉して午前十時神輿は本社に還幸あり。本社著御の後、稚兒は拜殿で樂を奏し、盃事

があり、畢つて樂を奏しつゝ、境内攝末社を巡拜の上、再乗船して車河戸に漕ぎ歸る。

式次第

午前八時宮司以下御旅所ニ參進所定ノ位置ニ著ク  
 是ヨリ先修祓ノ儀アリ  
 次市江車及津島當番車へ準備宜シキ旨ヲ達ス  
 次朝祭ノ儀 畢リテ稚兒車屋上陸所定ノ位置ニ著ク  
 次市江車献上ノ儀  
 次宮司祝詞ヲ奏ス  
 次還御 此間奏樂  
 其儀渡御ニ同ジ  
 次著御  
 次入御 此間奏樂  
 次禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂  
 次宮司祝詞ヲ奏ス  
 次市江車車樂ヲ奏ス



次市江車稚兒盃事

次津島車車樂ヲ奏ス

次津島車稚兒盃事

次宮司玉串ニ奉リテ拜禮 禰宜以下列拜

次津島町長玉串ヲ奉リテ拜禮

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次宮司御扉ヲ閉ヂ畢リテ本座ニ復ス此間奏樂

次各退下

十八、神葭放流神事

陰曆六月十五日の夜半即ち十六日午前一時、神葭に御幣を立て、眞神葭を奉齋してこれを天王川に流し奉る式で、この日より七日の間は本殿にも燈火を奉らず、謹慎靜肅を旨とする。この御神事は殊に神秘にして、俗人の見ることを許さず、町中門戸を閉ぢ、燈火を消し、宵より靜まり居ることゝなり、「お寢やれ」と稱し、神事前に二度町を巡視して、若し未だ寢に就かざる者あらば、注意して表を閉さしめる。而も尙戸を明け、燈火を點じ、慎まざる家あらば、この日末社に至るまで供へたる白瓜をその家の戸口に置

き去り、瓜の置かれた家は必ず凶事ありとて人々深く恐れ、慎むといひ、津島人は平素も白瓜を忌むといふ。この神葭放流神事は萬民の災厄を除拂するといふ御神慮に出たものであつて、萬民の祈願し奉つた一切の惡疫災禍を御神徳を以て總てこの神葭に寄せ、遠くに放流せらるゝ儀式である。

十九、神葭着岸祭

陰曆六月十八日放流の神葭漂着の地點に齋竹を立て、注連繩を廻らし、御食御酒を供へて奉齋する儀である。着岸の町内に於ては堤上に拜所を設け、爾後陰曆八月晦日に至る迄これに奉仕する例となつて居る。着岸から六日目及七日目に當る陰曆同月二十三、二十四の兩日神葭奉齋の河中に船を浮べて祭典を奉仕し、神樂を奏する儀である。着岸の町内はもとより、津島町中に於ても「おひこもし」と稱し、燈を献じてこれをまつることは今猶盛に行はれて居る。昔は笹踊、競馬等が行はれた。

二十、神葭納祭

陰曆八月晦日に去る六月十六日以來河中に奉齋した神葭を川中より上げて天王川中の神葭島に納め奉り、是に於て六月朔日以來前後九十日に亘る津島祭の神事は全く終了する。



廿一、重陽祭

陰曆九月九日古儀に則り種々の御饌に黄菊白菊を添へて奉る儀である。

廿二、秋縣祭

陰曆十一月中の丑日に行ひ、春縣祭に對し、秋の稔の豊なるを謝し奉る報賽の祭典である。春縣祭同様居森社、柏樹社に奉幣献供の儀があり、畢つて拜殿にて直會鯉の庖丁がある。

右の外御田植祭あり、これは目下行はれて居ないけれども、その模様を記すこととする。この祭は昭和三年御大典記念として興つたもので、初め當地堀田徳藏より大字向島字吉作に於て約七畝歩の田地の寄進があつた爲六月十六日を卜して御田植祭を催すこととなり、先づ午前に神前で本殿祭があり、次にその齋田でその式を行ひ、選定せられたる男女の奉耕者が早苗の植付をなした。爾來引續いたが右の土地は都合上埋立つることになつたので、昭和七年大字向島字江東に換地してこれを行ひ、同年には次の如き田植歌も出來、津島第一尋常高等小學校尋常科第六學年女子が當日奉唱した。

津島神社田植歌

服部知一詞  
鬼頭盛一曲

廣野つづきて

伊吹が遠い

津島の宮の

御田祭り

木曾は流れて

眞水が清い

津島の宮の

御田まつり

幾代しげりて

神燈明い

津島の宮の

御田まつり

田植乙女の

さつさの聲に

津島の宮の

御田まつり

翌八年七月二日の御田植祭は次の如き次第で行はれた。

(一) 本殿祭

午前十時宮司以下參列諸員着座

次修祓

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次田植歌奉唱 津島第二尋常小學校第六學年女子



次宮司玉串ヲ奉リ拜禮 禰宜以下列拜

次奉耕者代表玉串ヲ奉リテ拜禮 奉耕者一同列拜

次參列諸員代表玉串ヲ奉リテ拜禮 參列諸員列拜

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次退出

(二) 午後一時半齋田へ參進

先導 神饌 宮司以下祭員 俗人 奉耕者一同 參列諸員 小學校兒童

一般拜觀者

(三) 齋田祭

宮司以下齋田所定ノ位置ニ著ク

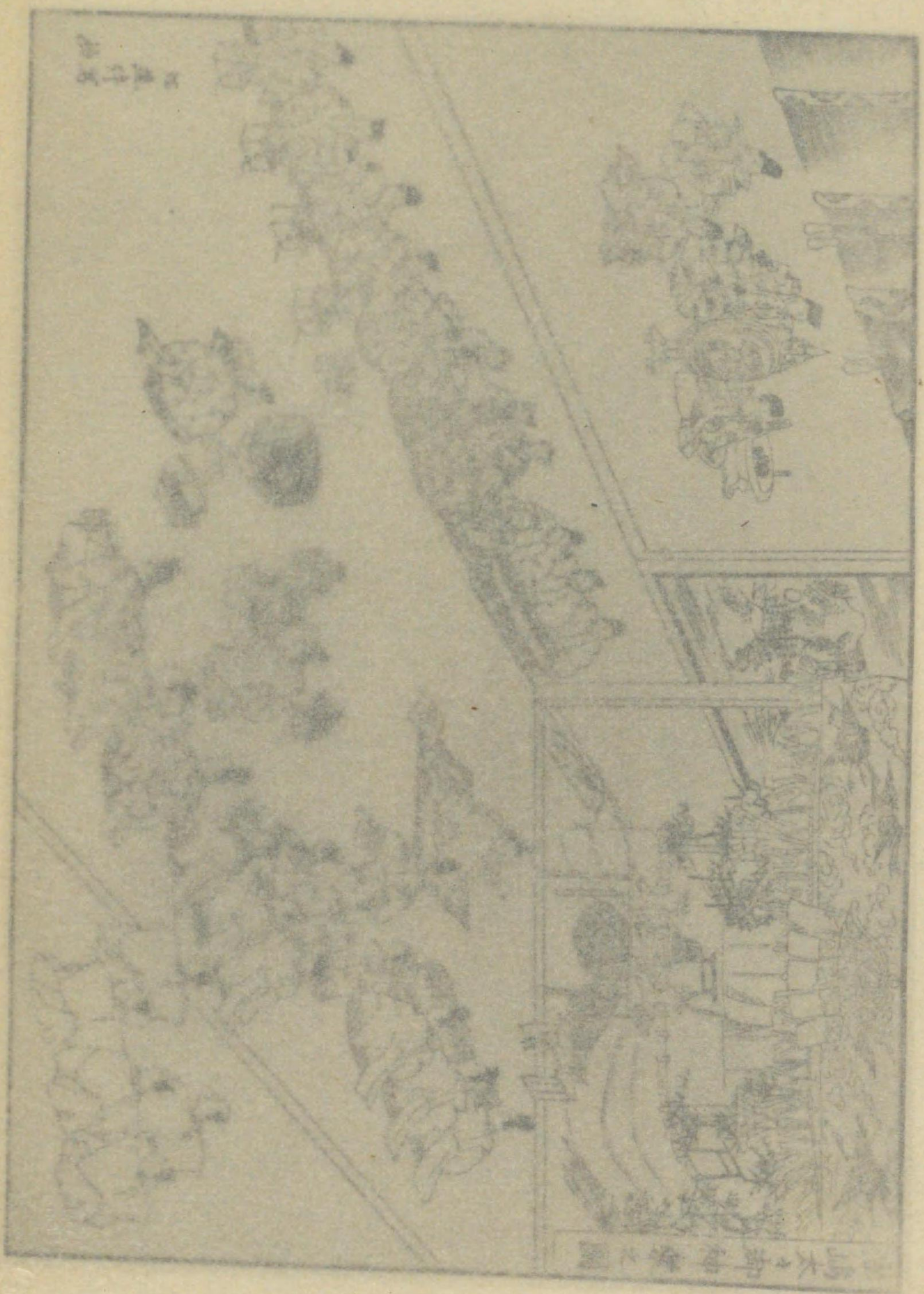
次修祓

次降神 警蹕

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次田植歌奉唱



圖之 祭神御々太島津 藏兵部次園木村



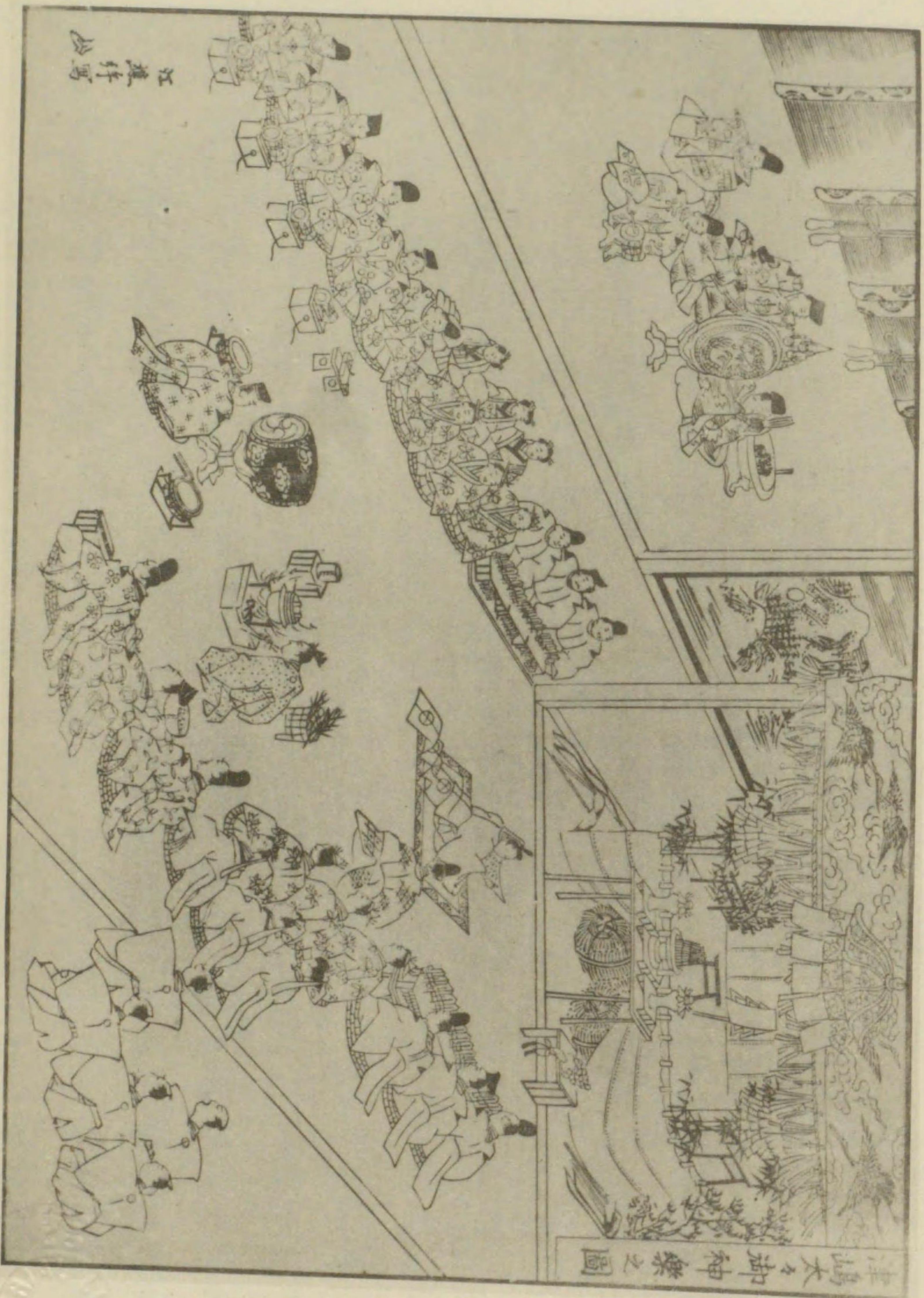
次宮司玉串ヲ奉リ拜禮 禰宜以下列拜  
 次奉耕者代表玉串ヲ奉リテ拜禮 奉耕者一同列拜  
 次參列諸員代表玉串ヲ奉リテ拜禮 參列諸員列拜  
 次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂  
 次退出

(二) 午後一時半齋田へ參進

先導紳 神饌 宮司以下祭員俗人 奉耕者一同 參列諸員 小學校兒童  
 一般拜觀者

(三) 齋田祭

宮司以下齋田所定ノ位置ニ著ク  
 次修祓  
 次降神管屢  
 次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂  
 次宮司祝詞ヲ奏ス  
 次田植歌奉唱



津島大々御神樂之圖  
 藏氏耶次國木村



次彌宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次早苗植付 奉耕者一同

次昇神

次一同退下

然るにこの田地は又も第二尋常小學校の敷地となつたので、同九年を限りその後  
は中絶となつて居る。〔津島神社書類、津島神社神職談〕

#### 第十一項 太々神樂

太々神樂は諸國諸社に行はれ、就中伊勢熱田兩神宮の如きは早くあつたが、津島神社に於てこの行事の行はれたのは明和・安永の頃と思はれる。これは初め社家社僧が檀那の請によつて萬度祓千度祓又は百度祓を神前に於て修したのを、社家の各自宅に於て太々神樂をも執行するに至つたのである。元來これは決して神社の行事ではなく、神主神官は自ら執行せず、神樂神子等比較的下級の神職が、神官以上の家の下人と共にこれを勤めるのであるが、社家には多大の収入があるから、宣傳に力を盡し、忽ち擴張せられて神威を宣揚したことは見通すべからざることである。その組織は太々講と稱して講中を諸國に結ばしめ、講員よりは一定の懸金即ち講費を出さしむる



ので、年々社家が分擔して諸國を巡回して懸金を集める。而して講員はその懸金を貯蓄せる分を以て、年々交替して總代が神社に參詣して太々神樂を奉奏し、神札を受け、て歸國するのである。その講中には維新前までは諸國檀方と稱し、尾張、伊勢、三河、駿河、信濃の全部と、伊賀、近江、紀伊、越前、越中、加賀、能登、越後、甲斐、美濃、飛驒、相模、伊豆、武藏、安房、上總、下總、上野、下野、常陸、陸奥、出羽の諸國の一部に及んだといふ。

太々神樂の式は社家太々神樂といふ書に次の如く記してある。

太々神樂席之飭

神樂ヲ勤ル社家ニ忌竹ヲ立イミダケツ三本、執行ノ席鹽水席ノ中新菰ヲ敷、正面床ニ臺案ヲ飭ル此臺案中程ニ柱四本ヲ建ル、三方ニ橋子ヲ付ル、御疊ヲ敷其上ニ苗ヲ敷、天井ニ承塵ヲ張、正面ニ御絹ヲ垂、幣臺ヲ居、鳥井ヲ立、臺ノ下ニ俵二俵ヲ置、其前ニ笹付ノ竹二本ヲ立ル、竹ノ間ニ注連ヲ引、張ル四手ヲ張ル、臺ノ上橘子ニ神ノ枝多ク付ル此中ニ柳二本ヲ交ル、臺ノ天井ニ錦ノ水引ヲ張ル、錦ヲ以席ノ柱ヲ包、席ノ四方白水引ヲ張注連ヲ引垂多付ル、天井ニ御蓋ヲ釣ル、臺案ノ前ニ高机ヲ設、左右ニ祈禱ノ御札ヲ置、高机ノ前臺ヲ置、鈴ヲノセル、其前ニ軾ヲ設、其前ニ御子ノ釜ヲ居、臺案前東方小童六人、西方神子六人、後ニハ明ノ者扣座、次ニ笏柏子ノ座ヲ設、神子ノ次ニ搖輪役ノ座ヲ設、笏拍子ノ次神歌ノ者二人座ヲ設、次ニ羯鼓五人樂太鼓等也。

斯の如き莊嚴が出来上ると、神樂を執行するのであるが、社家一同淨衣狩衣で出仕列坐する。かくて總社家奉拜の後、祭主先づ神酒を奉り、次に奉幣、祝詞あり、神子湯を奉り、次に搖輪、散米が有つて、小童弓矢の段、神子鈴の段、笏拍子山廻の段、これは小童が勤めるので、鋤鍬を持つて舞ひ納める。次に祭主供物を撤し、總社家同拜して退下する。神樂歌湯神子出仕出で、

辰巳より吹くる風は神風なれば

志幾波よする津島の渡り

に始まり、八段に分れて居て、初段は湯取神子、二段は小童弓之式、三段は小童鋤鍬式、神子五穀之式、四段は鈴之舞、五段は田植早乙女之式、六段は惠美須舞、七段は神子小童不殘立舞、八段は山廻津島笛、この第八段は鞆鼓役五人、神子八人、小童四人悉く山廻りする。ので、殷賑かな目出度い、而も面白い舞である。次に千秋樂で、

松竹のときはかきはにしげ御代せん秋らく

と神歌を謠ひ、五人の鞆鼓を入れるので目出たく終了する。當日の祝詞は次の如くである。

謹美慎美恐美懼美母啓壽掛母畏木我



太御神能御功烈今更能榮閑奉<sub>耳</sub>牟毛无及幾遠山鳥乃尾呂加奈我羅八岐乃太蚰乃人乎  
害南陪流乎<sub>耳</sub>毛比類留方乃有左禮波真澄鏡能明仁鹿正能劔能研立太留如久仁威稜威稜志  
傳本朝度<sub>耳</sub>毛伏而奉思留仁天皇能加夫呂伎能神爾志居坐者寶祚延  
久哉御坐<sub>耳</sub>牟登賢美畏美奉留爾南牟伏而奉思留仁天皇能加夫呂伎能神爾志居坐者寶祚延  
長聖壽萬歲百官能人達江戸爾坐大將軍吾邦君乎始奉利天下耳有所蒼生仁至留末天安  
久寧耳惠美守利幸閑御覽須良牟乎猶毛八寸羅爾爲有賜倍登何國何郡何村何氏<sub>ム</sub>等其  
祓乃贖物代黃金何程乎南錄何程乎置足波志下官<sub>ム</sub>氏乎志<sub>耳</sub>牟奉叩頭良志牟留我故今時何月  
幾日持由麻波利忌清麻波利天豐御饌豐御酒豐幣帛乎備陪阿佐陪奉理十倉童男佐奈  
木乎振利八倉少童弓絃乎鳴之春之太御田遊與利穉耳明良牟八束穗能奧都田穀横山乃如  
登積立之田加良能山能山廻利伊賀志八久波<sub>能</sub>八代廻利氣吹布幾滿天笛竹仁太鳴鞞  
鞞鞞乎取添畢久堅能天津昔於會與更耳佐夜俱木乃葉乃音奈良天吾神津島能名仁高伎  
太葦原仁生布葦能芦乃志羅邊毛阿志加羅奴御葦能蘆登御霽志坐之聞所玉陪登天津諄  
辭佐太祝言乎以<sub>耳</sub>牟平介久聞食登白勢者集侍留<sub>ム</sub>等我家内親族從類爾至麻且役和乃夜須  
美不令爲諸乃惡<sub>耳</sub>麻自許利無久諸乃<sub>耳</sub>芒咎崇久乎長久足甚久夜乃守利日乃護理仁守理  
幸賜陪登宇都志齊能神祝言乎平介久安介久聞食登白

然るに明治維新以後社家は舊御師として働いたが、明治六年社領は還附せられ、舊御師の神札配布も嚴禁したので、翌七年津島教會本部を設置し、神職が兼任して舊檀那を主體とする報賽事務を取扱ふことになつた。越えて明治二十五年九月二十六日附屬太々講社組織せられ、從來津島教會で取扱つた神札配布を嚴禁して講社でこれを行ひ、講員は一定の講金を納め、舊御師は結社係といふ名稱の下に任命せられ、翌二十六年講員は結社係の自宅で宿泊せしめることに改正せられた。

當時神社職員は舊社家の人々が多かつたが、明治三十五年は講社設置以來十年を経過した所であるので、一期の終了を機會として講則の改正を行ひ、講員を普通特別の二種とし、村講といふ村代參の講員取扱規程を設けた外、神札料その他必要物品の費額を扣除した殘額は結社係に交付することとし、舊社家扶助の形となつた。又太々神樂奉奏期は明治三十二年前後には二月十五日より四月十五日まで二ヶ月間であつたのを、同三十五年以來三月二十四日より四月二十四日まで一ヶ月間とし、更に同四十五年より四月中一ヶ月に改めて今日に至り、午前午後一回宛神樂奉奏を行ひ、毎年その人員六千餘人に及ぶといふ。

爾後屢講則の改正があつたが、大正十五年當社の列格と共に翌昭和二年講則の大



改正を行ひ、結社係十六名を任命し、納金の内より割合を以て奉納金を徴收し、その中より講費を負担することにしたので、この爲太々講社は年額四千圓内外の収入を得て、大禮記念事業を行ひ、又年々幾何か宛を基本財産中に繰入れて財産の増殖を計つて居る。現在日本中部地方を中心として八縣下に亘り、約五萬の講員を抱擁して神徳の宣揚に勉め、結社係を督勵して講社の擴張を計りつゝある。この外當社附屬の講社には津島講及氏子を講員とする報恩神樂講があり、神社は講員の繁榮と安全とを祈念する爲毎月一日十五日に月次祭を執行し、毎年四月一ヶ月間は神樂奉奏をなして居る。〔張州雜志、津島神社書類〕

第十二項 寶物

當社の寶物には刀劍、文書、繪畫、鏡鑑、能面、器具等頗る多い。今主なるものを次に掲げる。是等の一部は毎年四月一ヶ月間を限り、附屬講社員に拜觀せしめて居る。

太刀 亂燒貳尺七寸參分

一口

伯耆守大原眞守作在銘。この太刀地鐵細美及文古雅で、一千有餘年を経たる今日尙精氣の完きは到底後の刀工の遠く及ばざる所である。唯物打の邊に微暈の存するを遺憾とするが、恐らく後世不慮の過失によつて出來たものであらう。堀田彌五郎正泰の佩刀で、彌五郎殿社復興の時寄進したものと傳へ、爾來彌五郎殿社の神寶であつたが、維新後紛失したのをその後買戻したものである。大正九年四月十五日國寶指定。

劔 直及七寸九分

一口

備前國長船長光作在銘。この劔は地及共に佳良で完作といふべく、加ふるに彼の幾多の作中劔が極めて稀である點に於て更に珍重の度を昂める。維新の際紛失したのを後年氏子山田庄次郎これを發見し、その子庄次郎の時改めて寄進した。大正十二年三月二十八日國寶指定。

靈元天皇勅筆御點實陸卿詠草

一幅

後桃園天皇宸筆和歌

一幅

典仁親王御筆和歌

一幅

常陸大守音仁親王和歌

一幅

有栖川宮令旨

一通

有栖川宮寄進狀

一通

九條殿祈願狀

一通

九條殿寄附目錄

一通

織田彈正忠信秀書狀

一通

豐臣秀吉朱印狀

一通

上月助右衛門書狀

一通

田中兵部大輔吉政書狀

一通

福島左衛門大夫正則書狀

一通

小出信濃守吉政書狀

一通

星野治郎左衛門家定書狀

一通

徳川義直黒印狀

一通



酒井雅樂頭書狀

一通

徳川家光書

一幅

尾張津島祭禮之圖

一卷

縣祭之圖 横井也有畫

一幅

第十三項 雜 載

一、豊國大明神の創立を謝絶

村主家文書の中に、桑山法印より今回天王島に豊國大明神を創立すべしとの命に接した處が、天王島には古來末社の外新宮を造營したことがないので、熱田に於ても同様のことがあつた時謝絶した例に倣ひ、それを斷ることとなり、その旨を神主社家中、社僧中より尾張藩主松平忠吉の家臣小笠原和泉守に通告した書狀がある。これは年代が不明であるが、豊臣秀吉歿後かゝる沙汰があつたかと思はれる。〔津島神社書類〕

二、津島社家々族の表彰

津島神社々家宇都宮右一大夫伯父宇都宮兵助は人品宜しく、平素神學經學等出精し、社家に讀書習字等を指南し、自ら社輩風儀の一助となる旨尾張藩に聞え、寛延元年八月晦日役所に召出され、褒美として銀二枚の下賜を受け、その以後も怠慢なく教授すべき由を申渡された。〔津島神社書類〕

三、富突 興行

江戸時代中期以降各所の社寺に於て盛に興行した富突は當神社に於ても御免を得、既に寛保年中にもあつた様であるが、次いで延享元年より五ヶ年の間毎月一回これを興行し、札賣場所は津島神領地名古屋若宮境内、岐阜鳴海起の五ヶ所で、初會は四月十日九ツ時より突始めた。而して褒美は百文札一萬枚につき次の如く定めた。

一番百貫文 二番五拾貫文 三番貳拾五貫文 四番より九番迄七貫五百文 十番拾五貫文 十一番より十九番迄七貫五百文 二十番拾五貫文 二十一番より二十九番迄七貫五百文 三十番拾五貫文 三十一番より三十九番迄七貫五百文 四十番拾五貫文 四十一番より四十九番迄七貫五百文 五十番突留百五拾貫文  
これは一兩年盛であつたが後停止せられた。次に寶曆七年より三ヶ年間毎月一會づゝ朝五ツ時より興行する許可を得、この度は總札數二萬枚を限り、褒美は百文札一萬枚につき次の割合である。

一番五拾貫文 二番貳拾五貫文 三番拾參貫文 拾番目毎七貫五百文 五十番參拾貫文 百番突留貳百五拾貫文 平參貫文

これは翌寶曆八年で中止となり、更に文化三年以降三ヶ年許可を得て居る。富突興行場所は居森社の南方である。かゝる事を行ふは社殿又は神寶等の修理に金子拂底の爲これを補ふ手段であつて、又藩へもその利益の一部を上納し、尙餘剩を以て神事祭



禮の衰廢したのを復興する資金にも充てゝ居る。〔張府編年略、津島神社書類〕

## 四、御 蔭 參

江戸時代に於て伊勢の神宮に御蔭參をすることは屢行はれたが、津島神社にも天保三年五月より、當國人が御蔭參とて續々天王社に參詣し、津島は大々的に殷賑雜踏を極めた事實がある。その状景は名古屋の歌月菴喜笑が、同年九月著した所の「天王おかげ津島の渡り」といふ繪本に詳細に面白をかしく描出して、所々に狂歌が入れてあるから、神社その物の行事ではないけれども此處に記載する。

この御蔭參の起原を釋ねると、天保元年頃から津島へ御蔭參といふことが始まつて居た。これは畢竟伊勢參宮に倣つてゝあらうが、兎も角異常に賓客が多かつた。然るに三年の春頃、熱田町邊に惡疫が流行して、町々より熱田神宮に參詣して、惡疫止息を祈つた處、適この輩に御託宣が有つて、惡疫禳除の祈願ならば津島天王社へ致せとの仰を蒙つた。夫より熱田の町々は直に津島に參詣して惡疫禳除を祈つた。これを遠近共に傳聞して、尾張全國の者が續々と毎町組を成し、花標はなだし具等を捧げ、揃ひの服裝を爲し、行厨を携へ、或は長持等を昇かしめ、街道を絡繹と往還する狀、或は各村端の茶屋に休息する狀、如何にも賑はしく、老若男女嬉々として、所謂御祭騒ぎを演出した。これが

爲に四方より津島に群る參詣人は數萬に達し、特に名古屋から參詣人多く、上下兩街道とも御蔭參で引續いたといふ偉觀である。參詣人の持參した花標具等は、神社本殿の東の廻廊に飾り立て、參詣人に縦覽せしめ、奉獻の大太刀は清洲丸の内、花手桶は名古屋五條町、朱雀の山車は車之町、樂太鼓は上七間町、その他各町より種々の裝飾品を寄附し、又參詣の面々は御師の宅に宿泊すべき豫約あるを以て、參詣を叮嚀に嚮導して行はしめ、參拜から土産物の買需めまで、順序よく世話する手筈であつた。爲に團參ならずして、個人的參拜者は大に困難した様である。併しこれは當年だけで翌年には續かず、唯一時の現象に過ぎないけれども、津島の繁昌したことは想像以上であつた。

## 五、豊年草の生育

天保八年六月朔日本社の西方柳と柳との間に珍らしい草が生へたのを見出したが、これは既に四月より生へたといひ、植木屋に見せても名が分らぬので、豊年草と名付けて評判が高く、遂にこれを彩色せる一枚刷畫にして頒布した。雌藥は眞黃で、花瓣は六片より成り、椿の花の形に似、葉はなく、一見獨活の様である。これは折節水野邊の山或は木曾邊に生育することあり、後實を結んでその色形共に唐辛子に少しも變ら



ず、土人藪唐辛子といひ、霜焼、痲疾等の薬になり、左程珍らしいものではないけれども、今回の如く津島神社内の榊の元に生じたことが奇異であるから、普く取沙汰する様になつたのである。この後も時にこの草の生じたことは當町の古老の今猶記憶する所である。〔尾張靈異記〕

### 六、茶所の造立

弘化四年津島神社參拜者の便を計らん爲、神領中に茶所を造立せんとし、茶所講を組織して寄附金を募つたことがある。爲に日本惣社津嶋牛頭天王御茶所造立記といふ三枚綴の冊子を製し、初めに茶所の繪圖を載せ、次に左の如き趣意書を掲げた。

尾州海東郡津島牛頭天王はむかしより仰御神徳を尊敬し奉り、遠近の國々より參詣の人歳々おひたしく、因て村内も繁昌し、群集の節は休泊にあふれ難澁の人も少からず、此度信心の同志を催し、茶所講取結ひ、御役所開濟之上、御神領の内に茶所休息所造立の志願を起し、則繪圖面のこまく成就し、御神事其外群集のせつ、或は雨舎りの一助ともならば御神慮にも相叶ひ、速に成就ならん歟、併輕拙の我々自力にも行届かたく、何卒信心の御方々多少に限らず御加入御寄進希まころに候、以上、

弘化四年  
丁未正月

茶所  
講中

これは實現せしや否や判り兼ねるけれども、兎に角茲に記して置く。〔村木國次郎氏藏御茶所造立記〕

### 七、御神徳の宣布

熱田神宮藏明治八年九月御用留に次の記事がある。

説教願

教導宣布ノ秋ニ當リ津島神社御神徳説教拜聽致度旨追々信仰ノ者ヨリ申出候右ハ耶教侵入ノ際ニモ候間當縣内始他縣ヨリモ申出候節一社ヨリ派出一層御神徳布教勉勵仕度於御局御支梧無之候ハ、其御筋へ御願立被下度此段奉願候也

明治八年八月

縣社津島神社洞掌兼訓導 水室爲長印  
同 洞官兼權少講義 平莖長興印

神道事務分局御申

即ち津島神社崇敬者より御神徳に關する講話を聽聞したいとの希望ある爲、同神社神職より布教の許可を請うたもので、神道事務分局では同本局に照會の結果、説教派出のことは差支ないから、他縣に派出の節はその地分局長副を以て管轄廳に届出の上執行すべく、又派出の都度當局に届出づべきことを、同年九月二十二日附を以て令した。併し爾後の狀況については文献がないから、更に判明しない。〔熱田神宮書類〕

### 八、和歌献詠式

當社の和歌献詠式は明治二十一年に始まり、爾後毎年舉行して現今まで續いて居る。毎年春兼題を發表して献詠を募り、當日現今は五月第二日曜日神前に於て献詠式を行ひ、參列者には神酒、直會を呈し、後日この献詠は小冊子に編輯して希望者に頒布することとし、



昭和十二年には第四十九輯を發行した。今左に當初よりの兼題の分つて居るものを掲げる。

明治二十一年	寄花祝	明治二十二年	社頭祝	明治二十三年	社頭藤	明治二十四年	
同 二十五年		同 二十六年		同 二十七年	社頭鷄	同 二十八年	海上船
同 二十九年	春 山	同 三十年	霞中花	同 三十一年	海邊花	同 三十二年	
同 三十三年	郭 公	同 三十四年	水邊藤	同 三十五年	春 海	同 三十六年	社頭松
同 三十七年	首夏山	同 三十八年	浦歸雁	同 四十年	野雉子	同 四十一年	雲 雀
同 四十二年	都 月	同 四十三年	菊	同 四十四年	早 苗	同 四十五年	藤懸松
大正 二年	水郷卯花	大正 三年	名所瀧	大正 四年	杜新樹	大正 五年	待郭公
同 六年	曉 風	同 七年	管 絃	同 八年	清 泉	同 九年	晴 天
同 十年	池邊松	同 十一年	鶴	同 十二年	篝 火	同 十三年	神園竹
同 十四年	富 嶽	同 十五年	松 林	昭和 二年	社頭藤	昭和 三年	首夏月
昭和 四年	神 杉	昭和 五年	神 馬	同 六年	神 樂	同 七年	神 燈
同 八年	朝 日	同 九年	若 草	同 十月	社頭花	同 十一年	寄國祝
同 十二年	雨後新樹						

〔津島神社書類、津島神社献詠集〕

九、献 茶 式

松尾流宗家は敬神の念厚く、大正十年十一月津島神社神前に於て献茶式を創始し

たき旨を、黒田宗啓師匠をして橋詰町山田庄次郎に誘導させた。同人はその光榮を喜んで同志の間を勧誘し、遂に素封家遠山孝三から、諸道具一切(金壹千圓餘)の寄附を仰いだので、諸準備を整へると共に、列席者を募集したるに、主唱者十三名、正會員十九名を得た。よつて大正十一年五月廿八日名古屋より松尾宗五宗匠を初め、十四名の來賓臨席し、神苑茶室を宗匠控室に宛て、苑内雅致清酒の所に會員席を設け、午後一時より津島神社御神前に神饌を献じ、奏樂裡に松尾宗五宗匠によつて献茶式を施行した。當日は俄の申込等があつて非常なる盛大で、式畢つて神酒を頒ち、社務所書院で御流を拜受した。これ津島神社御神前献茶の初めである。爾來茶道の隆昌を圖る爲、毎年献茶式を行ふこととし、同流同趣味の人を以て會員組織となし、宗家より翠松社と命名を得た。この會員によつて毎年五月十五日に献茶式を行ひ、今日までも繼續して居る。

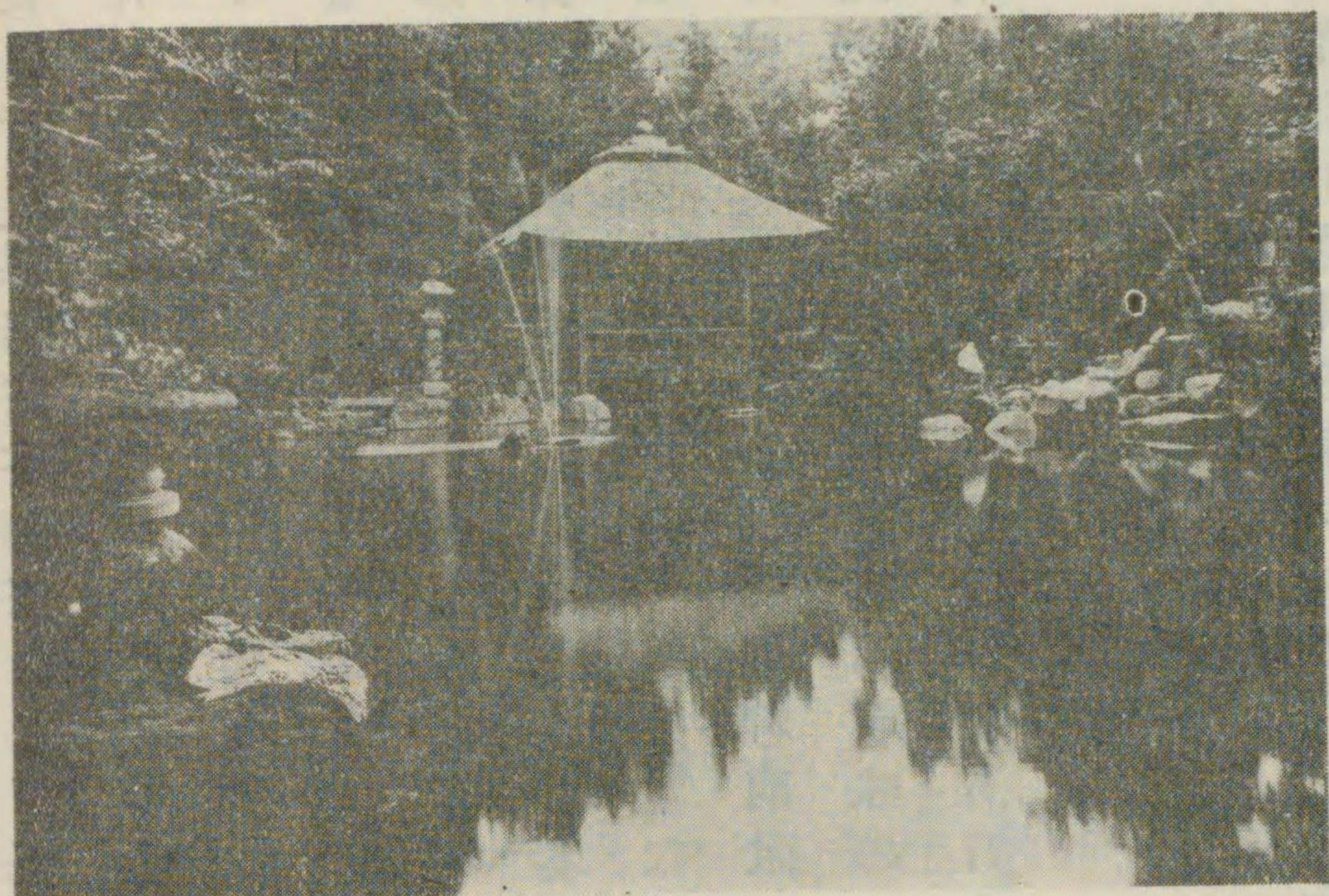
〔翠松社記録〕

十、献 香 式

香道は足利義政の頃から公卿殿上人の間に弘まり、邪氣を拂ひ心を清める優雅な儀式で、茶道と共に發達し、藩政時代津島神社の社家の間にも行はれ、殊に堀田右馬大夫の室貞子は京都花園公燕の妹で、香道に長じ、この道の會合も行はれたといふ。茲に



敬神の念篤き當町の堀田ゑつ子・同もこ子等は吉村宮司・志野流香道家元十八世蜂谷宗致等と協議し、津島神社列格記念事業として、献香式を行ふこととなり、昭和二年五月六日第一回の献香の式が古式に則り最も莊重に行はれ、午後は社務所の拜聞席で參列者一同聞香の席を開筵した。かくて明治時代以來永く中絶せる香道が茲に復興し、爾來毎年五月の佳日を選んで行はれて居る。〔津島神社報告〕



津島神社神苑

津島神社神苑の東北に當り、樓門の外の北側にある。主として舊神子方堀田開田大夫及同左一大夫の屋敷及社僧實相院のあつた處で、面積は餘り廣くはなく、人工に成つた一個の庭園に過ぎないけれども、丘あり、池あり、谷あり、橋あり、鬱蒼たる古杉老檜の外梅櫻藤楓等も點在し、四時の眺を添へて居り、且西南には江濃の連山を

十一、神苑

眺め、東北には信濃の御嶽山を望み、一小仙寰である。この神苑は明治二十二年より設置に着手し、翌二十三年四月七日落成奉告祭を行つたもので、爾後色々の集會に用ひて居る。〔つしまかみみ、津島神社御用留〕

十二、警備

當社の消防は從來神組を以てこれに充て、別に警備の施設はなかつたが、津島警察署の示諭もありて明治二十年五月二十五日消防夫設置の旨届出で、翌月六日認可あり、消防夫十數名を置き、内小頭・副小頭一名宛とし、提燈被服旗の外消防器械として、口五挺、斧五挺、龍吐水一挺を備附けた。次いで明治三十三年一月二十六日警備夫規程の發布あり、天災地變に際して神靈を安護し、神殿防衛その他諸般の警戒に使用する爲警備夫を設け、是までの消防夫の代りとし、組頭一名、副組頭一名、警備夫十一名とし、器具は斧、楯、機水汲桶、唧筒、鳶口、提燈を備附け、被服は半纏、頭巾、股引を支給した。現今に於ては津島神社消防隊と稱し、津島神社及其の近接地に於ける火風水害の豫防鎮遏に任ずる爲消防隊を組織し、隊長一名、隊員十四名の編成とし、隊長は宮司を以てし、隊員は南門前町、西堺町、西馬場町、東馬場町、北馬場町、東堺町、東門前町より毎年各二名宛を選出し、隊員中より副隊長、會計係、纏係、機械係、放水管係、ホース係、救護係を設けてそ



の任務を遂行せしめて居る。而して消防器具は社務所内に保管し、神社及近接地の非常は勿論氏子地域に非常ある場合は速に出動せしめ、毎月一回放水訓練を行ひ、並に義勇消防團の演習に参加するが、經費は神社の補助金及隊員所屬の各町の醸出金を以てこれに充て、居る。〔津島神社書類〕

第二節 無格社

一、熊野社

米之座町大字津島字藤浪子にあり、割六百三番地境内四十三坪を有す。伊邪那美命を祀る。社殿は縦三尺八寸、横三尺四寸である。當社は張州雜誌に左の如く記してある。

權現社米ノ座兩家ト云所在ニ民家裏雲居寺守、東向、此社里民ヲゲンゴサマト稱ス、其故不知、社内有古像



熊野社良王傳説地

納箱中、如佛像、例祭九月九日猷湯、今此事亡、

即ち里俗この社をラゲンゴサマといひ、往古より良王に因縁ある様言傳へて居る。附近に王之瀬古又は櫓下と稱する地名もあつて、或は良王の住宅の跡か、或はその墳墓の地に非ざるかと思はる。曩に明治二十一年一月御陵墓調査員が本縣屬を從へて來つてこれを調査し、境内より五輪の石塔を發掘した。されば昭和三年一月御大典記念として「良王親王傳説地」といふ石柱を建てた。尙境内に明治十四年五月勸請といふ秋葉社縦横共二尺八寸がある。例祭は陰曆九月九日である。〔社寺明細帳、愛知縣史、海部郡誌草稿〕

二、山神社

城之越町大字津島字藤浪リノ割六百八十七番地にあり、境内百五坪を有す。寶曆六年檢地の時社地藪共九畝十八歩、境内堀三畝二十歩除地になつた。中央に山神社祭神大山津見神、左に稻荷社祭神宇迦之御魂神、右に大神宮祭神天照皇大神、津島社祭神建速須佐之男命、秋葉社祭神迦具土神を配祀する。社殿は山神社縦三尺、横二尺八寸、神殿覆縦六尺九寸、横六尺三寸、稻荷社縦三尺、横二尺、神殿覆縦横六尺二寸、大神宮縦一尺二寸、横一尺一寸、津島社縦一尺二寸、横一尺一寸、秋葉社縦一尺二寸、横一尺一寸である。山神社の創立は明でないが、松平忠吉時代慶長七年修理あり、後津島御殿の鎮守となつて尾張藩祖徳川義直の當地來臨の時も修覆をなしたが、天和三年御殿廢止



の爲御殿番であつた關谷與右衛門に預けられ、天明五年その子小源太名古屋に引越したので、佐屋陣屋の支配に歸して村方がこれを預り、神供燈明等絶えず勤仕して來たのを、享和年中津島祠官服部左源太夫の扣宮になつてしまつた。然るに小源太の子一郎兵衛が文化三年當地に復歸し、元居屋敷に居住するに及び、庄屋渡邊新兵衛に願出で、當社を村方に引戻し、直に一郎兵衛が奉仕することとなり、寺社奉行の管理に屬せず、佐屋陣屋の支配であつた。稻荷社はもと津島村會所の松樹の下にあつたのを、會所の他に移轉の爲明治十一年六月二十四日城之越町で奉祀することとなり、現地に遷座した。例祭は陰曆十一月初亥の日である。〔社寺明細帳、關谷、徳右衛門氏書類〕

三、秋 葉 社

橋詰町大字津島字藤浪ノ割四百十九番藤地にあり、境内百三十八坪を有す。中央に秋葉社祭神迦具土神、左に金刀毘羅社祭神金山古命、右に大土社祭神大土命を配祀する。社殿は秋葉社明治三十二年五月修繕、縦一間五寸、横五尺九寸、金刀毘羅社縦四尺九寸、横四尺四寸、大土社縦四尺九寸、横四尺四寸である。張州雜誌に

秋葉祠在天王川東堤上 石鳥井

橋詰民守之、例祭八月十六日町内爲造物不定、

とあるものこれである。例祭は陰曆八月十六日である。〔社寺明細帳〕

四、筏 場 社

筏場町大字津島字藤浪ノ割三百五番地にあり、境内三十一坪を有す。中央に筏場社祭神須佐之男命幸御魂、左に大神宮祭神天照皇大神、右に秋葉社祭神迦具土神を配祀する。社殿は筏場社縦三尺、横二尺五寸、大神宮縦一尺八寸、横二尺、秋葉社縦一尺八寸、横二尺ある。張州雜誌に

火伏社在筏場町一

八月十二日造物饒、家毎ニ挑燈ヲ掛ル、

小社在筏場一淨阿彌舊地也、民家火災除納札、

筏場民守之、

とあるものがこれである。例祭は陰曆八月朔日である。〔社寺明細帳〕

五、白 山 社

小沼町大字津島字藤浪ノ割五十四番地にあり、境内五十九坪を有す。大穴牟遲命を祀り、社殿は縦一間一尺三寸、横四尺六寸である。これはもと東隣觀音坊の鎮守神で、同坊が慶長年中見越村より移徙の時同じく遷座したものに係り、張州雜誌に次の如く記してある。

天王社在觀音坊寺内、社地二畝六步、正保三戊午除地、祭禮八月十八日湯ヲ献ス、小沼



町ヨリ行之、

例祭は陰曆八月十八日である。〔社寺明細帳〕

六、愛宕社

愛宕町大字津島字深坪ノ一ノ割十三番地にあり、境内百五十坪餘を有す。迦具土神を祀る。創建の年月明ならずも、明治十五年四月七日字川原毛坪より現地に遷座あり。社殿は縦五尺、横四尺五寸で、例祭は十月一日である。〔社寺明細帳〕

七、秋葉社

坂口町大字津島字藤浪ホノ割三百四十八番地にあり、境内三坪を有す。迦具土神を祀る。天保十四年三月の創建で、社殿は縦三尺九寸、横三尺五寸である。例祭は陰曆八月十七日である。〔社寺明細帳〕

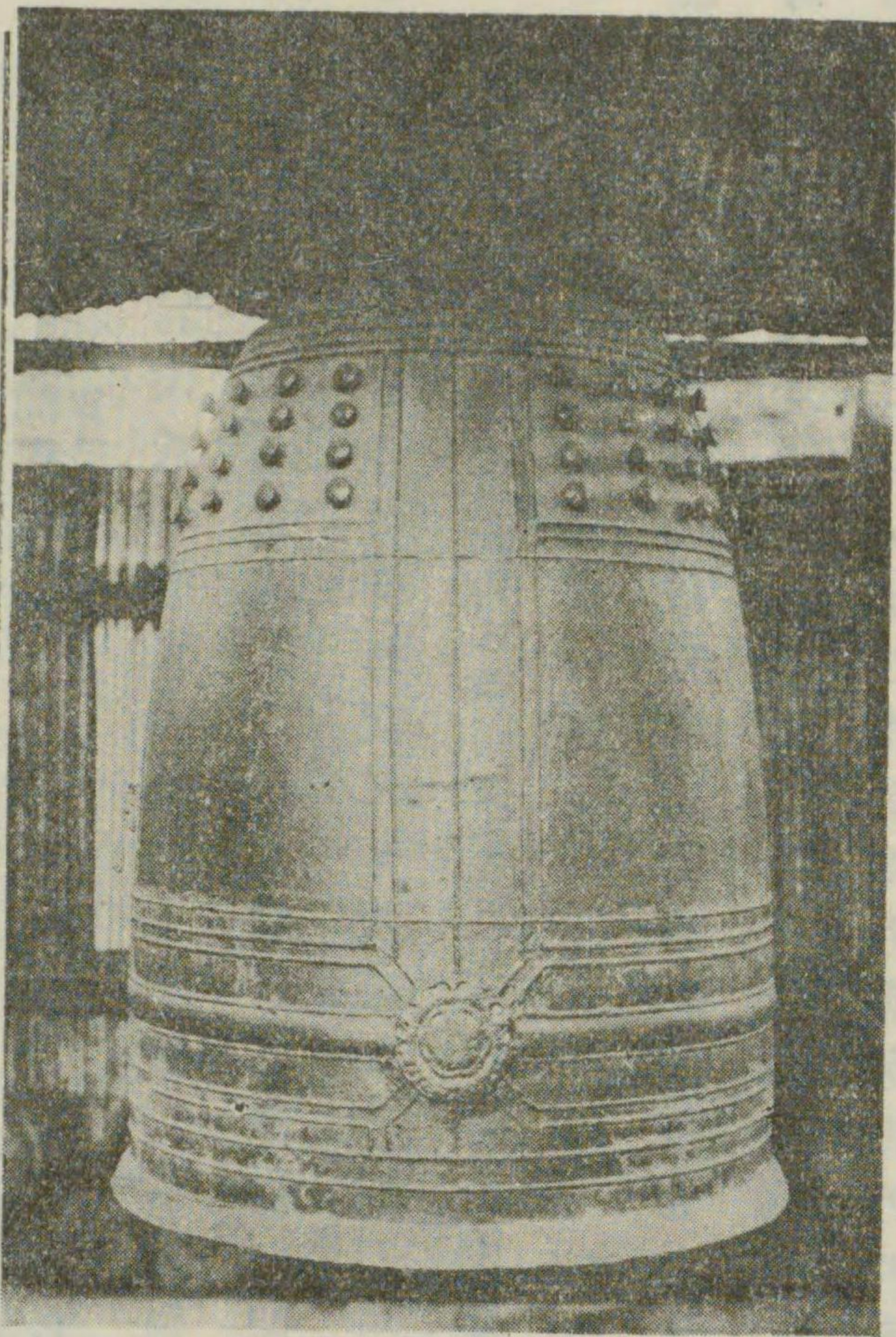
八、秋葉社

高町大字津島字藤浪ニノ割二百五十八番地にあり、境内二十二坪を有す。迦具土神を祀る。文化四年三月の創建で、社殿は縦四尺、横三尺である。例祭は陰曆八月十七日である。〔社寺明細帳〕

九、秋葉社

上切町大字津島字藤浪トノ割五百三十四番地にあり、境内十三坪を有す。迦具土神を祀り、社殿は縦四尺五寸、横四尺六寸で、その前に假の拜殿縦三尺七寸、横六尺八寸がある。嘉永元年十一月の創立に係る。例

祭は十月一日である。〔社寺明細帳〕



津島神社梵鐘(嘉永十年在銘)

十、金刀毘羅社

兼平町大字津島字藤浪ノ割七百十六番地にあり、境内四十三坪を有す。中央に金刀毘羅社祭神金山、左に津島社祭神速須佐之男命、右に秋葉社祭神迦具土神を配祀する。社殿は金刀毘羅社縦二尺、横三尺、津島社縦一尺二寸五分、横一尺一寸七分、秋葉社縦一尺二寸五分、横一尺一寸七分あり。

例祭は十月一日である。境内にある梵鐘はもと津島神社にあつたものであるが、明治維新神佛分離の際神社より兼平町が拂下を受け、此處に置いたもので、徑二尺二寸五分、高三尺七寸八分、胴廻七尺あり。その鐘銘次の如くである。

尾張國海西郡津島  
牛頭天王鐘



應永十年癸亥十月十七日

願主 沙彌道叟

大工 沙彌道忍

諸行無常 是生滅法

生滅々已 寂滅爲樂

〔社寺明細帳〕

十一、天 神社

小之座町大字津島字藤浪ハにあり、境内十九坪を有す。祭神は菅原道真であつて、その御神體は當地若山氏の祖先藤浪真人光實が菅原道真に仕へて筑紫にも隨從し、離別の際道真自刻の影像を戴き、これを奉じて津島に歸つて後平之戸に鎮座して代々守護したと傳ふるもので、徇行記にも次の如く記してある。

天神社内八畝三步御國檢除、元若山東半持内ニテ今市場平野黨ト云所ニアリ、是ハ東半先祖ヨリ傳來、菅公自作ノ肖像ノ由。

然るに安永六年その後裔若山春庵が鬼子母神志願成就の爲これを檀那寺たる本蓮寺に寄附したが、天保八年更にこれを神田春澤に讓渡したので、天保十五年二月再本蓮寺に取戻すことゝなつた。當時天滿宮の外行者堂一宇除地八畝三步も附屬して居つた。次いで明治維新に及びて神佛分離となり、當社は本蓮寺を離れて村方に引取ら

れ、若山與齡は舊來の由緒により明治四年三月その社職となり、自己の邸宅の一隅たる現地に移建することゝなつた。尤も社職は翌五年九月廢止となつたが、引續き神社はその儘存在して今日に至つた。現今の本殿は縦一間二尺、横一間、拜殿は縦横共一間三尺で、例祭は陰曆二月二十五日である。尙この菅公木像については尾張藩儒官秦鼎の撰文があつて、これを一枚刷にして頒布したから、次にこれを掲ぐることにする。

此菅公木像者尾張津島里人若山氏家世所祀也。按若氏譜、其大祖曰文章生藤浪真人、公撰類聚國史、真人與焉、公之西亦隨行、及其賓天、奉此木像歸隱津島、真人孫文章生顯仲獻家藏延喜記錄十卷於藤貞信公、補勘解由次官、任尾張守、顯仲子中島左衛門某爲枇杷藤公講羣書類要、某子文章生仲秀受學菅三品補四位藏人仲秀子仲國亦從三品、學記傳、官翰林學士、一條帝在春宮。

勅仲國講史記天文、仲國子孝親善繼先業、補勘解由次官、御堂藤公師之孝親子吉日津丸師事江帥、兼受兵學補圖書頭、吉日津丸子安道從四位下圖書頭、學醫於日本扁鵲、安道子安匡扈從鳥羽離宮奏千秋樂、賜姓千秋、安匡曾孫安忠、獻江帥兵書於鎌倉右大將安忠子安成、以文學事鎌倉、補問注所奉行、最明寺平朝臣師之、朝臣憫西海道人多患火傷、令安成學醫海外、歸命若山、盛哉、至今廿七世多以文武及醫著稱、豈以神像在其家、故耶、但歷年之久、膝以下朽而不全、今不敢補、神祠在平野遠江守舊宅、今稱平野黨、遠江守出自若山氏、即倭文嶽七本槍之一也、津島舊名藤浪、(下略)

尾張儒官秦鼎謹識

若山東半康居藏板

〔若山まぢ子氏所藏書類、社寺明細帳、張州雜志〕



十二、宇迦御魂社

大字津島字又吉イノ割二十七番地にあり、境内六十六坪を有す。宇迦御魂神を祀り、社殿は縦二尺五寸、横二尺である。俗に喜樂社といひ、例祭は從來彼岸中日であつたが、昭和十二年秋よりは彼岸初日に改めた。〔社寺明細帳〕

十三、白山社

船戸町大字津島字有根ホノ割四百十五番地にあり、境内五十坪を有す。大穴牟遲神を祀る。張州雜誌に次の如く記してある。

白山社有舟渡、社地二畝歩除、筏場瑞泉寺守、

南向在堤上、俗是ヲ御社ト云、其故不知、例祭八月朔日、町内ヨリ献湯、

社殿明治三十七年五月新築は縦四尺八寸、横三尺五寸、外に石鳥居笠石長二間一尺、高一間三尺、五寸、明治三十七年五月落成一基がある。

例祭は陰曆八月朔日である。〔社寺明細帳、御行記〕

十四、一本木社

新開大字津島字鷺前ニノ割三百十五番地にあり、境内八十八坪を有す。少名毘古那命を祀る。社殿は縦五尺、横四尺五寸、拜殿縦十八尺、横十二尺で、例祭は十月一日である。〔社寺明細帳〕

十五、御嶽社

片町大字津島字有根ニノ割三百六十七番地にあり、境内四百七十八坪を有す。國常立尊を祀る。當社の創建は明ならざるも、文化十三年及文久元年大水の節大破したのを、明治十五年一月復舊した。建物は本殿明治三十二年九月修繕縦五尺、横四尺、拜殿縦六間、横二間の外、社務所縦二間半、横八間がある。例祭は陰曆八月十八日である。〔社寺明細帳〕

十六、菅原社

西馬場町大字向島字居森千八百六十番地ノ二にあり、境内百二十九坪を有す。祭神は菅公で、左に宇迦御魂社祭神宇迦之御魂神がある。菅原社は山城國北野社より、宇迦御魂社は山城國伏見稻荷社より勸請し、共に正保年中に創立された。元來當社は津島神主氷室氏の邸内神社であつたが、明治十一年六月十四日衆庶の參拜を許可せられ、同三十四年六月七日居森千八百五十九番地より現地に移轉したものである。社殿は菅原社縦一間二寸、横二間、宇迦御魂社縦四尺二寸、横三尺、二社共用拜殿縦二間、横五間三尺、明治三十六年三月建築勤番所縦一間三尺、横五間、明治三十六年三月建築神殿覆縦九尺、横四間、明治三十七年九月建築である。外に石鳥居高十一尺、中十尺一基、木小鳥居高七尺、中六尺、五基、石常夜燈高八尺、中四尺、二基等がある。例祭は陰曆二月二十五日及陰曆二月初午である。〔社寺明細帳〕

十七、秋葉社



日光町大字日光三十番地にあり、境内五十四坪を有す。迦具土神を祀り、社殿縦五尺一寸、横三尺五寸、拜殿縦九尺、横十二尺である。創立の年代明ならざるも約二百年前より存したといふ。例祭は陰曆八月十七日である。〔社寺明細帳、日光總代談〕

十八神 明 社

大字古川字竹腰七百九番地にあり、境内は七十一坪を有す。天照皇大神を祀る。社殿は縦四尺二寸、横三尺五寸で、例祭は十月十日である。〔社寺明細帳〕

第三節 其他の神祠

一、金刀比羅社

初日町大字津島字川原毛坪三ノ割四百三十二番地にあり、境内六十坪餘を有す。中央に金刀比羅社祭神大物主神、左に秋葉社祭神迦具土神、右に大神宮祭神天照皇大神を配祀する。元來秋葉社は現地より約一町半程南にあり、金刀比羅社は夫より更に半町程西南にあつたが、大正六年現地に神社を設けて右二社を遷座すると共に大神宮をも勸請することとし、三社殿を改造し、社域をも擴張した。社殿は金刀比羅社縦三尺四寸、横三尺六寸、秋葉社大神宮共に縦三尺三寸、横三尺六寸で、例祭は十月一日である。〔初日町總代談〕

二、秋 葉 社

松原町大字津島字藤浪リノ割六百九十五番地にあり、境内十二坪を有す。左に秋葉社祭神迦具土神、右に金刀毘羅社祭神大物主神を配祀する。秋葉社は文化五年十月の勸請であるが、金刀毘羅社はその由緒を詳にせない。社殿は秋葉社縦一尺八寸七分、横一尺五寸、金刀毘羅社縦一尺一寸七分、横一尺四寸八分で、例祭は十一月三日である。〔津島神社々務所御用留〕

三、秋 葉 社

中島町大字津島字有根ハノ三ノ割二百四十番地にあり、境内五十坪程を有す。秋葉三尺坊を祭るといふ。創立の年月は明でないけれども、從來横井性満方で代々奉祀して居たのを、昭和十年四月二十五日中島町に譲受けたもので、建物は縦二間、横一間三尺三寸である。尙境内にある稻荷社は是まで秋葉社と同殿に合祀せられたのを、昭和十年七月別に建て、祀つたものである。例祭は陰曆七月十七日である。〔中島町總代談〕

四、和 魂 社

片岡町大字津島字小沼口ニノ割二百三十四番地にあり、境内四十八坪を有す。祭神は須佐之男命和御魂を祀る。社殿は縦横共二尺五寸である。當神社はもと片岡毛織會社の東北隅にあつたが、工場建設物に圍繞せられ、參拜者に不便なるを以て、明治四十四年五月一日現地に遷座



し、片岡毛織會社の守護神として崇敬して居る。例祭は七月第一日曜日である。

〔片岡孫忠氏報告〕

### 五、清正公社

上川原町大字津島字藤浪トノにあり、境内六十一坪を有す。加藤清正を祀り、社殿縦四尺五寸、横四尺一寸五分、拜殿縦横共二間三尺である。この地は清正の叔父叔母の宅趾と傳へ、明治十八年八月清正の徳を追慕し、有志者が神社を建てたので、七月二十日の鬼祭は有名である。詳細は名蹟編を参照せられたい。〔清正公社報告〕

### 六、大地主神社

埋田大字津島字立込ニノにあり、境内六十八坪を有す。伊弉册尊を祀り、社殿縦二尺九寸、横三尺である。この地は明治天皇の御用所であるから、明治十八年有志者相計り、津島神社の祠官に請ひ、攝社三柱の神の中の一社を御圍で定め、この地に勸請し奉ることとなり、大地主神社を遷座して社殿を造營した。例祭は陰曆二月九日及九月二日である。尙名蹟の處をも参照せられたい。〔大地主神社報告〕

### 七、中地社

大字中地南側堤塘東寄中段にある。皇大神宮を祀り、社殿は縦一尺二寸五分、横一尺

である。元は上中地堤塘西側人家の北端にあつたが、昭和八年九月現地に移座したもので、例祭は十月一日である。〔中地總代談〕

## 第二章 佛寺教會

### 第一節 天台宗

#### 一、天台宗叡山教會淨橋院教會所

東中町大字向島字内林千七百八十三番地にある。敷地は百七十五坪を有し、海部郡七寶村東光寺教會所に屬する。大正十五年三月十日官許を得、淨教院大橋萬昭が不動明王の加護により病氣の全快した法恩の爲に設けた道場であり、當地唯一の天台宗の教會所で、宗派は眞盛派である。本尊は不動明王立像で、堂宇には本堂昭和三年三月建築、庫裡昭和三年三月建築等がある。擔任教師は松井豪憲で、事務主任は大橋萬昭である。〔淨橋院教會所報告〕

### 第二節 眞言宗

#### 第一項 古義眞言宗



一、高野山大師教會七軒家支部

大字津島字川原毛坪トノ割六百四十四番地第一ノ一にあつて、敷地は八十七坪を有す。昭和三年八月二十三日の創立、翌年五月三日の認可に係り、本尊は阿彌陀如來立像で、普通の人家を以て佛殿に充て、現今の堂守は横井關三郎である。  
〔高野山大師教會七軒家支部報告〕

第二項 新義真言宗智山派

一、不動院

松尾山清泰寺と號し、米之座町大字津島字小沼口にある。境内は四百四十九坪内五反八畝、十歩備前檢を有す。寺格は二十五等地にして、名古屋市大須實生院の末寺である。創建の年月知られず、延徳二年政長上人再興造立した。寺號山號は屢變遷し、松鼻山甘露王寺應永七年二月、大聖院享徳二年大須佛殿前机裏書、松鼻山大聖院享徳三年附法狀、正覺院永正十五年中興棟札、清泰寺正覺寺文證十年、不動院山號松尾山寺號清泰寺寛文三年十世盛專代棟札等と改つた。本尊は不動明王立像高二尺一寸餘で、現今の堂宇には本堂庫裡共に明治二十四年震災で倒潰、明治二十五年再建、門明治二十年建立等がある。世代は現任神野實照で第二十八世である。

寶物

不動明王畫像

一幅

十二天唐畫

金剛界大曼荼羅

胎藏界大曼荼羅

涅槃像

十二幅

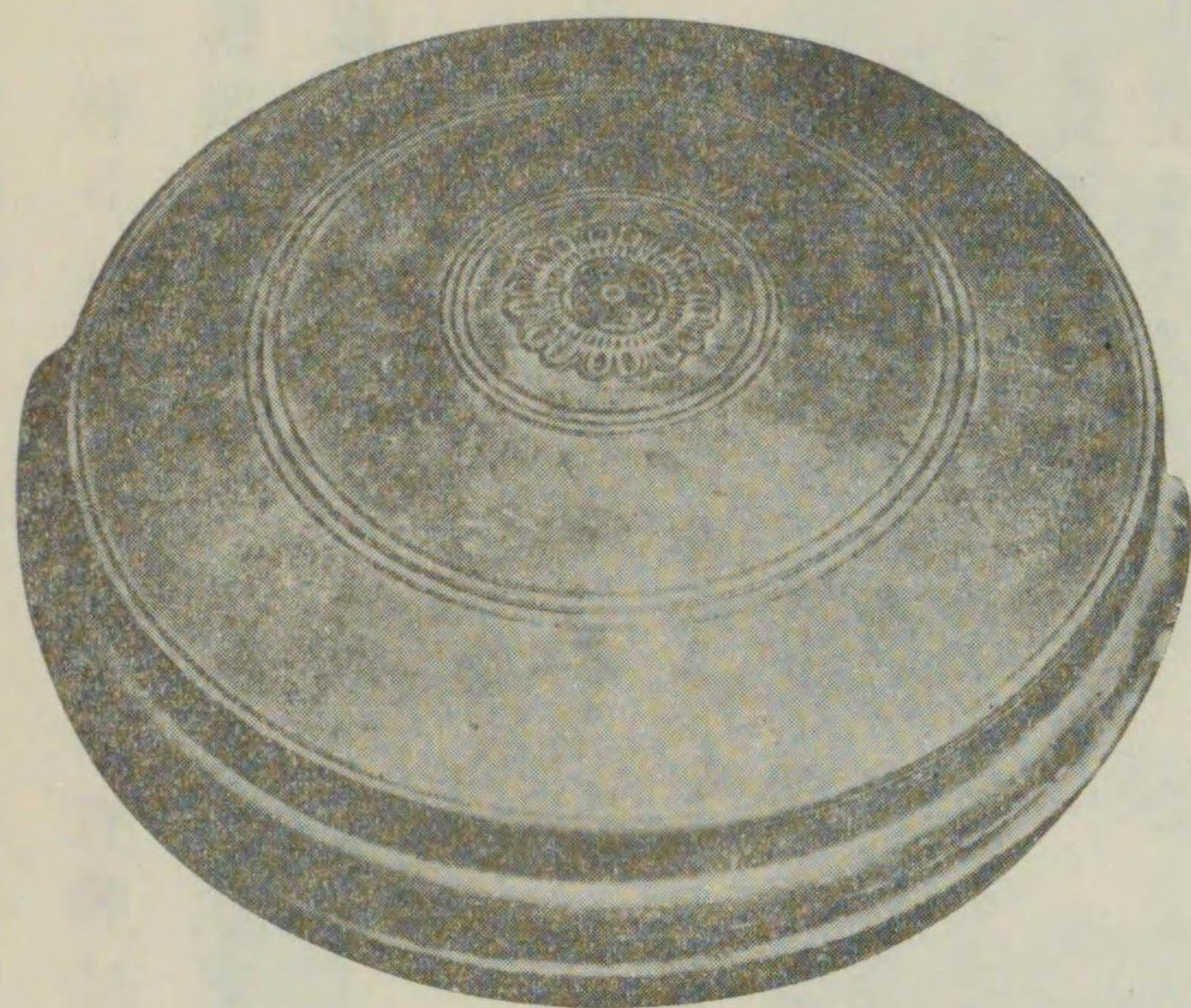
一幅

一幅

一幅

二、寶壽院

牛頭山千歲坊と號し、馬場町大字向島字内林千八百十七番地にある。境内は四百九十六坪を有す。寺格は平格院にして、名古屋市大須實生院の末寺である。承和元年淨圓上人の創建であるが、星霜を経て堂宇破壊したのを、文和二年實到法師が中興した。元津島神社の社僧であつて、實相院明星院等と薨を並べ、最西部にあつたから西寺しよじと俗稱し、維新前は神領の内より七石九斗六升八合を受領して居た。他の二個寺は維新以後神佛分離に際し歸俗して廢滅に歸したが、當寺のみは引續き僧家



寶院器寶 (銘在年元安康) 口 罎

〔尾張志、尾張名所圖會、洵行記、張州雜志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、不動院報告〕



として維持せられ、廢寺となつた實相院明星院の本尊を初め、佛像・佛具・什寶等多く當寺に移されたから、當寺の寶物は優秀なものが頗る多い。本尊は智證大師の作といふ不動明王立像高二尺で、現今の堂宇には本堂はなく、庫裡門共に明治初年建立等がある。世代は現住加藤宥快で第六十一世である。

寶物

涅槃圖 絹本着色、縦五尺一寸六分、幅二尺七寸四分

一幅

普通の圖は頗る趣を異にし、先づ圖様の涅槃に入つた佛の形相を殊に大きく表はし、又圍繞する群衆も少數を描くに止め、加之前面に香爐臺を圍んで并舞する様を畫くに至つては他にその類を見ぬ所である。又佛後の雲形や沙羅雙樹等には特異の描線賦彩陰影等が見られ、世に所謂陸信忠風と稱せられるもので、畫中に「唐慶元府車橋石板巷陸信忠筆」とあるのも偶然でない。大正七年四月國寶指定

三尊阿彌陀如來 唐思恭筆

一幅

十二天像 傳兆殿司筆

十一幅

十六善神

二幅

寶篋印塔

一基

貞和三年十月日、願主長田氏九一條主年八十三歳の銘あり。

鰐口

一口

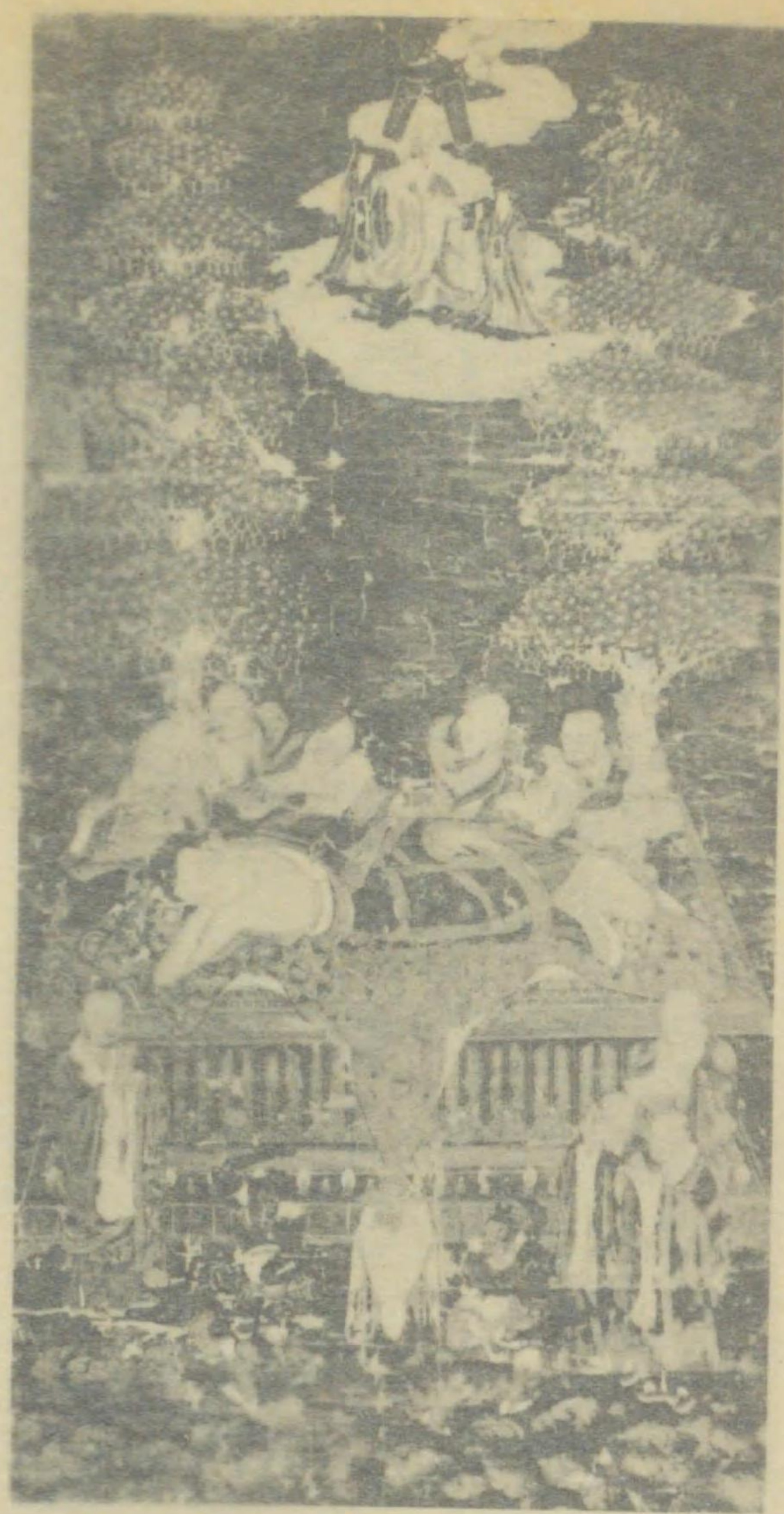
牛頭天王御寶前奉懸打金事、禮那圓道太郎貞光、大工中島八郎玄重、康安元年五月一日の銘あり。

鷲巢信吉寺領寄進帳 應仁元年

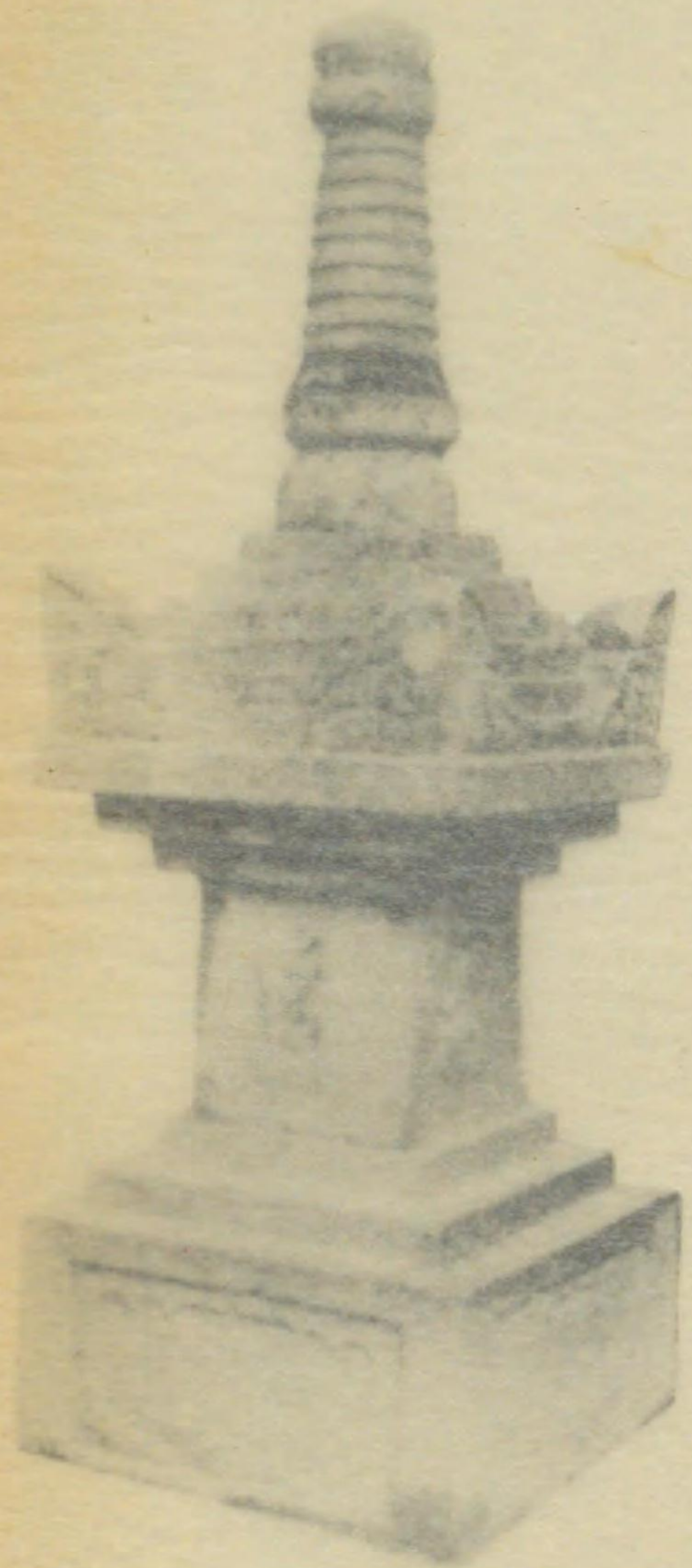
一通

牛頭天王勸進狀 慶長十八年

一卷



國寶佛涅槃圖



重慶美福品寶印塔  
(貞和三年在)  
實德院藏



として維持せられ、廢寺となつた實相院明星院の本尊を初め、佛像、佛具、什寶等多く當寺に移されたから、當寺の寶物は優秀なものが頗る多い。本尊は智證大師の作といふ不動明王立像高二尺で、現今の堂宇には本堂はなく、庫裡門初年に明治等がある。世代は現住加藤宥快で第六十一世である。

寶物

涅槃圖 絹本着色、縦五尺一寸六分、幅二尺七寸四分

一幅

普通の圖は頗る趣を異にし、先づ圖様の涅槃に入つた佛の形相を殊に大きく表はし、又圍繞する群衆も少數を描くに止め、加之前面に香爐臺を圍んで拈舞する様を畫くに至つては他にその類を見ぬ所である。又佛後の雲形や沙羅雙樹等には特異の描線、賦彩、陰影等が見られ、世に所謂陸信忠風と稱せられるもので、畫中に

一 唐慶元府車橋石板菴陸信忠筆とあるのも偶然でない。大正七年四月國寶指定

一幅

三尊阿彌陀如來 唐思恭筆

十一幅

十六善神

二幅

寶篋印塔

一基

貞和三年十月日、顯宗長田氏九一修、去年八十三歳の銘あり。

鰐口

一口

牛頭天王御寶前懸打金事、灌那圓道太郎自光、大工中島八郎支重、康安元年五月一日の銘あり。

一通

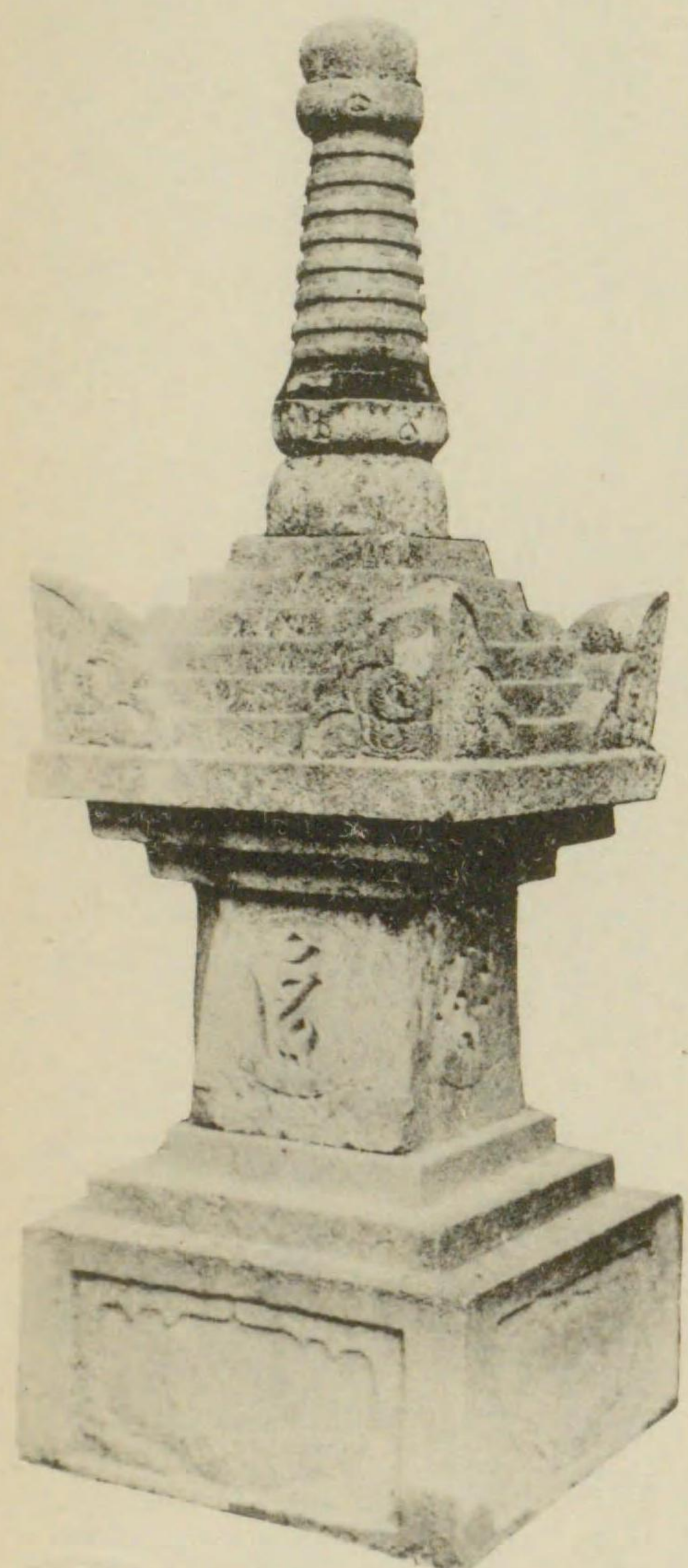
鷲巢信吉寺領寄進帳 隆仁元年

一卷

牛頭天王勸進狀 隆長十八年



圖 槃涅佛寶國



塔印匣寶品術美要重  
(銘在年三和貞)  
藏院壽寶



藥師如來坐像元神宮寺本地佛

三、觀音坊

一 軀

〔尾張志、尾張名所圖會、津島沿革志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、寶壽院報告〕

牛王山と號し、小沼町大字津島字藤浪イノにある。境内は三百五十七坪徇行記に境内四反一畝二十六歩、外上田五反八畝あり、寺格は格院にして、名古屋市大須寶生院の末寺である。開基の年代詳ならず、永正十二年快祝法師中興し、元は見越村にあつて三興山廻向院觀音坊といつたが、慶長十三年祝藏法印の時現地に移して津島社僧の列に加はり、天王神領の内九石六斗七升を領し、他の社僧と共に牛王山神宮寺と呼んだ。本尊は不動明王坐像高一尺九寸、佛師良辨作、臺座に應永六年の銘ありで、左右に十一面觀音、藥師如來像共に高一尺五寸、あり、本堂庫裡は明治二十四年十月震災の爲に倒潰し、同二十九年四月合棟として再建した。その他納骨堂昭和十一年六月建、三吉稻荷明治十一年頃勸請し、昭和十二年三月現地に移築、四國八十八箇所大正十年十月本四國八十八ヶ所靈場を寫して安置、昭和十一年六月現地に移轉、門等がある。當寺にはもと織田信秀、信長、信忠等の文書があつたが、安政年中これを佚失し、今存するものがない。世代は現住長谷川快孝で中興以來第十二世である。

〔尾張志、尾張名所圖會、津島沿革志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、觀音坊報告〕

四、吉祥坊

青龍山と號し、中野町大字津島字有根ヘノにある。境内は二百十二坪徇行記に寺内一反五畝、外下田二十歩あり、



前檢除を有す。寺格は二十四等にして、當町不動院の末寺であり、もと八劔社の社僧である。創建の年月知られざるも、開山は惠光法師であつて、本尊は不動明王立像高一尺、二寸餘で、現今の堂宇には本堂兼庫裡文政七年建築不動堂書院門共に昭和五年建築等がある。世代は現住川村恵明で第十三世であるが、第十世まで男僧地で、第十一世より尼僧相續することになつた。

〔尾張志、津島沿革志、徇行記、張州志、海部郡誌草稿、吉祥坊報告〕

### 五、日光教會所

日光町大字津島字鶯前口、割百九十三番地にあつて、敷地は二百二十八坪を有す。池鈴山蓮華寺御分身日光教會所といふが俗に日光弘法堂と稱す。初め日光町大鹿条次郎外七名發起人となり、大正十三年四月二十二日縣知事の許可の下に蓮華寺より弘法大師御分身を申受けて設けたもので、本尊は阿彌陀如來立像で、堂宇には本堂昭和四年十月建築庫裡昭和五年十月建築等がある。現今の堂守は淺野洲大である。〔日光教會所報告〕

### 第三節 曹洞宗

#### 一、興 禪 寺

寶珠山と號し、今市場町大字津島字藤浪イ、割二十三番地にある。境内は六百三十坪徇行記に寺内六反一畝歩備前檢除さありを

有す。寺格は片法幢會地にして、横濱市總持寺末寺である。應永三年萬山喜一和尚の創建に係り、元は今の地より八町許東北にあつて七堂伽藍の備はつた靈場で、その頃は末寺も七十一ヶ寺もあつたといふ。然るに天正十三年地震の爲に諸堂破壊し、且火災に罹つて傳記も悉く失せた。後今の地に移つたが、今猶末寺九ヶ寺あつて門に海東古禪林の額益之を掲げて居る。本尊は藥師如來坐像高一尺、五寸像で、本堂天王殿庫裡玄關は明治二十四年十月の震災の爲に倒壊し、その後の再建に係る。天王殿には牛頭天王を祀り、又門前に一里塚柘枳尼天元治元年元の一里塚の所に創建し、後明治十二年頃加賀氏の地所に移り、更に明治三十一年頃現地に轉す及地藏菩薩の小堂がある。世代は現住津田大仙で第三十三世である。

#### 寶 物

- 阿彌陀如來坐像 傳惠心僧部作、伊藤次郎左衛門寄附 一 軀
- 菅公畫像 傳巨勢金剛筆 一 幅
- 牛頭天王木像 一 軀
- 牛頭天王講式 天文十四年部、七代秀峯書 一 卷
- 雲版 一 箇

表に以大繩跡分録、裏に萬福禪寺、住持承夢、延文三年十月日とあり

〔尾張志、尾張名所圖會、津島沿革志、社寺明細帳、徇行記、張州雜志、海部郡誌草稿、興禪寺報告〕

### 二、常 樂 寺



補陀山と號し、小沼町大字津島字藤浪口にある。境内は七百五十九坪内三反七畝歩御除地三反、三畝四歩年買地ありを有す。寺格は二等法地にして、横濱市總持寺直末である。元中九年太初繼覺の開山で、津島神主氷室氏の菩提所である。堂宇は明治二十四年十月の震災の爲に倒潰し、その後復興した。本尊は如意輪觀世音菩薩坐像高一尺三寸餘で、現今の堂宇は本堂昭和三年建築、庫裡明治二十六年建築、假鐘樓昭和三年建築、門等がある。往昔は塔頭に瑞雲山高正寺あり、本尊は千手觀音坐像高一尺八寸餘、傳高僧都作であつたが、廢寺となつて後、當寺佛殿西ノ間に安置した。これは當國三十三ヶ所の札所である。尙境内にも本蓮寺裏にあつた六地藏を安置する地藏堂があつて、これは小沼町より預つたものである。世代は現住八木宏禪で第二十一世である。

寶物

出山釋迦畫像

一幅

〔尾張志、津島沿革志、尾張名所圖會、張州雜志、行記、社寺明細帳、海部郡誌草稿、常樂寺報告〕

三、正 泉 寺

津梁山と號し、藥師町大字津島字有根ハにある。境内は七百十九坪内九畝九歩御除地ありを有す。寺格は三等法地にして、横濱市總持寺の直末である。もと眞言宗の寺院で、若林山圓

景寺と稱したが、應永十年僧月桂が大徹宗令を請じて開山となし、曹洞宗に改めて今の如き山號寺號となつた。舊地は現地より二町許東方にあつたのを、延享四年火災に罹つて今の地に移り、その後明治二十四年十月の震災の爲に諸堂倒潰したが、間もなく再建した。往昔の塔頭に常福寺及慶三庵があつたが、常福寺は享保十七年願の上春日井郡枇杷島村祖長尼に譲り、金剛寺と改號し、慶三庵はその後廢寺となつた。本尊は盧遮那佛坐像で、現今の堂宇には本堂、庫裡合造明治二十五年二月建築、稻荷堂明治三十七年頃大橋鷹丸よ、辨財天堂明治元年五月建築、門等がある。世代は現住村上信一で第十九世である。

寶物

大徹和尚眞蹟

一軸

木瓜形本朱塗膳傳織田信長使用

一膳

〔尾張志、津島沿革志、行記、張州雜志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、正泉寺報告〕

四、大 慶 寺

放光山と號し、下構大字津島字有根ハにある。境内は二百八坪内一畝一歩御除地ありを有す。寺格は四等法地にして、當町興禪寺の末寺であり、興禪寺第二世天菴喜朝永享九年十月七日寂の創建に係る。本尊聖觀音菩薩坐像は秘佛であつて、津島出身の秦氏が伊勢桑名で漁獵中

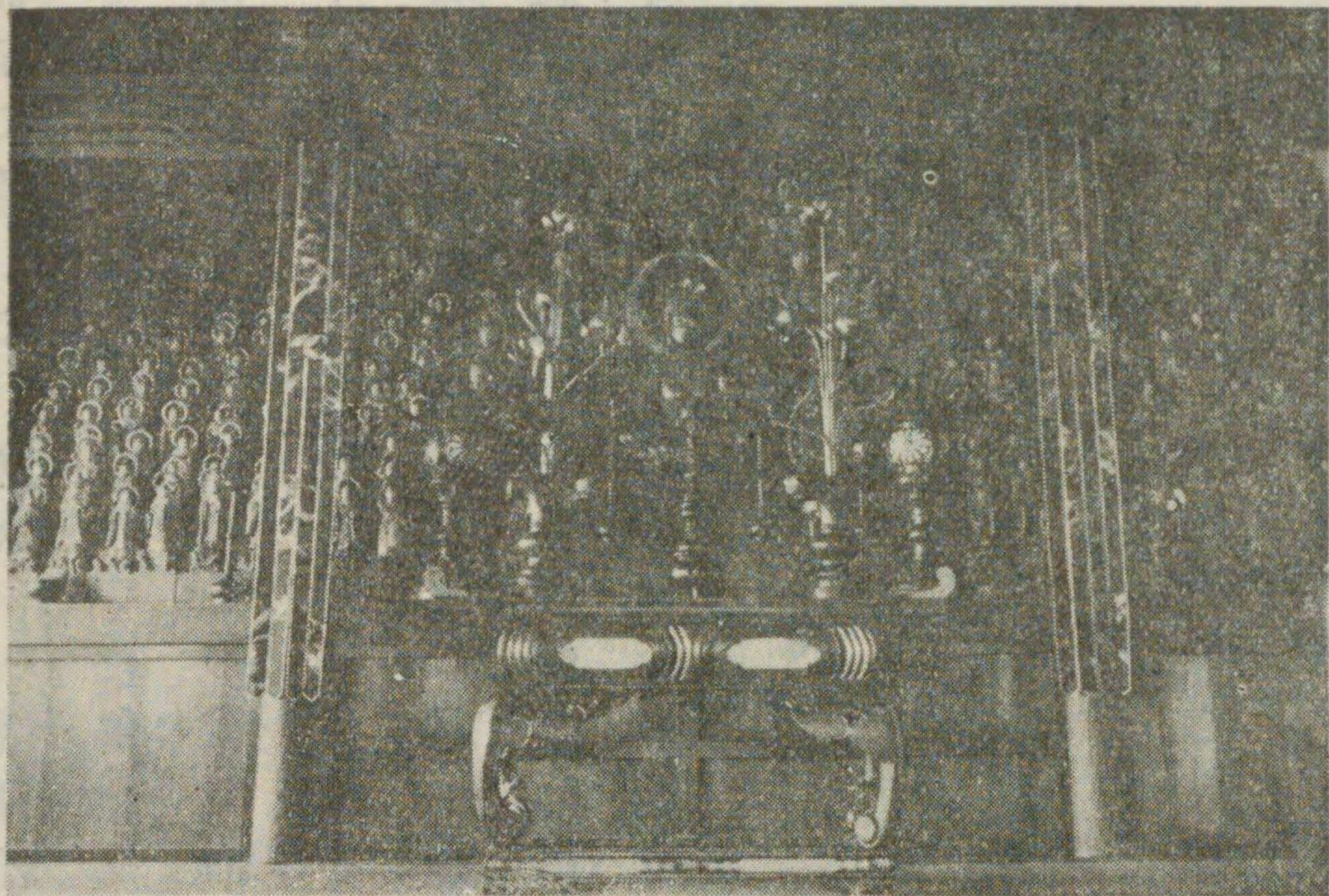


海中で得た所と傳へ、三十三年毎に一回開扉すといふ。本堂庫裡玄關・物置等は明治二十四年十月の震災の爲に悉く倒潰し、現今の堂宇は本堂庫裡合造明治二十年建築した。世代は現住澤田紹運で第二十三世である。

〔尾張志、津島沿革志、洵行記、大慶寺報告、張州雜志、社寺明細帳、海部郡誌草稿〕

五、雲 居 寺

龍寶山と號し、北口町大字津島字藤浪リノ割六にあり。境内は五百六坪洵行記に寺内三反十を有す。寺格は三等法地にして、當町興禪寺の末寺である。永享十二年服部伊賀守家繼の創建で、開山は寶山玄珍寶徳元年三月三日寂である。本尊は阿彌陀如來坐像長一尺餘、伊藤治郎左衛門寄附で、堂宇は明治二十四年十月の震災の爲に悉く倒潰し、現今は本堂明治二十年建築、書院明治十五年三月、羅漢堂大正十四年建築、庫裡、門等があり、羅漢堂は第十六世太翁靈源の時五百羅漢を創造して安置したものである。世代は現住橋本惠光で第二



十二世である。

寶 物

出山釋迦畫像  
涅槃像  
木額源書雲居寺藏寶

一幅  
一幅  
三面

〔尾張志、津島沿革志、張州雜志、洵行記、社寺明細帳、海部郡誌草稿、雲居寺報告〕

六、地 藏 寺

嶽令山と號し、麩屋町大字津島字藤浪ハにあり。境内は八十九坪洵行記に境内二畝二十九歩、内一畝二十五歩、年貢地一畝歩御除地。寺格は平僧地にして、當町興禪寺の末寺に屬し、興禪寺第二世天庵喜朝永享七年十月七日寂の創建に係る。本尊は延命地藏菩薩立像高四尺八寸、傳春日作で、現今の堂宇には本堂兼庫裡がある。當寺は維新前尼僧寺であつたが、現今は男僧寺となつた。世代は現住山田繁興で中興佛參教禮尼以來第五世である。  
〔尾張志、津島沿革志、洵行記、張州雜志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、地藏寺報告〕

七、延 命 寺

大安山と號し、今市場町大字津島字藤浪ノ割九十三番地にある。境内は四百八十九坪洵行記に寺内二反七畝歩備前檢除ありを有す。寺格は四等法地にして、當町雲居寺の末寺である。永享九年十月興禪寺第二世天庵喜朝創建し、第二世昌屋まで法地であつたが、その後平僧地となり、三百餘年法地



中絶した。然るに雲居寺第十一世大通弘道が安永十年官に請うて法地を再興し、その時興禪寺末を離れて雲居寺に屬した。本尊は延命地藏大菩薩坐像で、本堂は明治二十四年十月の震災の爲に倒潰し、現今の堂宇には本堂明治三十三年二月建築、庫裡書院昭和元年十月二月建築、門等があり、鎮守に奥山半僧坊の小堂がある。世代は現住矢神邦秀で中興より第十三世である。〔尾張志、津島沿革志、社寺明細帳、徇行記、張州雜志、海部郡誌草稿、延命寺報告〕

八、海 善 庵

護國山と號し、米之座町大字津島字藤浪子ノノにある。境内は二百七十八坪徇行記に境内一畝ありを有す。寺格は平僧地にして當町雲居寺の末寺である。開山は雲居寺第二世永光耳山であるが、その後廢寺となつて居たのを、嘉永三年當地矢野藤左衛門中興し、雲居寺第十六世太翁靈源を中興開山とした。本尊は從來地藏尊であつたが、中興後阿彌陀如来立像矢野藤左衛門寄附となり、現今の堂宇には本堂兼庫裡明治二十三年建築、書院昭和六年建築等がある。現在は尼僧寺で尼衆の修行道場に充て、居る。世代は現住吉田惠俊で中興以後第三世である。

〔徇行記、津島沿革志、海善庵報告〕

九、龍 淵 寺

大珠山と號し、今市場町大字津島字川原毛坪ホにある。境内は二百五十六坪徇行記に境内ノ割四百二十二番地にある。境内は二百五十六坪徇行記に境内ノ割四百二十二番地

除地を有す。寺格は四等法地にして、當地常樂寺の末寺である。嘉吉元年平野遠江守の創建で、常樂寺第二世仙巖能範を開山とする。本尊は如意輪觀世音菩薩坐像高六、寸餘、現今の堂宇には本堂兼庫裡がある。世代は現住清水文章で明治年間孝山道戒の法地再興以來第四世である。

寶 物

涅槃像

一幅

〔徇行記、津島沿革志、龍淵寺報告〕

十、無 量 庵

河原大字向島字須ヶ脇にある。境内は四百二十坪を有す。名古屋市鐵地藏堂の末寺にして、大正十二年四月淺野了解の創建である。本尊は釋迦如来坐像で、現今の堂宇には本堂兼庫裡別家共到大正十一年十月建築等がある。當寺は尼寺で、世代は現住小野大旃で第二世である。〔無量庵報告〕

第四節 淨 土 宗

第一項 鎮 西 派

一、弘 淨 寺



白鳳山觀月院と號し、中島町大字津島字有根ホにある。境内は五百四十二坪附屬地九百坪、  
三反七畝二十八歩、内一反四畝二十四歩、除地二反三畝一步、年貢地ありを有す。寺格は能分地にして、京都市知恩院の末寺である。

元は名古屋阿彌陀寺末創建の事分らず、白鳳年間天武天皇の勅願によるこもいふが、永祿年間の栖

炭光春を中興開山とする。然るに織田信長が長島の一向門徒征伐の途中この寺に館

したのに、一向宗徒はこれを逆襲して一山を焼却したと傳へる。本尊は阿彌陀如來坐

像高三尺餘、傳聖德太子作、  
慈覺大師作である。現今の堂宇は本堂安政五年建築、庫裡の外藥師堂元祿十五年建築、及稻荷堂天保八年建築あり。

この地は昔平野治太夫の邸此といひ、明治九年東隣蓮田中から支那錢九百餘圓を發掘したことがある。現時當寺は津島實科裁縫女學校津島佛教日曜學校簡易圖書室、佛教館集會所等を設け、教育社會事業に盡力して居る。世代は中興より數へて第二十一世で平山哲堂現住である。

寶物

一 軀

藥師如來坐像、傳聖德太子作

三尊來迎佛畫像、傳惠心僧都筆

同傳中書繪毫毛及蒔繪線

一幅

十二 軀

〔徇行記、津島沿革志、海部郡誌草稿、弘淨寺報告〕

二、安 禪 寺

大崎山と號し、大字中地字東中地三百四十五番地にある。境内は三百十一坪を有す。

寺格は準別格にして、京都市知恩院の末寺である。當寺は元來東京市深川區三好町にあつて、大正十二年九月一日の大震災に燒失し、本尊のみその難を免れて増上寺にあつたのを、昭和九年六月十二日官許を得て現地に移建し、同八月當町大崎理兵衛が敷地不動産を寄附し、堂宇を建立せるものである。本尊は阿彌陀如來立像高一尺二寸で、堂宇には本堂昭和九年六月建築、庫裡昭和九年六月建築等あり。世代は現住平山哲堂が第一世である。〔安禪寺報告〕

三、西 方 寺

岳翁山往生院と號し、布屋町大字津島字藤浪口にある。境内は四百八十五坪徇行記に境内  
一反七畝歩年あり。境内は四百八十五坪あり。境内は四百八十五坪あり。境内は四百八十五坪あり。

延享四年十二月奴野城隍と傳へる現地に移轉した。本尊は阿彌陀如來坐像高一尺八寸、  
餘傳惠心僧あり。尙門前に地藏堂がある。當寺は尾張藩主と因縁深く、津島祭禮に代參の使節は必ず此處を宿坊とした。世代は現住安部圓導で第二十八世である。

寶物



十六羅漢唐畫  
三尊來迎佛傳宅間法眼筆  
十三佛傳弘法大師筆

一幅  
一幅  
一幅

四、貞壽寺

〔徇行記、津島沿革志、尾張志、西方寺報告〕

寶池山休蓮院と號し、今市場町大字津島字藤浪イノ割三十六番地ノ一にある。境内は一千三百六十坪附屬地三十四坪、徇行記に境を有す。寺格は能分四等地にして、中一色圓成寺末寺である。往昔津島内五反年買地とあり、に百體佛といふものゝあつたのを、元文三年當地の伴猪兵衛が圓成寺開通上人の援助を得てこの地に阿彌陀堂一字



貞壽寺鐘樓

を移し、佛殿、庫裡等を建立し、母妙教尼を開祖とし、六尼をこれに従はしめ、同年四月から常念佛を開始したので、阿彌陀堂と稱し、圓成律寺の扣とした。然るに是より先米座上切に修驗頭名古屋清壽院の配下なる修驗道金剛院扣の新清水寺といふのがあつて、堂に千

手觀音の像を安置し、京都清水の觀音と同作なりと傳へ、觀應二年の銘ある鰐口もあつたが、金剛院歿後廢絶して寺號のみ清壽院に預つてあつたから、寶曆九年九月堂主三世慈性尼この寺號を讓受け、寶池山貞壽寺と改めて一寺となし、圓成律寺の末寺とした。境内に尼衆寮を設けて五十尼を養成し、近國無比の尼僧寺であつたが、明治九年一月二十八日願の上男僧寺に改革し、同二十年尼寺に復舊し、又尾西尼僧寺院慈善會に入つて社會事業を經營して居る。本尊は阿彌陀如來坐像傳惠心僧都作である。現今の堂宇は本堂明治二十四年十月震災の爲倒潰、同二十八年七月再建、庫裡、玄關、客寮、大衆寮、鐘樓、門、中門、表門、浴室、物置等があり、又熊野權現を勸請して鎮守神とし、杉一株を植ゑて鎮守杉と名ける。尙當寺には舊尾張藩主より拜領の阿彌陀如來及地藏尊を安置し、梵鐘は圓成律寺のものを讓受けたのである。且當寺は津島寺院中に於て最も風雅なる淨境であつて、文人墨客の喜ぶ所であり、今猶この種の訪客が少くない。世代は現住後藤量湛で第十三世である。

寶物

當應曼荼羅  
涅槃像  
來迎佛  
關通上人繪傳

一幅  
一幅  
一幅  
四幅



六字名號關通上人筆

一幅

鐘 銘

尾州海東郡中一色村栖霞山西方教寺者淨門鎮西之宗裔也然不審其開基何世何人乃有應安永和中之古碑等則厥年代之遠可亦殆知焉百有年來運大移殿堂將頽慶安年間先師品譽上人甲州嗣掛錫於此中于時重挑法燈再興傾覆偉哉爲其德矣明識僧伽交補鑿漏綺舍門廡乃至百爾什器咸以備焉惜乎所缺特洪鐘耳越信檀智泉尼佐國村佐藤氏也及以常川氏姓名一日詣寺告予曰梵苑之標幟無尙於鐘何爲不備乎予曰有志微力吾子其圖尼洵發猛信舍若干金以爲鑄鐘之基願此信願同歩趨善者子來雲集因緣爰熟大器早成既鳴之則使億生長驚妄夢遠近坐歸於金仙利豈不博乎因某甲不勝權幸謾記其始末

銘 曰

鑄範新就 高架畫梁

蒲牢一吼

鯨音十方

魘魘避跡

魔軍怯障

三途脫苦

四聖升堂

暮聲迎月

曉響泣霜

猶俾國俗

居唐虞康

善應千里

教化無疆

德音之盛

山遠水長

重銘和歌一首

あらたなる鐘の響にひこくの

罪もきへよこ世をおもふかな

惟時享保四年龍集己亥冬十一月二十八焉當寺第六世比丘照靈哲謹識弟子向譽專罔

〔尾張志、尾張名所圖會、張州雜志、津島沿革志、つしまかゞみ、徇行記、海部郡誌草稿、貞壽寺報告〕

五、西 光 寺

光明山無量院と號し、的場町大字津島字藤浪ナにある。境内は七百五十九坪を有す。寺格

は能分八等にして、京都市智恩寺の末寺である。天文十四年文譽等賢創建し、天正十八年京都京極草堂の北に移つたが、寛文元年正月火災に罹り、同二年山城國愛宕郡田中村に轉じて同十二年再興し、貞享二年徳川綱吉より寺祿一石を同郡一乗寺村に賜ひ、維新の際に至つた。然るに明治二十一年十月十日當町中野實英發願し、現地に堂宇を建立し、明治三十二年四月二十五日官許を得て當時廢頽せるこの寺を移轉したものである。本尊は阿彌陀如來坐像で、現今の堂宇には本堂庫裡共に明治三十二年四月建築書院大正十四年七月建築等あり。世代は現任中野善英で中興より第四世である。

寶 物

延命地藏尊立像 高五尺

一軀

圓光大師畫像

一軸

彌陀三尊來迎佛傳惠心僧都筆

一軸

〔社寺明細帳、海部郡誌草稿、西光寺報告〕

六、阿 彌 陀 堂

俗に光明寺又は光淋坊と稱し、下町大字津島字有根イノ割六十番地にある。境内は三百五十坪徇行記に境内五畝十八歩年買地を有し、中一色圓成寺の末寺である。元文二年八月當地住人橋本又吉圓成寺の關通上人に歸依し、自宅を以て庵室となし、關通上人を開山とした。本尊は阿彌陀如來



坐像高二尺五寸、傳である。本堂は愛知郡赤池村龍淵寺の扣堂を譲受け、明治初年までは數人の比丘尼在住して六時勤行常念佛の道場であつたが、明治二十四年十月の震災の爲本堂庫裡等悉く倒潰して一時廢絶の姿となつて居たのを、大正二年現堂守平野孝蓮が本堂庫裡門等を再興したものである。〔津島沿革志、張州雜志、阿彌陀堂報告〕

### 七、嶺 光 院

報春山と號し、大字津島字藤浪下ノにある。境内は百六十三坪あり。中一色圓成寺の末寺である。當寺はもと玄昌院と稱し、永正五年乘譽長壽の開創する所で京都にあり、天正十九年豊臣秀吉の命によつて京都下寺町五條下本鹽竈町に移つたが、天明八年火災に罹りて後再建し、元治元年再火災の爲に燒失したのを明治三年再建し、更に神田たまの寄附金によつて同二十八年十月二十一日願の上現地に移轉し、寺號を改めた。本尊は阿彌陀如來坐像である。現今の堂宇は本堂明治十六年七月建築、智照堂大正十年一月建築、庫裡大正十年十二月で、現住は伊藤智榮である。〔社寺明細帳、海部郡誌草稿、嶺光院報告〕

### 八、古川說教所

大字古川字上割四百三十七番地にあり、敷地は百坪を有す。明治十九年十月三枝樹亮順が四日市聖覺教院所屬の說教所として設立し、同年十二月官許を得たもので、本

尊は阿彌陀如來立像である。現今の堂宇は本堂、庫裡、土藏、門等であつて、世代は現住で第三世である。〔古川說教所報告〕

### 第二項 西山派

#### 一、大 龍 寺

大 龍 寺 本 堂  
龜伯山と號し、北口町大字津島字藤浪下ノにある。境内は七百九十六坪を有す。寺格は香衣地にして、京都東山禪林寺の末寺である。後醍醐天皇の曾孫良王が父尹良親王の菩提の爲に創建せられ、親王の法號大龍寺殿と以て寺號としたといふ。寺傳には永享七年八月創建とあるけれども、浪合記に良王の津島に入らせられたのは同年十二月とあるからその以後の創建となるが、墓地に明德二年の寶篋院塔もあるから、明確には分らない。本尊は阿彌陀如來坐像高二尺五寸、傳、慈覺大師作、現今の堂宇には本堂明治三十七年十月建築、庫裡、鐘樓、門等が





ある。往時塔頭に寶樹院があつたが明治八年廢寺となり、その本尊觀世音菩薩は今當寺に安置し、當國二十二番札所である。尙境内に鎮守神として皇大神宮津島神社を初め五座の神を勸請し、世代は現住加賀俊禮で第二十九世である。

寶物

當麻曼陀羅變相畫像

一幅

涅槃像

一幅

尹良親王畫像

一幅

織田信忠同信雄及松平忠吉三奉行文書

一卷

〔尾張志、尾張名所圖會、海部郡誌草稿、大龍寺報告〕

二、瑞泉寺

鏡池山と號し、船戸町大字津島字有根ニにある。境内は一千七百坪御行記に境内七畝十八歩、三畝十三歩、御除地四畝五歩あり、元は光明寺、禪林寺、兩末である。有す。寺格は准檀林格地にして、京都東山禪林寺末である。の年月定かならず、舊は天王島にあつて醫王山瑠璃光寺と號し、眞言宗の寺院で、境内に鏡の池といふがあつたに因みて後に山號とした。然るに明應元年三月五日、後醍醐天皇の曾孫良王の御年七十八歳で薨じてこの寺に葬つたと傳へ、その法號を瑞泉寺殿と稱したから、即ちこれを寺號とし、良王の影像及位牌が今猶ある。後永正十四年日仙壽慶中興して寺を今の地に移した。本尊は阿彌陀如來坐像高六尺、春日作である。現今の堂



瑞泉寺本堂

宇は本堂明治二十四年十月、震災に倒潰、同三十年三月再建、庫裡書院、鐘樓、門の外明王堂寶曆七年六月建築あり、その他鏡の池、椿園、茶席も有名である。鏡の池は親鸞上人が、當山の泉水で己が姿を寫し像を彫刻したからこの名があつて、今のは後世これを模擬したものといふ。現時當寺は教育事業にも力め、大正十五年四月以來私立津島幼稚園を經營して居る。尙當寺の末寺に大光山誓願寺が當地宇高町にあつたが、明治初年廢寺の時これを當寺に併合し、本尊阿彌陀如來坐像を當寺本堂に安置した。世代は現住相羽公巖で第二十六世である。

寶物

來迎三尊佛

一幅

一幅

一幅

當麻曼茶羅  
圓光大師繪傳



後光明天皇宸翰色紙  
涅槃像

一幅  
一幅

鐘 銘

維安永第八己亥十月

尾陽海東郡津島村鏡池山瑞泉教寺第十八世徹空上人

鑄工水野太郎左衛門藤原政武

願諸賢聖同入道場願諸惡趣俱時離苦南無阿彌陀佛

〔尾張志、尾張名所圖會、津島沿革志、徇行記、  
瑞泉寺報告、海部郡誌草稿、大橋芳吉氏談〕

三、寶 泉 寺

飛龍山と號し池之堂町大字津島字藤浪にある。境内は千五十坪徇行記に境内一段三畝六步御除地六畝七步年貢地ありを有す。寺格は准檀林格地にして、京都市禪林寺の末寺である。元は光明寺禪林寺兩末であつた。創建の年月は詳でないけれども、喜叟源悦天文四年四月十三日寂を開祖とし、四世圓空春呈寛永十五年八月七日寂が中興した。本尊は阿彌陀如來坐像高二尺傳慈覺大師作で、堂宇は明治二十四年震災の爲に倒潰したが現今は復興し、本堂明治二十五年四月建築、庫裡明治二十六年九月建築、書院昭和六年九月建築、門明治二十六年五月建築、鐘樓明治四十四年九月建築、千體地藏堂、辨財天堂昭和四年十月建築等がある。當寺は往時來迎山と稱したが、後今の山號に改めた。又もと塔頭に西光院があつたが、焼失後復興しない。境内にもと坂口町秋葉神社内にあ

つた六地藏を明治維新後預つてある。尙本堂享祀の善光寺如來は大永年中源悦上人が四十八回も信濃善光寺に詣で、靈夢を感じて隨喜の餘鑄造せしめ、信濃善光寺如來の佛前に於て開眼供養した靈佛と傳へるものである。世代は現任伊藤禮道で第二十四世である。

寶 物

觀經曼陀羅

一幅

〔尾張志、張州雜志、社寺明細帳、  
海部郡誌草稿、寶泉寺報告〕

四、西 岸 寺

和泉山と號し兼平町大字津島字藤浪ノノにある。境内は百七十坪を有す。寺格は香衣地にして、京都市禪林寺の末寺である。當寺は當地の人水野長八が祖先の菩提を弔はんが爲に明治十五年邸内に庵室を建て、和泉屋の屋號により和泉庵と稱し、後現地に堂宇を建立し、明治三十六年二月十八日官許を得て和歌山縣海草郡貴志村より寺號を移した。本尊は阿彌陀如來坐像で、堂宇には本堂庫裡門共に明治十四年建築がある。中興開山は尾本蓮諦で現住は齋藤本教である。〔海部郡誌草稿、  
西岸寺報告〕

五、清 光 院



岡本山と號し、今市場町大字津島寺前リノ割六百三番地ノ一にある。境内は千三百三十三坪餘を有す。寺格は二十二等地にして、京都市禪林寺の末寺である。當寺は當町の岡本清三第八がその女の死歿を縁として佛門に入り、同家祖先及有縁の萬靈供養の爲に古跡一里塚に一字を建立し、大正二年十二月二十五日官許を得て福井市永照寺を現地に移建し、山號寺號を現名に改め、祠堂金を寄附して岡本山清光院維持財團を設け、その事務所を境内に設けた。本尊は阿彌陀如來立像で、堂宇には本堂庫裡書院門共到大正二年五月建築、鐘樓大正八年十月財團事務所昭和三十七年七月建築等がある。中興開山は小松隆眞で、世代は現住岡本孝觀が第一世である。〔清光院報告〕

### 第五節 時宗

#### 一、蓮臺寺

九品山と號し、今市場町大字津島寺前リノ割四百三十三番地にある。境内は四百三十一坪徇行記に寺内三反八畝十五歩備前檢除ありを有す。寺格は小本寺格にして、近江番場町蓮華寺の末寺である。弘長二年三月堀田尾張守正重の創建で、開山はその六子彌阿上人文保二年十月十九日寂である。元は東道場といひ、西御堂たる西福寺に對し、織田信長、同信忠、矢部善七郎等の文書も有つて居たが今亡失し

た。本尊は阿彌陀如來立像高一尺七寸像で、本堂は明治二十四年十月の震災の爲倒潰したが後再建し、現今の堂宇には本堂明治二十九年三月建築、庫裡、書院門明治十三年建築、鐘樓明治二十一年三月建築、弘法堂大正十年一月建築等があり、又鎮守八幡社がある。世代は現住小澤準導で第四十八世である。先代大橋經阿は大本山蓮華寺の法主となつた。

#### 寶物

善導大師縫像  
圓光大師縫像  
涅槃像

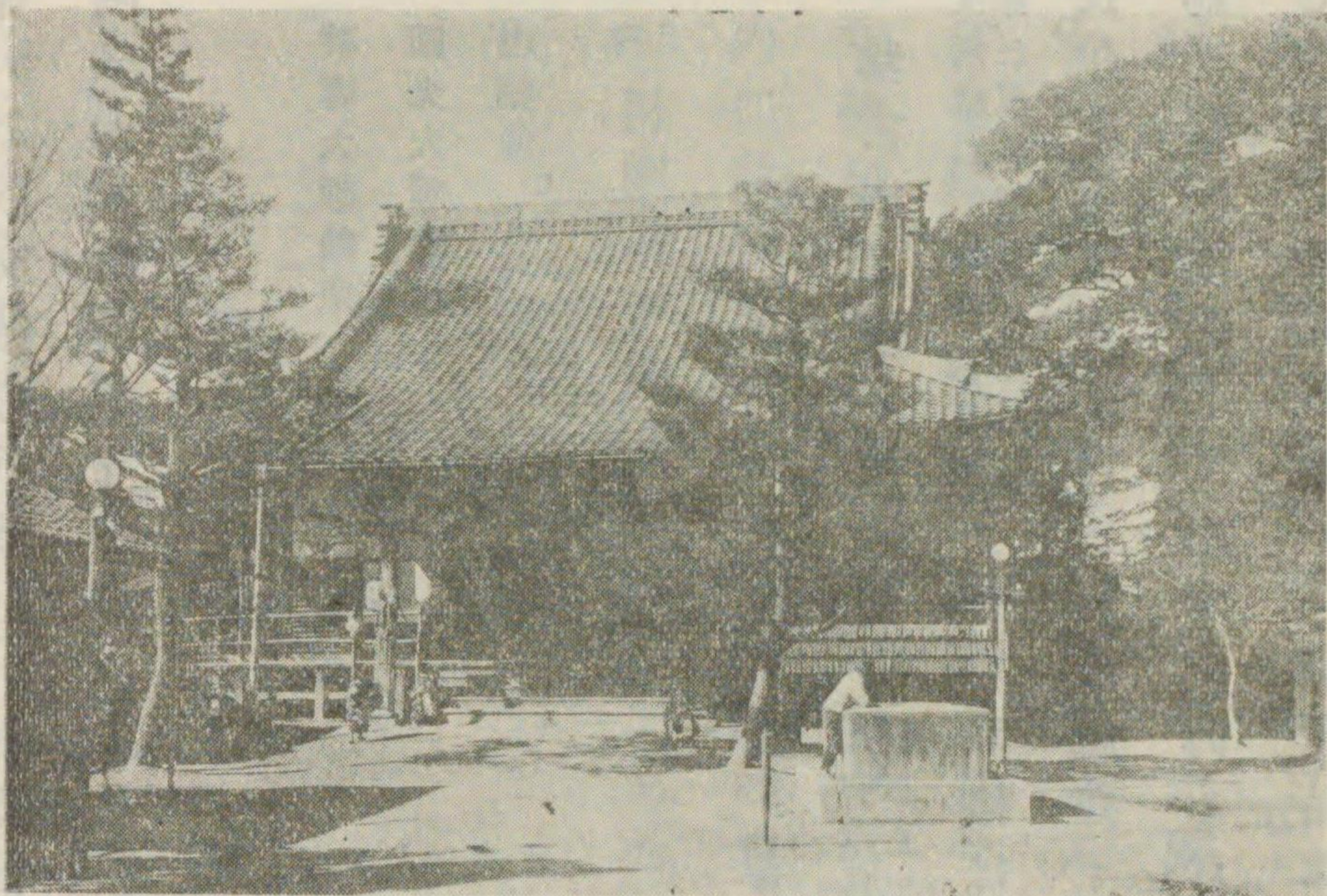
一幅  
一幅  
一幅

〔尾張志、尾張名所圖會、津島沿革志、徇行記、張州雜志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、蓮臺寺報告〕

#### 二、西福寺

紫雲山と號し、西御堂町大字津島寺有根ニノ割三百二十二番地にある。境内は五百二十九坪徇行記に境内七反四畝二十四歩備前檢除ありを有す。寺格は小本寺格にして、近江番場町蓮華寺の末寺である。弘長年間堀田尾張守正重の創建で、その子彌阿上人を開山とする。延享四年四月火災の爲に舊記焼失して由來が傳らないが、舊時西御堂と稱せりとして、今も猶地名として存して居る。堀田氏歴代の菩提寺にして、その位牌を安置する。本尊は阿彌陀如來立像高三





西福寺本堂

凡で、本堂は明治二十四年十月震災の爲に倒潰したが、その後再建し、現今の堂宇には本堂明治四十年、庫裡明治四十五年、書院明治四十五年、稻荷堂明治四十二年、太子堂明治四十三年等がある。明治二十二年十一月下總成田町新勝寺の不動明王を勸請奉安して、關西御分身所となり、盛に賽客がある。世代は現住加藤準泰で第三十九世である。

寶物

- 來迎阿彌陀如來畫像 一幅
- 釋迦如來誕生佛畫像 一幅
- 涅槃像 一幅
- 冠塚田正勝寄附 一個
- 摺扇 一個

〔尾張志、津島沿革志、尾張名所圖會、徇行記、張州志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、西福寺報告〕

三、宗念寺

念佛山と號し、米之座町大字津島字藤浪チノにある。境内は五十四坪を有す。當町蓮臺寺

の末寺である。享徳二年八月の創建で、開基堀田加賀守正道開山慈阿上人である。創立の初め光淨菴と稱し、享保二十年十月觀音寺と改め、安政六年十一月相山宗兵衛中興の際に今の寺號に改めた。本尊は阿彌陀如來立像高二尺三寸で、現今の堂宇には本堂兼庫裡がある。世代は現住栗木孝俊で中興より第四世である。〔津島沿革志、尾張志、社寺集録、徇行記、社寺明細帳、海部郡誌草稿、宗念寺報告〕

第六節 眞宗

第一項 本願寺派

一、照蓮坊

帝護山と稱し、布屋町大字津島字藤浪口にある。境内は六百三十坪餘徇行記に境内四畝を有す。寺格は上座二等地にして、本願寺派本山直末である。往古は天台宗で照養院といつたが、堂守如山俗名橋幸成、河内の人の時文明五年本願寺蓮如に歸依し、改宗して自ら照蓮と號し、よつて照蓮坊と呼んだ。初め東派で成信坊の末寺であつたが、延寶二年九世教順西派直參となつた。本尊は阿彌陀如來立像高二尺餘、傳安阿彌作で、本堂は明治二十四年大震災の爲倒潰し、現今は庫裡明治二十年建築を以て本堂と兼用とする。世代は現住橋幸良で第十六世である。〔尾張志、津島沿革志、徇行記、張州雜志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、照蓮坊報告〕



第二項 大谷派

一、成信坊



成信坊本堂

久遠山と號し、本町大字津島字藤原ハにある。境内は千百九十三坪御行記には境内三反二畝二十步御除地二反二畝十八步年貢地寺扣墓所八畝ありを有す。寺格は准一等別助音地にして、大谷派本山直末である。往昔は天台宗でその創建の年月詳でない、第七世慶專本願寺綽如上人に歸依して一向宗に改め直參となる。その時本山より彌陀の畫像を賜うたが、裏に明德二年未四月願主慶專とあつて門主の染筆である。よつて慶專を中興開山とする。慶專より七世祐念の時天正三年九月二十九日本願寺教如上人が三河より歸西に當り、津島より桑名に至る途中長島に於て織田氏の兵に要撃せられたが、上人に従ふ僧侶七十六人あつた。祐念新發意賢晴相計つ

て上人を蒲船に隠し、成信坊に退かんとすると、敵兵これを射て飛箭雨の如く射掛けた。是に於て祐念船頭に立ち大呼して曰はく、我は本願寺教如である。忽ち射られて水中に死した。賢晴等上人を守護して歸り、成信坊に留ること月餘に及んだ。後文祿三年九月二十九日一老婆綿帽子に包める靈像を授けて去つたのが今の本尊であつて、先の古本尊は當時共に上人を守護した檀徒折村伊藤善兵衛に授けた。斯の如き由緒あるを以て津島御坊の稱號を許され、東本願寺門跡東行の際は必ず當寺に休息するを例とした。又尾張二代藩主光友筆の東照宮の三字の神號を藏するは、家康が嘗て當寺に臨める由緒に因るといひ、伊奈忠次檢地の時も津島村檢地御前帳を當寺に預け、舊藩時代には毎年の年貢免割並に宗門改を當寺に於て行はれたと傳へる。塔頭金光寺は天和三年三月僧心海の創立であつたが、明治初年廢滅して當寺に合併せられた。本尊は阿彌陀如來立像高二尺餘である。現今の堂宇には本堂明治三十四年十月震災の爲倒潰同三十五年九月再建、庫裡書院明治二十七年九月再建、鐘樓昭和十二年八月再建、山門、鼓樓、經藏、土藏等がある。世代は現任佐竹信で第二十二世である。

尙當地の大谷派寺院には講寺講下の制度があつて、大字津島を大谷派寺院七個寺に於て分領して各講下と稱し、その講下の住人をして種々懇志を運ばしめることは



殆んど檀信徒と同様である。講下住人は又その寺院を各講寺と云うて、講寺に事ある際には擧つて勞力財物を寄進するを常とする。而して當寺の講下は次の如くで約五百五十戸ある。

- 兼平町 北口町 米町 本町 堤下町 坂口町 松原町 城之越町
- 高屋敷町 淺井町 上川原町 的場町 布屋町 藪屋町 池ノ堂町 小沼町
- 小ノ座町 新榮町

寶物

- 川上り阿彌陀如來畫像 一幅
- 川上り九字名號觀音上人筆 一幅
- 飛梅二字傳管原道真筆 一幅
- 古文書一通教如上人所賜 一通

鐘銘

尾陽路海東郡津島莊成信坊者、專修念佛勝場也。我大導師往還於東關過此路之時、必於茲梵刹暫留行駕、而成教誨隣莊縑素駸々爲群、年已尙矣、是以寺門蕃昌、絕比倫而三寶之器無一欠缺。雖然從來所掛著高樓之巨鐘、不均法力者、撞破而音響不清、亮今茲住持比丘權律師受賢勸緣十方勳衆力、遂鑄鑄一鐘、善男女人歡喜勸嘆、夫鐘爲德也不可測、地獄易地、劍輪在空、百八聲々、盡響无常輪、庶幾成阿耨菩提宗風之悠久、在此一舉也。使人於予請銘焉、不得默止、應其索云爾。銘曰：

檀越有力 鉤掛箇鯨 篋篋高掛 圓音錮々 德及三界 響徹八紘 下驚商賈 上起公卿

- 千慮忽消 百念爰輕 諸罪水解 業障雲晴 惡趣閉塞 冥衆來迎 無邊妙用 在此一聲
- 法水遠瀟 遍利群萌 俱出苦域 頓入樂城

南無阿彌陀佛

寛文十三歲次癸丑初秋六日洛陌常徳練若比丘權律師休甫誌焉

尾州海東郡門岡庄津島成信坊願主釋受賢律師成之

大鐘師尾州名古屋住水野太郎左衛門政長

〔尾張志、尾張名所圖會、津島沿革志、つしまかみ、徇行記、張州雜志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、成信坊報告〕

二、淨蓮寺

究竟山と號し、筏場町大字津島字藤原ホノにある。

境内は約一千坪徇行記に境内一反四畝九步年貢地ありを有す。寺格は

別助音地にして、大谷派本山直末元は知多郡大野光明寺末である。

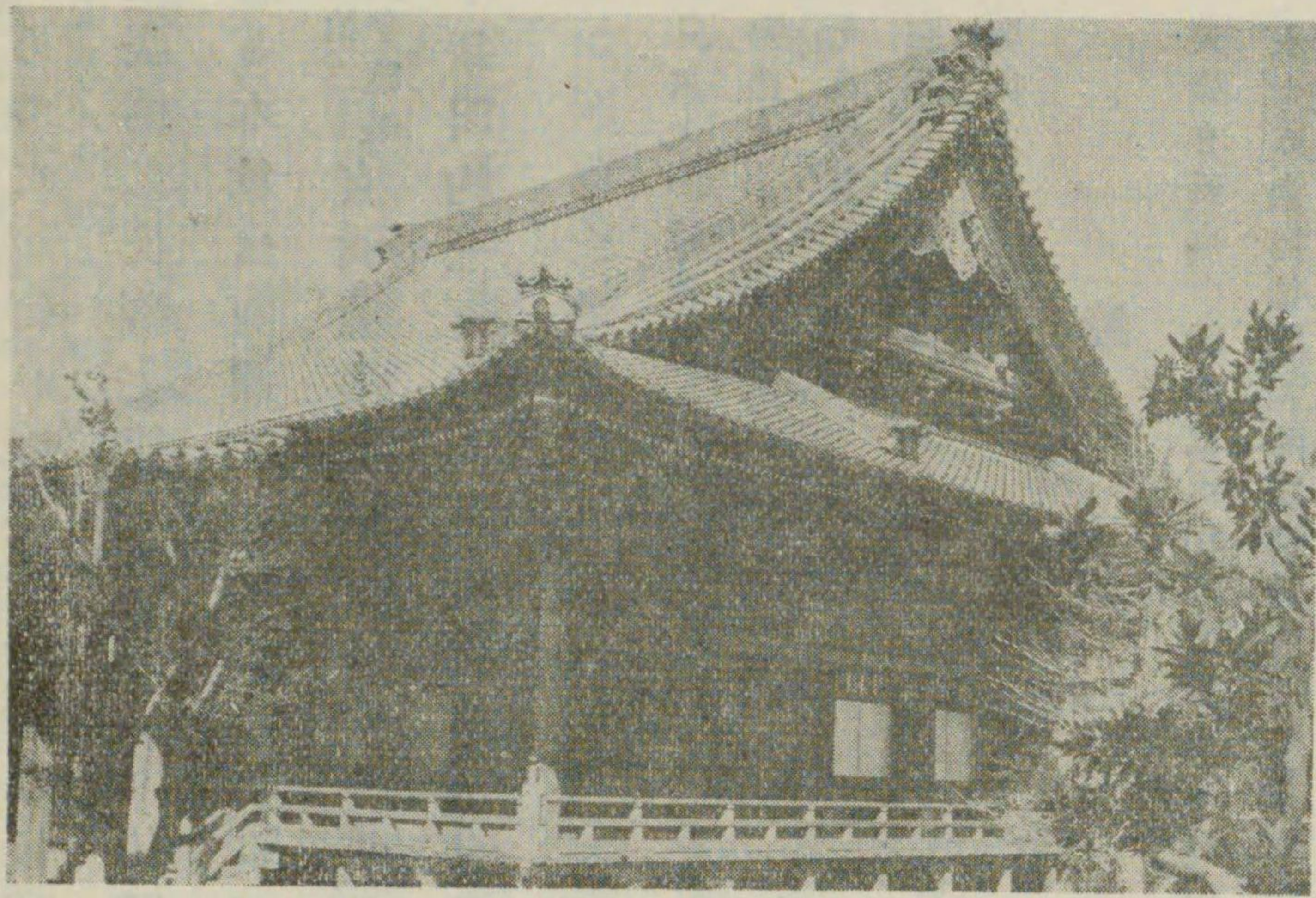
永正八年頃尹良親王の末孫某本願寺第九

世實如上人に歸依して出家し、了願と號し、當寺

を創立したと傳へるけれども、或は永正二年十二月了祐開基とも元

祿五年の火災に記録焼失して詳に知り難い。寶

曆十三年本山より山號を免された。元は小之座



淨蓮寺本堂



にあつたが、何れの年か今の地に移つた。この地は堀田掃部頭の宅趾である。藩政時代尾張第二代藩主徳川光友より任職が御目見を許され、その後屢御目見を仰付られて居る。本尊は阿彌陀如來立像高二尺餘で、現今の堂宇には本堂明治四十年建築、庫裡明治二十五年及同三十二年建築、書院明治二十五年建築、玄關、鐘樓、經藏、門等がある。當寺の講下は橋詰町、金町、池須町、池須新町、東門前町、下新田約三百戸ある。世代は現住藤原猶雪で第二十世である。

寶物

- 見真大師畫像教如上人畫書 慶長七年十月十四日 一幅
- 聖徳太子畫像教如上人畫書 元和三年十月二十二日 一幅
- 七高僧畫像裏書同上 一幅
- 阿彌陀如來畫像 一幅
- 聖徳太子木像 一軀

鐘銘

夫物有形也、由縁而成、由縁而敗、物有聲也、由形而近、由形而遠、響傳音有器、鐘爲法器、久遠而成功、廣大矣、前任祐誓寛永十五歳以徒離孟陬、虞任練火、晋曠飛鑪、造鐘一口、初掛鐘簷、聲徹天界、響震地府、後被擊敗、聲不遠聞、後住長應、再命梟氏鑄成、依舊遠聞、邊際士農工賈、勸業勤職、淺信之徒、坐稱佛名、深信之人、來列法筵、追先師之志、其功不少、爲銘曰、

先師初業 後住奉違 圖形傳聲 温故知新  
潮音萬歳 谷響由旬 覺世問睡 安遊魂神

仰延國祚 俯導庶民 聲流億劫 無所不臻  
貞享四天歲舍卯丁三月 日

尾州海東郡門岡庄津島村淨蓮寺現住長應  
治工名古屋住水野太郎左衛門尉藤原政長

〔尾張志、社寺明細帳、徇行記、津島沿革志、  
張州雜志、海部郡誌草稿、淨蓮寺報告〕

三、善福寺

大森山と號し、筏場町大字津島字有根ニノ割三百四十二番地にあり。境内は六百六十坪徇行記に寺内二反一畝十を有す。寺格は別助音地にして、大谷派本山直末である。もと海西郡富吉庄古木江村にあり、眞言宗であつたが、天正九年僧正誓陸奥の人俗名藤井行庵改宗し、元祿年中現地に移建した。本尊は阿彌陀如來立像高一尺七寸で、現今の堂宇には本堂大正四年三月建築、庫裡昭和元年建築、鐘樓、門等がある。當寺の講下は東西筏場町、横町、高町、西御堂、瀬戸、向島馬場町約百戸ある。世代は中興より數へて現住藤井香頂で第十四世である。

寶物

- 阿彌陀如來畫像教如上人畫書 天正九年十二月七日 一幅
- 見真大師畫像教如上人畫書 慶長八年正月二十六日 一幅
- 顯如上人畫像教如上人畫書 文祿二年九月二日 一幅



聖德太子畫像實如上人裏書 寬永二十年八月七日

一幅

三朝高僧畫像同上

一幅

阿彌陀如來畫像實如上人裏書 明應六年三月十二日

一幅

六字名號實如上人筆

一幅

古文書

數通

鐘 銘

尾陽城西津島善福寺常什物

願主聞定坊惠旭

現任權律師釋等倫

天明元年辛丑五月

鑄工 水野太郎左衛門藤原政武

〔尾張志、津島沿革志、徇行記、張州雜志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、善福寺報告〕

四本住寺

鷺尾山と號し下町

大字津島字有根ハノ 割二百二十四番地

にある。境内は四百二十七坪徇行記に境内一反四畝四歩年貢地あり

有す。寺格は別助音地にして、大谷派本山直末である。もと眞言宗であつたが、僧唯圓が親鸞上人に歸依して當宗に轉じ、その後廢絶したのを、慶長年間京師の人鷺尾藏人入道行西教如上人に歸依して中興した。その頃は海西郡鹽田村にあつたのを、慶安三年

洪水の害に遇ひ、寛文年間現地に移轉した。もとは昆重寺といつたのを後今の名に改めた。本尊は阿彌陀如來立像高二尺二寸、傳聖德太子作で、現今の堂宇には本堂明治二十五年建築、庫裡、書院明治二十五年建築、鐘樓、門昭和八年建築等がある。當寺の講下は厨子町上中島、下中島、船戸、藥師、中野、松川、河原、上新田約百戸ある。世代は現任鷺尾惠證で第十九世である。

寶 物

見眞大師繪傳

四幅

教如上人自畫像

一幅

鐘 銘

尾州海東部門眞庄津島縣下溝邑

本住寺鐘銘並序

原惟普聞之名聲者大悲之實體、齊入之智願者施化之源極、諸佛共稱揚含靈同歸依、允德允明諒皇矣哉、蓋夫名之爲名、以名遣名聲之爲聲、應聲發聲、名聲之所以弘宣也、鯨音爲之軌則、是以蒲牢一吼、則響到法界、聆微塵刹、暨聖輻湊、軍退散、善神駢填、魑魅竄伏、四隣覺無明之睡、萬戶驚重昏之夢、歸者龍雲自感、信者虎吹速應、其之功德無窮焉、斯故住持釋春貞、舒恩勵志、普仰十方檀那之助成、聚絲爲緗、積塵成山、竟命冶工、新奮草裘、鎔陶於銅、鐘一軀、用備法式、而請銘詞于予、屢雖固辭而不聽、遂操毫、銘曰、

佛無量覺 土泥洹城 洋々智水 賢聖灌漑 穆々威德 冤軍倒鎗 依相融性 以體即名  
義隨推邈 理逐物精 慈雲周覆 恩澤等盈 華鐘傳響 槓字暢聲 曉天露濕 霜夜夢驚



吒王除苦 李主解糾 利用茲特 勝益亦宏 庶幾緇素 信根茂盛 福田登穀 國邑安平

教綱高挂 宗鏡長明

願主 本住寺住持釋春貞

治工尾陽愛知郡名護屋住

水野太郎左衛門尉藤原政長

洛陽二條本性寺住持照儀坊釋了意銘

〔尾張志、津島沿革志、洵行記、張州雜志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、本住寺報告〕

五、正 樂 寺

井堀山と號し、下町大字津島字有根ハ、割二百二番地にある。境内は五百十八坪洵行記に寺内六畝十一步備前檢除ありを有す。寺格は准一等別助音地にして、大谷派本山直末である。當寺は往古天台宗で尾張中島郡儀長村にあつたが、天正年中住職祐信が本願寺顯如上人に歸依して眞宗に改宗し、次いで現地に移建した。その後寶永四年十月の震災に損亡し、同七年淨智が再興した。本尊は阿彌陀如來立像高二尺五寸で、現今の堂宇には本堂天明五年建築、庫裡大正四年九月建築、書院明治四十四年十月建築、茶室松風亭と號す、明治四十五年名古屋市中區日出町青木作兵衛宅内に松尾樂只齋の好みて建つたのを昭和十年四月移建、門明治元年九月建築、鐘樓明治三十二年七月建築がある。當寺の講下は下町・上中下・中下・構上・構上・永樂町・日吉町・愛宕全部で約五百戸を有す。世代は現

住井堀保含で第二十世である。

寶 物

阿彌陀如來立像高一尺、傳惠心僧都作 一軀  
見眞大師畫像裏書、顯如上人 一幅  
顯如上人畫像裏書、顯如上人 一幅  
上宮太子畫像裏書、顯如上人 一幅  
三朝高祖畫像裏書、顯如上人 一幅

〔張州雜志、尾張志、津島沿革志、海部郡誌草稿、正樂寺報告〕

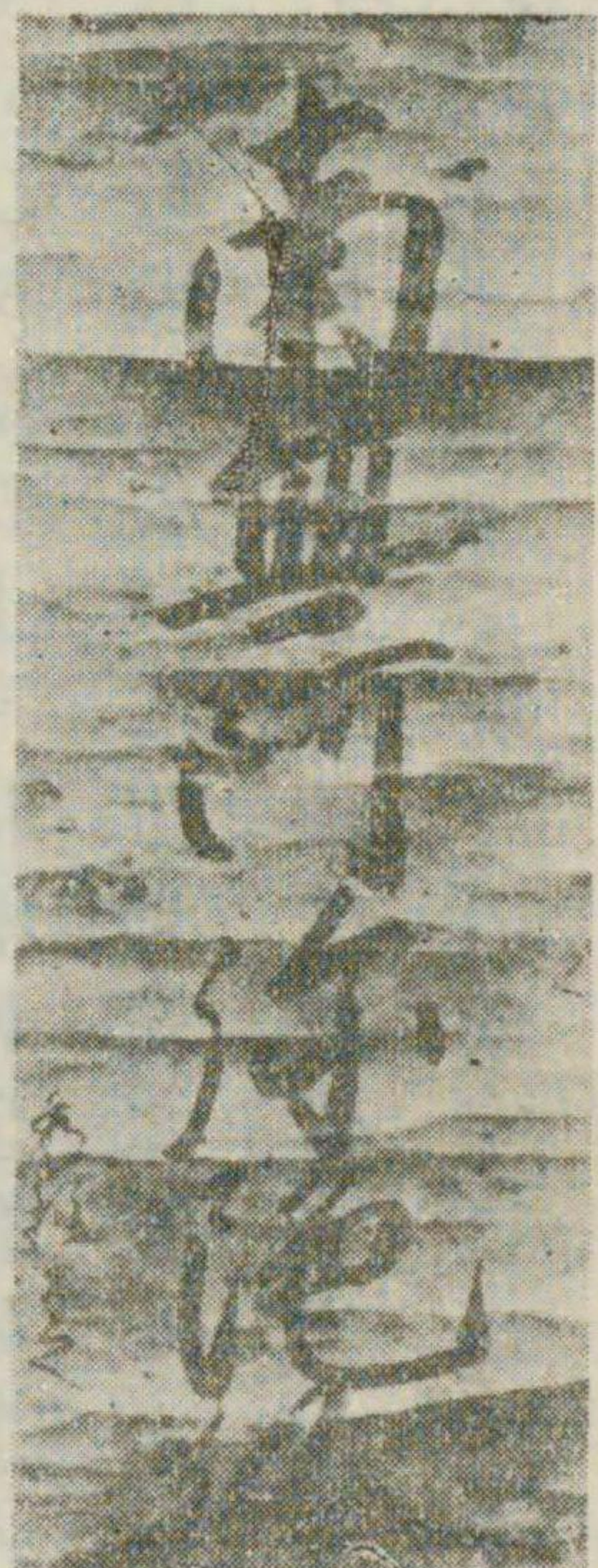
六、淨 光 寺

日月山と號し、片町大字津島字有根ニ、割三百五十一番地にある。境内は約四百八十坪洵行記に境内四畝四歩御除地一畝十五歩年貢地を有す。寺格は准二等別助音地にして、大谷派本山直末元は知多郡大野光明寺末である。初め天台宗であつたのが、慶長年中轉宗したともいひ、又慶長十一年僧教念教如上人に歸依して此處に草庵を結んだが、貞享元年二世信教願によつて淨光寺と號せりともいふ。大正十五年三月佐屋驛明治天皇行在所をその所有者より讓受け、當寺境内に移建し、書院とした。本尊は阿彌陀如來立像高一尺七寸餘、裏書本願寺常如延寶五丁巳年で、現今の堂宇には本堂明治二十六年建築、庫裡明治四十年建築、書院昭和二年移建、鐘樓大正十二年建築、門等がある。當寺の講下は片町・江口町・中地・日之出町





淨光寺本堂



豐臣秀頼自筆六字名號

淨光寺藏

榮町瑠璃小路堺町彌宜町南門前町約二百五十戸ある。世代は現住瀧研勵で第十五世である。

寶物

- 六字名號俗に地名號と稱す 一幅
- 豐臣秀頼筆 一幅
- 同 一幅
- 出山釋迦像傳盛雪筆 一幅
- 明治天皇御使用品二疊臺行在所札、内侍所札、御供所札、下馬札、土器、御膳 數点

鐘銘

遠江豊田郡浦川郷有山、號慈雲、層巒幽遠、珠樹蒼鬱、非唯避市朝、曷更聞治亂、當弘通如來正法輪、各區而圓、光精舍輝其中、燈燈不滅、炤向也是、以歷代弘通者、交往叢林、所有殿閣粗備、乃祖如在禮樂益隆、寬文中、舜岱和尚住院弘通之暇、慮婆娑教體在于音聞、命檀越宮崎三左衛門範園華鯨一口以

挂慈雲半間、蓋是正法弘通力乎、爾來歲月、運成壞有數、今至寶永元稔、大口阿子將鳴、絕故文超和尚弘通、聞薰勝德、接化外護檀門、令片切源左衛門發願重鑄之、因請銘於法華野衲、亦弘通輩、則何敢逆其需、恭向鐘聲裡七條、以爲之銘曰、

華鯨擡首 高挂慈雲 羅睺阮擊 阿難正聞 扶揚佛種 震動冤群 維進維退 永將殷殷 維時寶永第六龍集己仲秋穀旦

(中略)

慈雲山用藝喜越巖文超代鑄之

冶工三州寶飯郡北金屋村藤原氏北一色末葉

中尾與惣次安信作

[尾張志、津島沿革志、洵行記、社寺明細帳、海部郡誌草稿、淨光寺報告]

七蓮慶寺

永尾山と號し、今市場町大字津島字藤原ノ割七十三番地にある。境内は四百三十八坪洵行記に境内一反四畝六歩内七畝六歩御除地脱九七畝年貢地ありを有す。寺格は准一等別助音地にして、大谷派本山直末である。往古は天台宗で海東郡大矢村にあつたが、元和九年專正坊が證如上人に歸依して改宗し、現地に移轉した。本尊は阿彌陀如來立像高二尺五寸で、現今の堂宇には本堂明治二十四年震災で倒潰、庫裡明治三十四年建築、書院明治二十年建築、鐘樓明治四十年建築、門明治四十四年建築等がある。當寺の講下は今町大中切、小中切、新町、朝日町、寺町、戎町、稻垣町、大和町、藤島町、埋田、新開、向島約五百戸ある。世代は現住永尾得龍で



第二十一世である。

寶物

親鸞上人畫像 宜如上人畫書 一幅

親鸞上人繪傳 宜如上人畫書 四幅

六字名號 傳運如上人筆 一幅

八、名念寺

龍州山と號し、大字古川字上割五百三十七番地にある。境内五百六十坪餘徇行記に境六步備前御除地ありを有す。寺格は六等席列助音地にして、大谷派本山直末である。往古は天台宗であつたが、天正九年法了上人真宗に改宗したと傳ふ。本尊は阿彌陀如來立像傳安阿で、現今の堂宇には本堂明治二十四年十月震災の爲倒潰、明治二十六年建築、庫裡同書院鐘樓、昭和八年十月建築、門明治三十一年建築等である。講下は大字古川約九十戸ある。世代は現住吉田大心で第十八世である。〔尾張志、徇行記、社寺、明細帳、名念寺報告〕

九、開導說教場

池須大字津島字又吉ニノ割、三百二十番地ノ十一にあり、敷地は百七十四坪を有す。これは明治三十三年秋正樂寺和讚議員中の有志者が、青少年少女に和讚を教授し、且時々說教を聽聞せしむる趣

意を以て菩提教會を創立したのが最初で、會場は屢變更し、同三十六年六月より上河原町に地所家屋を購入して道場に充て、開導教會と改稱した。その後この土地建物を賣却して池須埋立地の中に於て地所を購入し、大正十五年本堂を建築し、又同年一月開導說教場と改稱した。本堂は間口七間、奥行九間あり、本尊として阿彌陀如來立像長一尺八寸を安置し、外に二階建事務所及炊事場等がある。本說教場は大谷派の宗儀宣揚を目的とし、毎月十五回以上布教師を招いて說教を行ひ、その他信徒の死亡者追弔法要を營み、外に所用なき時は集會等に貸與して居る。信徒約一千五百名あり、信徒惣代は南谷伊助、伊藤與念、佐藤新吉である。〔開導說教場報告〕

十、信源說教場

兼平町大字津島字藤浪ヌノ、割七百八十七番地にあり、敷地は百九十四坪を有す。當地の富永源兵衛夫婦は共に佛教信者で、死後永く菩提を弔はんが爲に明治三十五年この道場を建てたが、信源の名は妻信子と己れの名の頭字を取つたのである。かくて翌三十六年大谷派彰如上人の臨場を請ひ、落慶入佛式を行ひ、その永代祠堂金として金五百圓を副へ、大谷派本山に寄附し、爾來常に說教を行つて居る。本尊は阿彌陀如來畫像で、現今の堂宇には本堂庫裡書院共に明治三十六年十月建築等がある。監理者は創立者の子富永源兵衛である。〔信源說教場報告〕



十一 愛宕法話所

愛宕大字津島字西愛宕二百二十四二百二十五番地にあり、敷地は百八十坪を有す。これは昭和八年より大谷派僧侶横井常諦がこの附近に於て小供に經文を教へ、映畫會を催し、童話をなす等思想善導に盡して居たが、漸次聽講者多く、場所も狹隘を告ぐるに至つたので、地元有志の寄附の下に現地に新築することとなり、昭和十二年一月落成した。本堂は間口五間、奥行七間あり、阿彌陀如來御影を安置し、外に座敷十五坪、庫裡十七坪餘ある。現今は小供の外大人の爲に毎月十五日説教を行ひ、法話講演等を開き、聽講者數十名に上るといふ。〔愛宕法話所報告〕

第三項 高田派

一、教 津坊

藤浪山と號し、今市場町大字津島字有根へノ割五にある。境内は三百十五坪〔徇行記に寺内七畝歩備前檢除あり〕を有す。寺格は院家にして、一身田村專修寺の末寺で、開基は承元年中といふ。元天台宗で船戸にあつたが、律師道顯が建曆二年十月親鸞上人東國下向の際これに歸依し、名を慶信と改めたから、慶信を以て開祖とする。嘉禎元年三月上人歸京の途次留ること三日、六十三歳の自像を與へて去つたので、御沓脱道場親鸞聖人舊跡と稱す。元中九年

順證の時堂宇回祿に罹り、今の地に移轉し、天正の頃までは開基の法號を以て慶信坊と稱へ來つたが、九世惠全は飛鳥井雅綱の弟なるにより、雅綱より本山に請ひ、天正三年正月教津坊と改號した。本尊は阿彌陀如來立像高一尺五寸、傳慈覺大師作である。現今の堂宇には本堂明治四十年九月移建、庫裡大正九年五月建築、書院明治三十五年十月建築、鐘樓昭和二年五月建築、太子堂大正二年五月建築、門等あり、講下は初日町二百五十戸ある。世代は現住伊藤修道で第二十二世である。

寶物

親鸞上人木像  
聖德太子木像  
同黄金像  
阿彌陀如來畫像

一 軀  
一 軀  
三 幅

〔尾張志、尾張名所圖會、津島沿革志、徇行記、張州雜誌、社寺明細帳、海部郡誌草稿、教信坊報告〕

第七節 日蓮宗

第一項 日蓮宗

一、妙 延 寺

津島山と號し、今市場町大字津島字藤浪にある。境内は三百十八坪〔徇行記に寺内一反七歩、内九畝十歩御除地二十七歩〕



年貢地を有す。寺格は平僧跡にして、甲斐身延山久遠寺の末寺である。往古は眞言宗で津島山高乗坊と稱したが、寛正五年四月身延山十二世の貫主圓教院日意この地に於て法華經を講じた時、高乗坊は歸依してその弟子となり、改宗して名を日乗と改め、よりて日意を開山とし、自ら第二世となつた。享祿二年五月五日寂山號は地名なる故に改めず、寺號を妙延寺となし、久遠寺末となつた。傳へいふ、九世日順天正十三年正月二十九日寂は加藤清正幼年津島にあつた頃手跡を指南したと、故に當寺に清正の像を安置し、又清正雙紙掛の松と稱するものがある。尙もと清正の詩短冊を藏したが今佚失した。本尊は法華經題目寶塔で、堂宇には本堂明治二十四年十月震災の爲庫裡同書院大正十年十月建日朝堂明治三十八年十月建鐘樓昭和三年四月建玄關大正十年十月建門寛保三年四月建等がある。世代は現住太田鳳巍で第四十世である。

寶物

日意上人眞筆本尊

一幅

〔尾張志、津島沿革志、尾張名所圖會、徇行記、張州志、社寺明細帳、海部郡誌草稿、妙延寺報告〕

第二項 法華宗

一、本蓮寺

妙榮山と號し、布屋町大字津島字藤浪ノ割百十六番地にある。境内は七百四坪徇行記に境内一反一畝二十歩、内八畝十六歩御除地三畝四歩年貢

地を有す。寺格は普通格にして、越後本成寺の末寺である。肥後の大橋太郎左衛門通貞の子一妙丸貞經の創建したもので、一妙丸は事によりて尾張に來り、愛知郡中根村に天台宗法華堂を造立したが、元中九年その家臣の末裔志願を發し、中根村の法華堂を現地に移し、妙榮山本蓮寺と稱へ、遠江本興寺日乘應永三年寂を請じて開山とした。本尊は法華經題目寶塔で、堂宇には本堂三十番神堂、庫裡、鐘樓、玄關、門等がある。世代は現住山口完考で第三十世である。

鐘銘

日蓮上人眞筆曼陀羅

一幅

日印上人眞筆曼陀羅

一幅

日陣上人眞筆曼陀羅

一幅

鐘銘

無形而能察於物理者、誠是人心之靈德兮、不可見而克達于遠處者、偏其音聲之妙用與、竊曰、祇洹精舍之鳧鐘者、招四衆八部、而施禮佛聞法利益乎滅後迦葉之韃稚者、召一千人羅漢、而結集釋尊一代藏經乎、以要言之、雖在滅異所詮在令遠近凡侶集于法席、而聞法隨喜、俱種佛因乎、其功偉如也、其德博如也、然則不可有無此法器矣、于爰尾陽城下之西鄉、海東郡津島村妙榮山本蓮寺現住權律師圓成院日永聖人、今般與檀越數輩、異體同心、發於丹誠、新鑄鉦巨鐘、鑿于當山、畢伏願依斯功德妙法均流、高低自他俱成菩提耳、蓋旨趣如斯、于時師檀同志有乞頌銘、予雖不佞、欲結勝緣爲之述銘曰、



妙榮山下 一乘金田 冶銷銅錫 洪鐘既全 曉音和月 醒妄情眼 晚景廻谷 開心性蓮  
聲通邨落 消苦痛煙 響至空界 無衰沒情 神祇穆穆 君國平平 佛日餘晷 永輝萬年

名府妙長山小比丘

一成院日逾欽誌

願主當山現任權律師

圓成院日永謹附

當寺惣檀方中戮力助出

大鐘師

水野太郎左衛門尉

藤原政長

維時享保第十龍集乙曆

三月中旬三鳥吉辰

〔尾張志、尾張名所圖會、津島沿革志、徇行記、張州雜志、海部郡誌草稿、本蓮寺報告〕

### 第八節 其他の堂宇

#### 一、藥師堂

俗に川の藥師と稱し、瑠璃小路大字向島字居森九百五十二番地にある。境内三十九坪を有す。當堂は正徳元年當地の住人足立倡佐が一字を建立し、自分信仰の藥師如來を安置してより漸次

信仰者多く、享保十一年、寶曆二年、寛政六年等の修理改築を経て、安政二年現今の堂宇に改築した。初めは社僧寶壽院の管轄で、眞言宗の取扱を受けて居たが、現今は堂守が眞宗大谷派の人である爲、自ら同宗の姿になつて居る。本尊は瑠璃光藥師如來立像で、堂宇には本堂安政二年八月建築、庫裡明治二十六年建築あり、現今の堂守は加藤照耀である。〔藥師堂藏棟木、同堂報告〕

#### 二、藥師堂

西御堂町大字津島字有根ニノ割二百九十九番地にあり、境内は十二坪を有す。安永八年二月の創建で、寛政五年の再建に係り、本尊は藥師如來立像高一尺二寸餘である。往古は牛頭天王社の末社で、若宮と稱し、車河戸南堤防にあつたが、江口町佐藤代助屋敷に移り、その後更に現地に移轉した。現今西御堂町江口町で管理し、西福寺の受持である。

#### 寶物

鰐口直徑一尺五寸、銘に奉掛御寶前所、州世島天王若宮、江州津島御中奉寄進所也、寛永十四年丁巳年八月吉日、大工國松金左衛門とあり 一口  
獅子頭一尺六寸乃至一尺三寸、銘に奉寄進津島牛頭天王、正保四年十一月吉辰日、藥州名森島基五左衛門とあり 一個

〔藥師堂報告、西御堂總代藏古文書〕

#### 三、觀音堂

西馬場町大字向島字居森千八百八十五番地にあり、境内は三十五坪を有す。創建の年代は明ならず。本尊



は正觀世音菩薩坐像である。現今馬場町中ノ町上ノ町の管理に屬する。〔觀音堂報告〕

四、今市場十王堂

今市場朝日町大字津島字藤浪イノ割七番地にあり、境内は二十五坪を有す。享保十七年十二月の建立に係り、堂の大き間口二間四分、奥行一間八分である。本尊地藏菩薩坐像高一尺餘及十王像等を安置する。現今今市場朝日町で支配して居る。〔張州雜誌、十王堂報告〕

五、下構十王堂

下構町大字津島字有根イノ割五番地にあり、この屋敷も一一反一畝十九歩あつて、正保三年檢地の際除地となつた。堂の大き間口一間半、奥行二間あり、明治初年の建築に係り、本尊地藏菩薩坐像高一尺四寸、左右に十王像を安置した。然るに明治六年三月佛像を初め地所寶物等を關係六ヶ町に分配することとなり、下構町のは元の位置にあつて、木像二體、畫像三軸を祀り、下中町のは瑞泉寺所有地にあつて、堂の大き間口一間、奥行一間半あり、木像二體、畫像二軸を祀り、上中町のは阿彌陀堂境内にあつて、堂の大き一間四方で、昭和十年の建築に係り、木像二體、畫像二軸を祀つてある。更に下町は木像二體、畫像二軸を分配せられたけれども、堂はなく、上構町のは堂の大き一間四方で、明治二十三年の建築に係り、木像二體、畫像三軸を祀り、愛宕町のは堂の大き一間半四方で、本尊地藏菩薩の外木像二體等を祀り、初め下構より分離の際愛宕神社境内に安置したが、明治二十四年震災の爲堂宇破損したので、翌二十五年現地に移轉改築した。是等六ヶ所の十王堂は現今夫々の町に於て支配して居る。〔下構十王堂外、十王堂報告〕

六、船戸町地藏堂

船戸町大字津島字有根ホノ割四百四十四番地にあり、境内十八坪を有す。創建の年月明でないけれども、延享二年奉獻の燈籠があるからそれ以前であるに相違ない。本尊は地藏菩薩立像で、その周圍に六軀の地藏尊を安置し、堂宇は六角堂の外拜殿約一坪、昭和二年八月建築、物置約十二坪餘もある。もと船戸町大野治助前に奉祀したが、後瑞泉寺境内に移り、明治二十八年更に現地に轉じた。〔船戸町地藏堂報告〕

七、上河原町地藏堂

上河原町大字津島字藤浪トノ割四百六十七番地にあり、境内十八坪を有す。本尊は石造地藏菩薩立像で、堂は間口二間、奥行三間半あり、明治二十四年十月の震災の爲倒潰し、翌二十五年秋再建した。主に眼病患者又は乳の少き婦人が信仰する。〔上河原町地藏堂報告〕

八、瀬古町地藏堂

瀬古町大字津島字有根ニノ割三百二十七番地にある。所謂善福寺火事の際瀬古町は全部烏有に歸したけ



れども、この堂のみ焼残つたから、爾來火難除けの地藏といふ。往古現地にあつたのを明治維新の時西福寺境内に移し、その後更に元の所に移祀した。本尊は石造地藏菩薩立像で、堂は約二坪あり、外に物置三坪昭和九年建築もある。〔瀨古町地藏堂報告〕

九、北口町蓮池地藏堂

北口町雲居寺門前大字津島字藤原リノ割六百二十五番地にあり、境内一坪を有す。この地藏尊は明治年間北口町縣道の石橋東に於て伊藤幸四郎が堀出したもので、同人宅内に一の堂宇を建立し、幸四郎地藏と稱したが、その後堂宇腐朽の爲町内協議の上現地に移建し、名稱も今の如く改めた。本尊は石造地藏菩薩立像で、堂の間口三尺、奥行四尺五寸あり、明治四一十年春の建築に係る。〔蓮池地藏堂報告〕

十、片町地藏堂

片町四丁目大字津島字有根ハ割六百六十六番地山田常三郎の宅内にある。これは今より六十餘年前高町の伴浪之助が七八歳の時、この地藏尊の後にある美しい薔薇の花を折らんとして、地藏尊の頭上を越えて手を出した時、地藏尊と共に倒れ、浪之助は地藏尊の下敷となつたに拘らず、不思議にも更に負傷せず、却て地藏尊の右の手を折つた。よつて伴方では早速御嶽社に神託を願つた處、地藏尊が子供の身代りとなられたとの御告であつた。

ので、世の人身代り地藏といつて参拜者も多くなつたといふ。本尊はこの石造地藏菩薩立像で、堂は三尺四方あり、昭和五年秋の再建である。〔身代り地藏堂報告〕

十一、小之座町千體地藏堂

小之座町大字津島字藤原ハ割百九十番地にあり、境内は道路擴張の爲狭められ、僅に一坪半を有す。本尊は木造千體地藏菩薩坐像で、堂の大きは一坪にも足りない。〔千體地藏堂報告〕

十二、白龍大明神

片町一丁目大字津島字藤原ホノ割三十番地にあり、白龍大明神と鬼子母神とを祀る。昭和九年八月の創立で、堂宇は三尺四方である。〔片町古老談〕

第九節 廢寺

正徳元年六月二十一日當地庄屋より書上げた海東郡津島村寺院諸堂書上帳によるに、以上の外に淨念寺、安法寺、金光寺、常福寺、誓願寺、善福庵、淨阿彌、西專坊、光淨庵、寶樹院、高正寺、長谷寺、善智、清水寺、日光坊、日光庵、正寶寺があり、徇行記、張州雜志、尾張志等によるに、尙戒藏庵、行者堂、金剛院、實相坊、明星院、觀音堂等がある。右の内淨念寺は芝井新田に、安法寺は平島村に移轉して、今も猶隆盛を續け、淨念寺の遺跡は、筏場町善福寺東



方に淨念寺井と稱する清泉が存して居る。金光寺は本寺成信坊に、誓願寺は本寺瑞泉寺に、寶樹院は本寺大龍寺に、高正寺は本寺常樂寺に、光淨寺は本寺蓮臺寺に、淨阿彌は本寺西福寺に、長谷寺は本寺西方寺に、西光寺は本寺寶泉寺に、全福庵は本寺興禪寺に併合せられたから、夫々本寺の處に記してある。唯善智清水寺以下は總て湮滅に歸したので、茲には他の廢堂と共にその略歴を掲ぐることにする。

一、善 智

徇行記に一向宗東派直參寺内一反五畝十歩御國檢除とある。

二、清 水 寺

海東郡津島村寺院諸堂宇書上帳に紀州根來寺末寺眞言宗清水寺、紀州根來寺袈裟下住寺山伏金剛院とある。

三、日 光 坊

的場にあり、梅木山と號し、修驗道で醍醐三寶院に屬し、清良院これを掌つた。本尊藥師如來坐像高一尺五寸餘、理修仙人作、鳳來寺本尊同作は男女配合の事を禱る故、俗に妻藥師といふ。往時貞和二年在銘の鰐口があつたが今逸失した。徇行記に日光坊地内二畝十六歩備前檢除とある。〔徇行記、張州雜志、尾張志〕

四、日 光 院

徇行記によるに、弘仁十三年草創し、長徳三年修驗道に歸し、治暦二年藥師堂の再建あり、元和三年向島より津島村に移轉し、日光院境内三畝十一歩は年貢地で、中野にあつたと記してある。

五、正 寶 院

紀州根來寺袈裟下山伏で、眞言宗である。〔海東郡津島村寺院諸堂書上帳〕

六、戒 藏 庵

張州雜志によるに、眞言宗に屬し、神領河原北にあり、境内八畝歩年貢地で、南向の草堂及東向の門があつた。本尊は地藏菩薩寸高九で、開創は享保四年二月二十三日當地の四郎兵衛の妻が尼となつて草堂を建立したとある。かくて尼僧寺で繼續したが、明治維新の際廢寺となり、本尊は加藤英三郎方に奉祀して居る。〔加藤英三郎氏談〕

七、行 者 堂

張州雜志によるに、中野東にあり、南向の堂には役行者高一尺餘を祀る。この地は天滿宮御手洗池であつたが、池を埋めて堂を建て、里民の大峰山に登る者はこの堂に籠つて清火すこある。



八、實相院

津島の神宮寺は牛王山と號し、往昔社僧十坊あり、實相院、大善坊、寶壽院、不源坊、明星院、圓藏坊、成就坊、良圓坊、觀音坊、多寶坊であつたが、享保年中その内六坊は他郷に移建し、その後は實相院、寶壽院、明星院、觀音坊の四坊となり、眞言宗にして、名古屋大須寶生院の末寺であつた。然るに明治維新に及び更に實相院と明星院とが廢滅に歸した。實相院は津島神社の東北隅現今の神苑の築山のある所にあつて、創建の年代は明でないけれども開基を定圓法師と傳へるから、平安朝初期なるべく、降つて永祿年中僧覺政がこれを中興した。津島神領の内六石一升四合を領する外に燈明田として四十七石九斗三升を引得した。本堂には本尊藥師如來高三寸五分、左右に毘沙門天高一尺六寸、愛染明王高二寸、織田信長守本尊さいふを安置し、客殿門もあり、寺寶には傳弘法大師筆九會曼陀羅、興教大師筆種子曼陀羅を初め、織田信長、信忠、信雄等の文書等夥多あつたが、廢寺に及び佛像什器等は多く寶壽院に引繼ぐことゝなつた。〔張州雜志、尾張志〕

九、明星院

同じく津島神社の東北隅で實相院の東隣にあつた。創建の年代は是亦明でないけれども、僧放政の開基とあるから實相院と略同時代である。津島神領の内寺領二十一

石六斗七升、燈明田五升八合を領した。本堂には本尊藥師如來高一尺傳安阿彌作、左右に弘法大師高一尺四寸五分、地藏菩薩尺餘を安置し、寺寶には三十六歌仙御問答記等があつたが、廢寺に及び佛像は寶壽院に納まつた。〔張州雜志、尾張志〕

十、金剛院

尾張志によると、津島米之坐上切にあり、修驗道で、本尊千手觀音は京都清水寺の本尊と同作の由言傳へ、俗に新清水寺ともいつた。觀應二年在銘の鰐口があつたが、今逸失したとある。

十一、觀音堂

徇行記に境内一畝廿步、御國檢除眞言宗、堂守紀州根來寺下山伏大善坊とある。

十二、北口十王堂

北口町石橋畔現今の鈴木得三郎の宅地にあつて、堂の大きさは二間四方で東面し、舊藩時代には大龍寺が管理した。境内三畝二十七步正保三年檢地に除地となつた。明治維新後廢止となり、地藏菩薩初め十王の像等は悉く大龍寺本堂に奉祀することゝなつた。〔張州雜志、服部海治郎氏談〕

十三、向島十王堂



西馬場町現今佐藤政一の宅地にあつて、一畝十六歩あつた。尹良親王の侍僧義視の創建と傳へ、天正九年二月六日氷室孫吉郎長勝の十王堂に關する文書のあるによつてもその古いことが分る。舊藩時代には寶壽院の管理であつたが、明治三年廢止となり、本尊地藏菩薩及十王繪圖等は寶壽院に引移した。〔寶壽院文書、寶壽院報告〕

### 第十節 津島町佛教會

本會は大正十二年關東大震災後思想善導を目的として創立したもので、當町寺院僧侶を以て會員とし、町長を會長に推戴し、町役場内にその事務所を置いた。毎月一回町公會堂に集合して互に意見の交換を行ひ、共に事業の計畫をなし、春秋二回名士を招いて講演會を開催して一般町民に聴講せしめた。又四月八日の花祭、春秋の戦死者招魂祭等には各寺院總出席の上勤行した。されば町當局者もこれを認め、毎年補助金を交附するを例とした。尙郡縣の佛教會聯合會にも加入して、時代に遅れない修養と施設とをなし、特に山口町長は昭和十二年九月全寺院僧侶と懇談して密接なる聯絡を保持したので、應召軍人家族又は陸軍病院への慰問、追弔會等を實行して銃後の務を全うしつゝある。〔津島町役場書類〕

## 第三章 神道教會

### 第一節 天理教

#### 一、津島宣教所

西堺町大字向島字居森一千八百六十六番地ノ五にあり、敷地は六十七坪三合九勺を有す。天理教湖東大教會彦根教會金山支教會に屬する。明治三十四年岐阜縣武儀郡金山町の人中島善右衛門來つてこの地に布教を開始し、大正五年五月二十二日公認を得た。行事としては毎月一日婦人會、毎月十五日並祭を催し、又社會奉仕として管長の命により天王川の藻刈奉仕をなして居る。建物には神殿及禮拜所、事務所、詰所兼臺所等があり、目下當所に屬する布教師七名、役員十四名を算し、佐藤政一が擔任教師である。〔津島宣教所報告〕

#### 二、三和宣教所

城之越町大字津島字藤浪チノ割六百八十六番地にあり、敷地は四十二坪餘を有す。天理教南海大教會紀熊分教會に屬する。昭和二年一月布教を開始し、同九年一月宣教所が設立せられた。行事としては毎月二十日月並祭、毎月十日青年會婦人會を催し、又社會奉仕としては天王



川藻莉奉仕をなす。建物には神殿詰所臺所等があり、布教師三名、役員六名屬し、仲本正一が擔任教師である。〔三和宣教所報告〕

三、下構敷島集談所

下構上中大字津島字川原毛坪カノ割千五百六十二番地にあり、敷地は二十坪を有す。天理教敷島大教會松坂分教會柿野支教會に屬する。昭和四年の開始で、行事としては毎月三日月並祭を催し、社會奉仕としては同じく天王川藻莉に従事して居る。建物は普通の人家で、木出秀雄が擔任教師である。〔下構敷島集談所報告〕

第二節 金光教

一、金光教津島町布教所

上川原町大字津島字藤浪下ノ割四百七十一番地にあり、敷地五十坪を有す。金光教名古屋教會に屬し、昭和十二年二月十一日の設立に係る。行事としては毎月三回の月並祭、春秋二季の祖先靈祭、春秋二回の大祭の外、毎月講話等をなし、又社會奉仕も行つて居る。役員は六名で、擔任教師は佐藤辰義である。〔金光教津島町布教所報告〕

第三節 御嶽教

一、御嶽教講社

當地の御嶽教には福壽講、天狗講、明榮講の三あり。福壽講員は毎月三八の日に片町の御嶽社内事務所に集り、天狗講員は毎月十五、十六の兩日に淺井町淺井豊次郎方に集り、明榮講員は殆んど毎夜交互講員宅に集つて勤行を營み、又夏季には御嶽登山を行ふを常として居る。〔御嶽教先達談〕

第四章 基督教々會

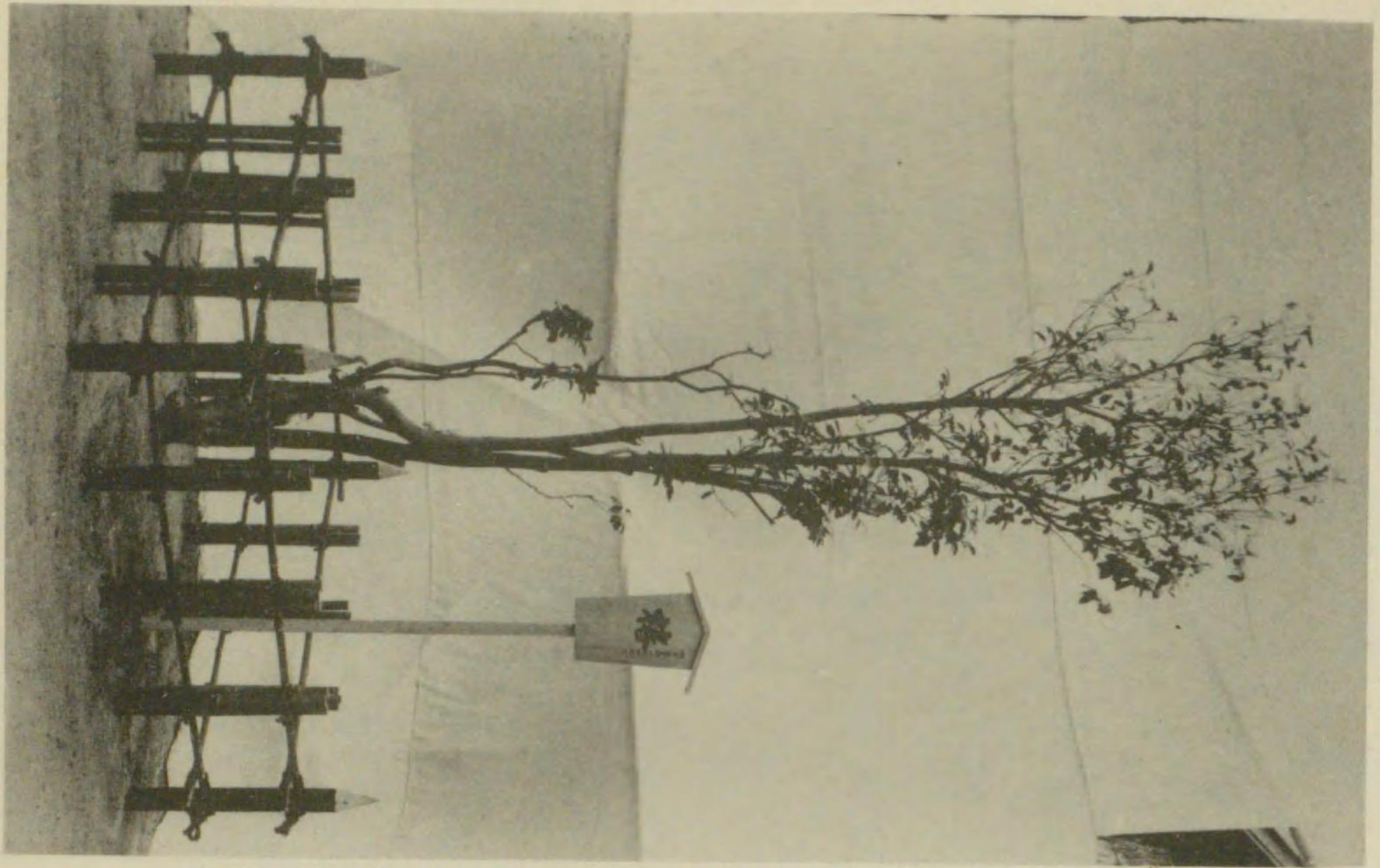
一、日本基督教會津島傳道所

津島口町大字津島字小沼口チノ割四百十八番地にあり、敷地は五十二坪を有す。大正十一年より牧師が定住することとなり、昭和四年十一月二十二日公認を得た。行事としては兒童信仰の爲に毎日曜日日曜學校を催し、又壯年者の爲に毎日曜日の朝夕及水曜日金曜日定期の集會を開き、尙癩病患者の爲に救護をなして居る。牧師は幅峯龍である。〔津島傳道所報告〕

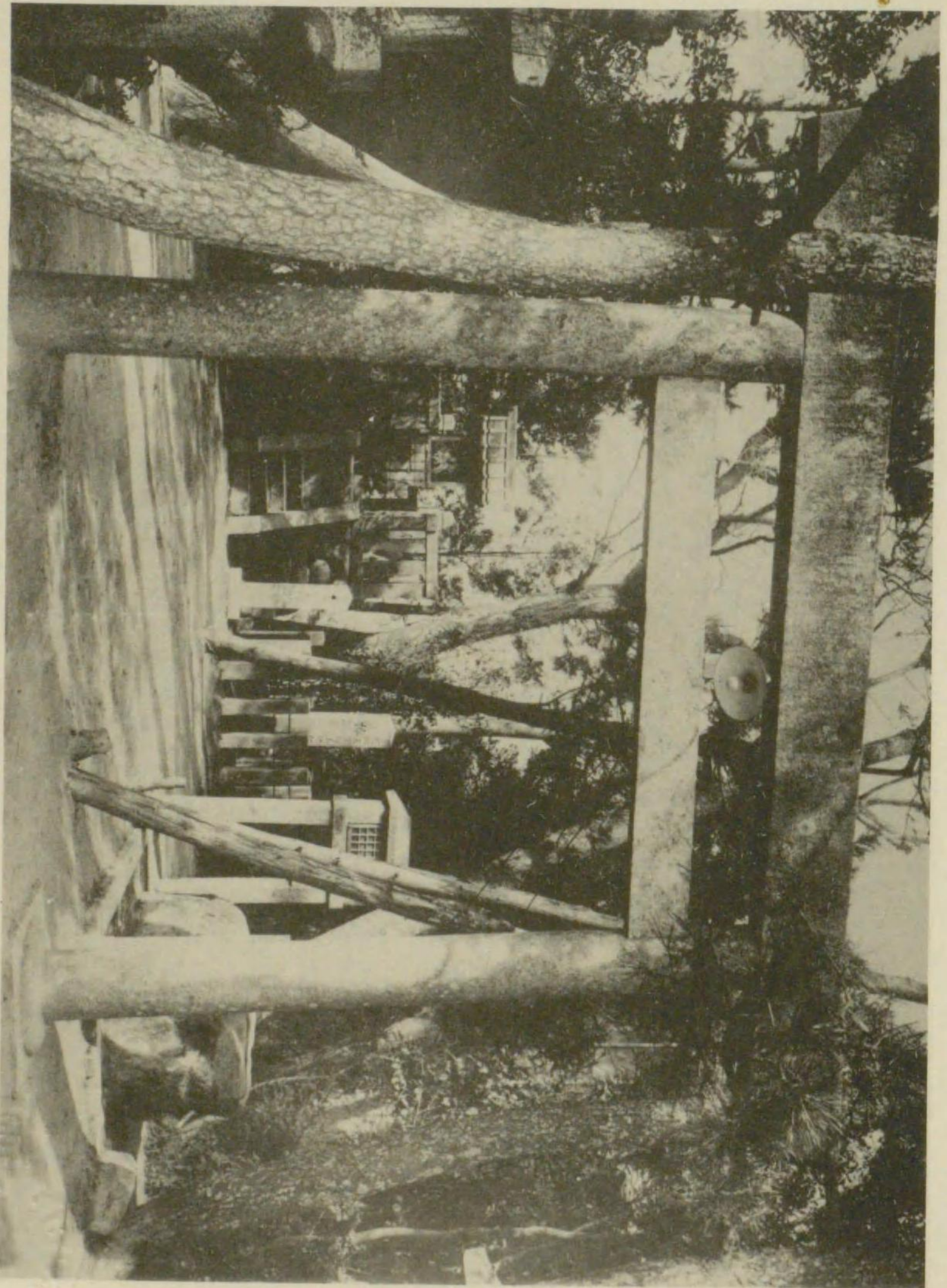








同所記念植樹椿



明治天皇御所用大主地神社





## 第十編 名 蹟

### 第一章 舊 蹟

#### 一、明治天皇津島御用所趾

埋田の大地主神社の鎮座地である。此處は明治元年十二月十八日明治天皇が東京より京都に御還幸の際、御用所として御小休のあつた所で、當時は加藤卯兵衛宅の一部に屬し、明地であつたのを、凡そ三間四面の地に幕を張廻らし、内側に砂を布き、中央凡そ三尺四面の處にはその砂を高さ一尺以上に盛つたのである。後椿の枝を折取つて御用所趾に突指いて置いたのに程經て根を生じて生育し、遂に三色の花を着くるに至つた。親木は二色の花であつたといふ。是に於て明治十八年この地に神社を設け、又大正十四年五月椿樹の傍に明治天皇御小休紀念椿といふ碑石及同十一年一月社前に左の碑石を建て、これを記念することとした。

聖跡碑

明治維新之始、東北諸賊未平、天皇在京師深憂之、欲親征亂賊、乃明治元年九月廿日、鳳駕發京師、詔慰撫沿道民、賞孝子義僕、賜六十以上及鰥寡孤獨者米粟、已而達東京、以西城爲行在、時東北諸賊皆就降、報大捷於東京、天下漸



治矣、同年十一月廿七日詔自今後東西屢行幸親視萬機、以副民望、乃十二月八日發東京還幸京師、取道於東海道、鹵簿整整、十八日過尾張國藩主以下奉迎於神守村、沿道庶民拜 鳳駕、尋而過我梅田村境也、偶駐蹕于此地、以爲御用所、里人深榮之矣、清左衛門儀左衛門仙右衛門等憂聖地或爲牧童汚、與神官某胥謀勸請津島神社之攝社、營小祠于此地、傍植椿樹爲記焉、事屬五十年前、時人知之少、於是志深懼聖蹟歸湮滅、欲建碑傳後、昆請文乃記、  
大正十一年一月一日

東洋大學講師 長尾如雲謹誌  
雲居主董 橋本惠光敬書

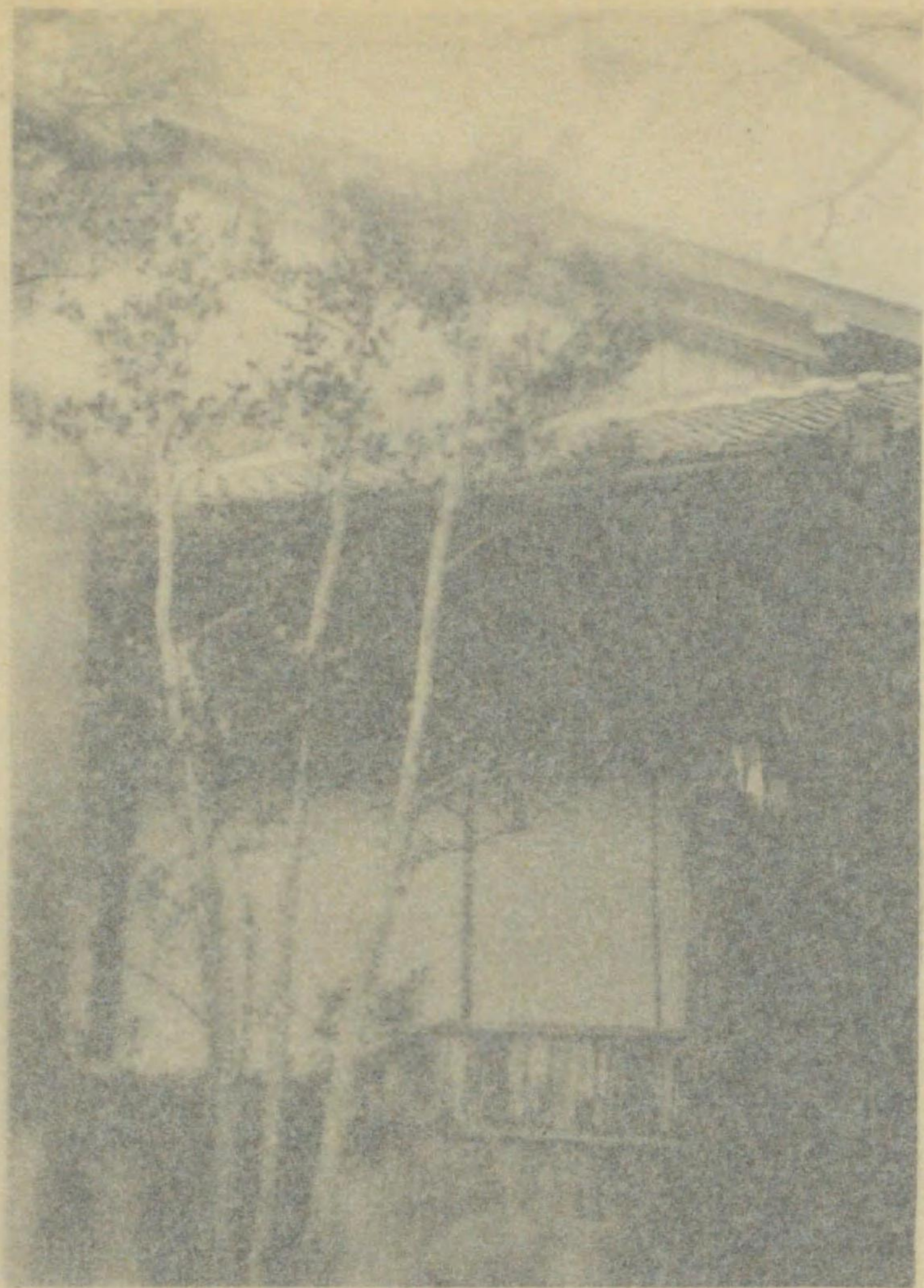
〔愛知縣聖蹟志、大  
地主神社報告〕

二、明治天皇佐屋行在所

片町淨光寺内にある。この建物はもと佐屋驛脇本陣加藤五左衛門の宅であつて、尾張藩より米札五十兩の下賜を受け、弘化二年の建築に係り、明治天皇は二回、昭憲皇太后は一回、英照皇太后は一回御小休あり、又明治天皇は一回御駐泊あらせられた。以下順次これを記す。

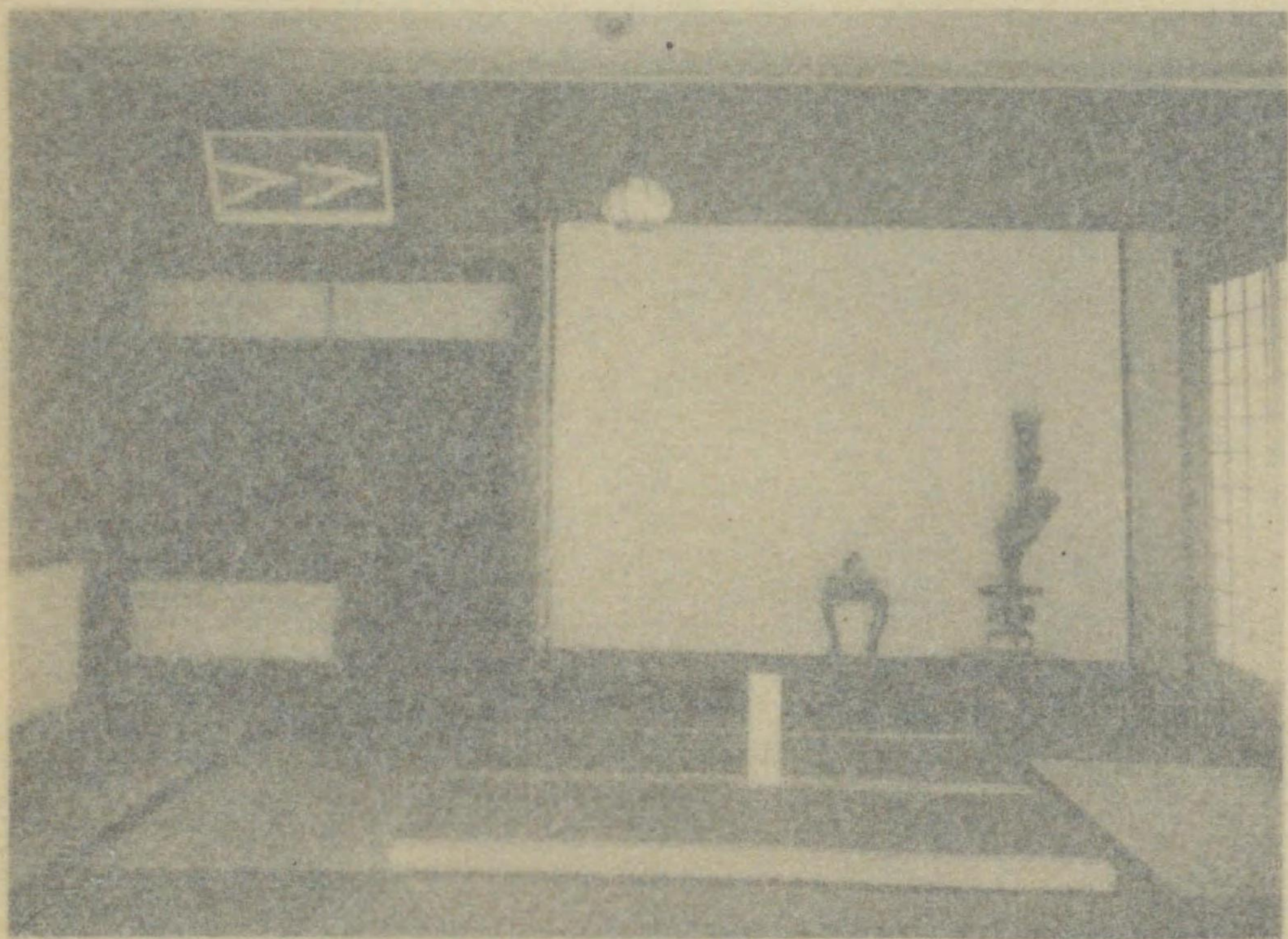
明治天皇第一回御小休 明治天皇は明治元年御東幸の途次、九月二十六日桑名を御發輦、御召船白鳥丸に御乗船あつて、燒田に御上陸、未半刻<sup>午後二時</sup>佐屋御着驛、當所に於て御晝饌を召させられ、直に御出輦あり、神守驛に向はせられた。

明治天皇御駐泊 同年御還幸の途次、再御小休所に充てさせられ、十二月十八日午



明治天皇佐屋行在所外觀

淨光寺境内



同内御座所



治承元年十一月廿七日詔自今後東西屢行幸親視萬機以副民望乃十二月八日發東京還幸京師取道於東海道南  
霧整整十八日過尾張國藩主以下奉迎於神守村沿道庶民拜 鳳駕尋而過我梅田村境也偶駐蹕于此地以為御用  
所里人深榮之矣清左衛門儀左衛門仙右衛門等憂聖地或為牧童汚與神官某胥謀勸請津島神社之攝社營小祠于  
此地傍植椿樹為記焉事屬五十年前時人知之少於是志深懼聖蹟歸湮滅欲建碑傳後昆請文乃記

大正十一年一月一日

東洋大學講師 長尾如雲謹誌  
雲居主董 橋本憲光敬書

〔愛知縣聖蹟志、大  
地主神社報告〕

二、明治天皇佐屋行在所

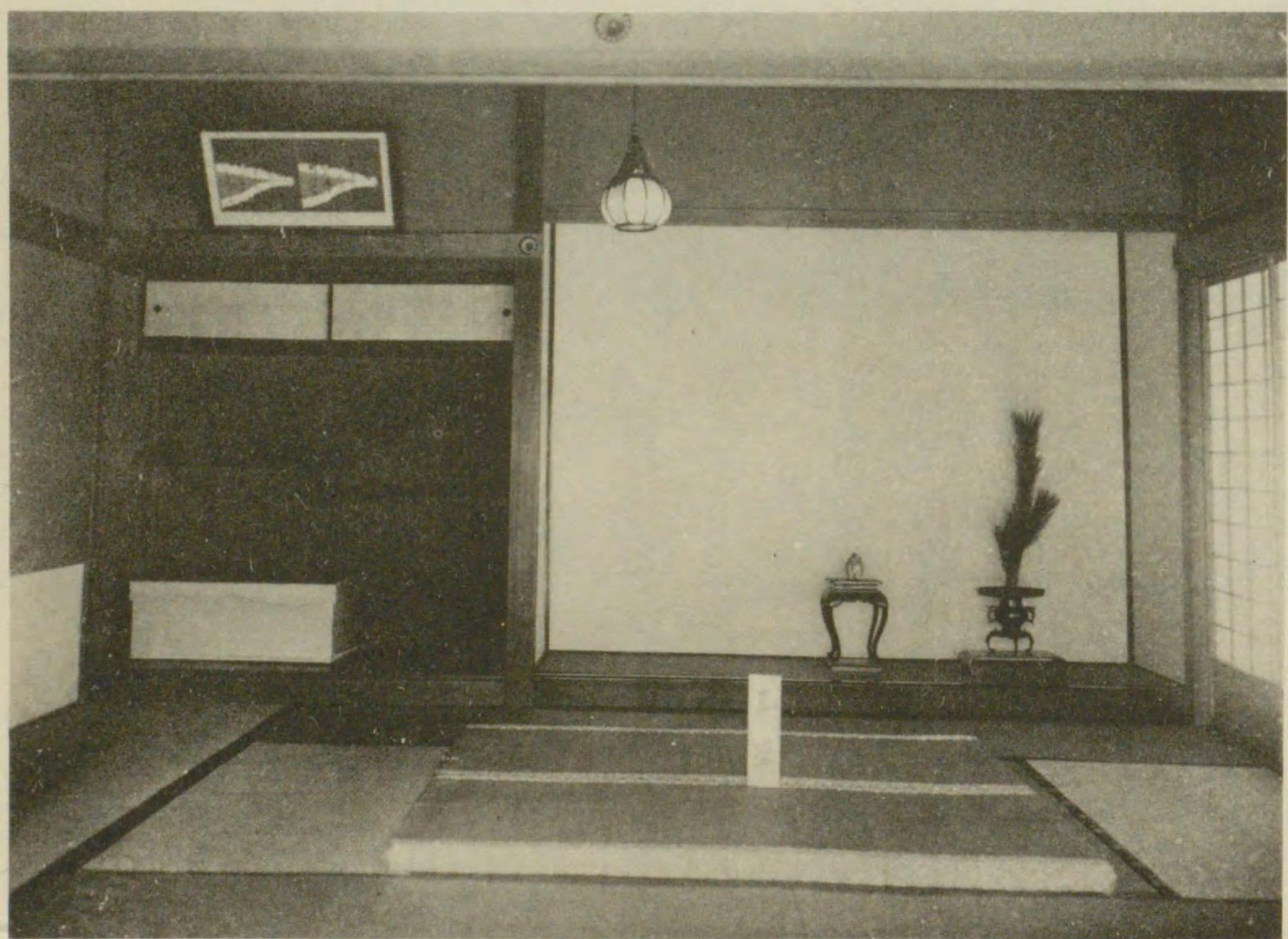
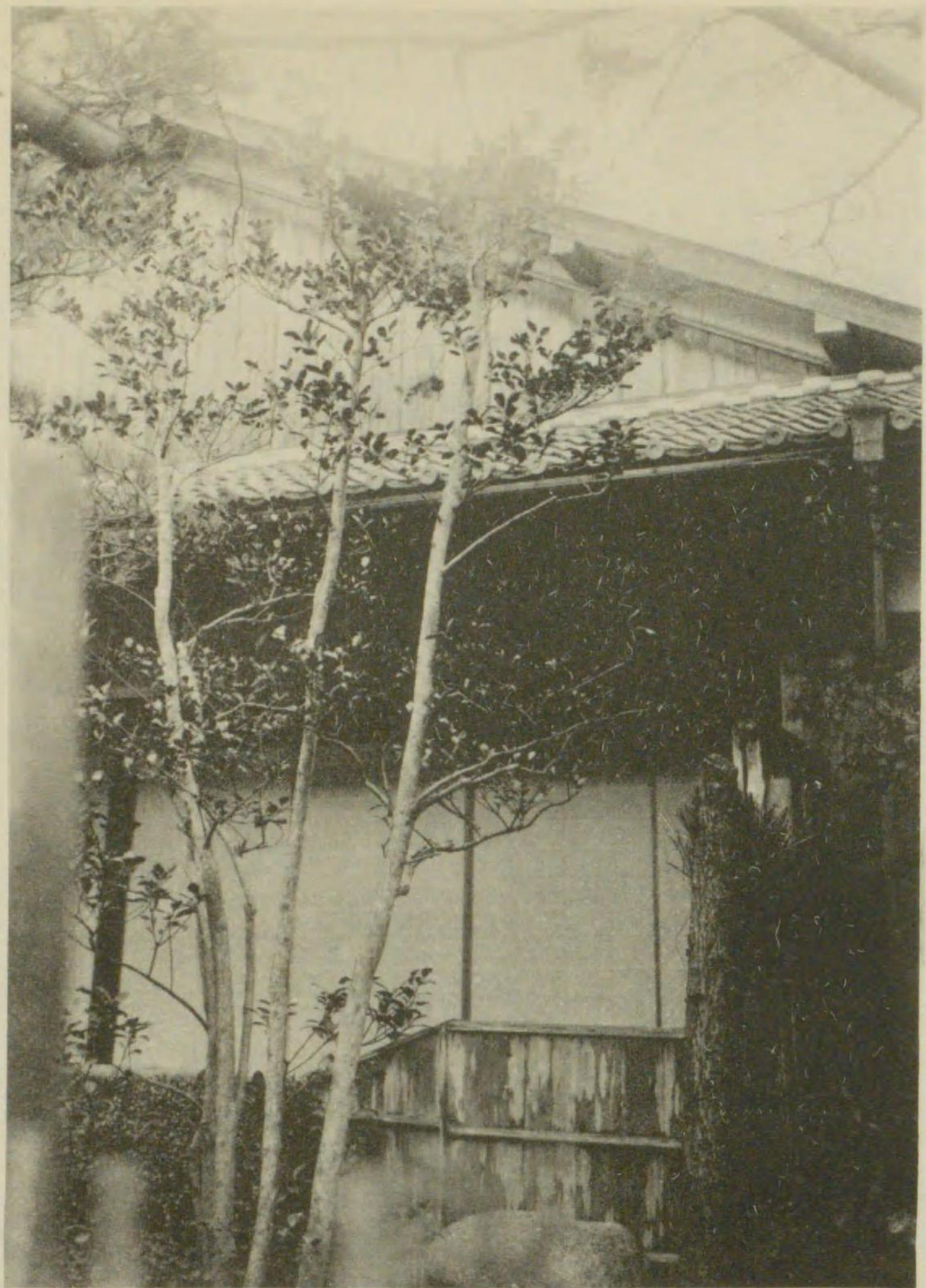
片町淨光寺内にある。この建物はもと佐屋驛脇本陣加藤五左衛門の宅であつて、尾  
張藩より米札五十兩の下賜を受け、弘化二年の建築に係り、明治天皇は二回昭憲皇太  
后は一回英照皇太后は一回御小休あり、又明治天皇は一回御駐泊あらせられた。以下  
順次これを記す。

明治天皇第一回御小休 明治天皇は明治元年御東幸の途次、九月二十六日桑名を  
御發輦、御召船白鳥丸に御乗船あつて、燒田に御上陸、未半刻<sup>午後二時</sup>佐屋御着驛、當所に於  
て御晝饌を召させられ、直に御出輦あり、神守驛に向はせられた。

明治天皇御駐泊 同年御還幸の途次再御小休所に充てさせられ、十二月十八日午

明治天皇佐屋行在所外觀

淨光寺境内

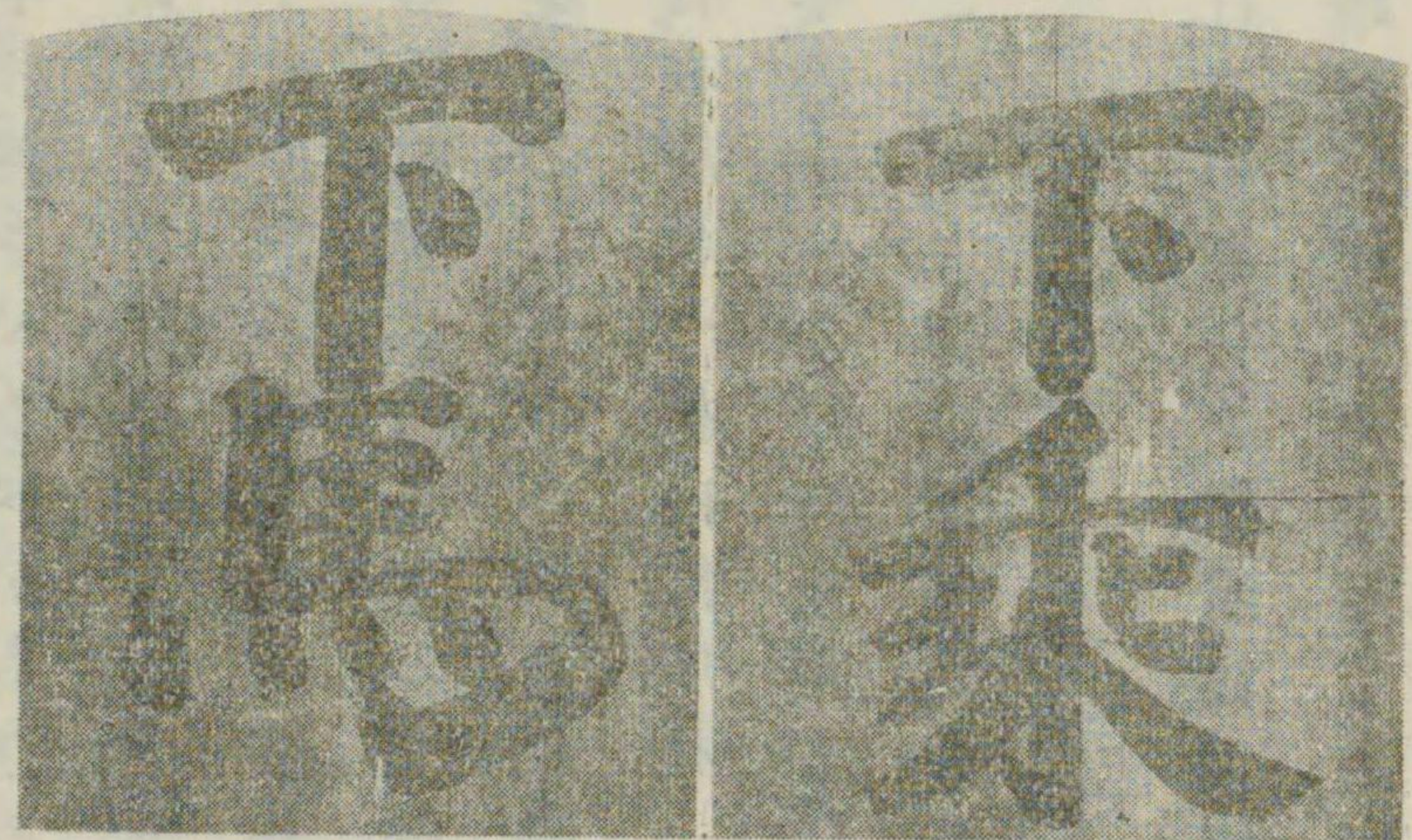


所座御部内同





行在所内侍所御休下乗下馬札  
淨光寺藏



刻御着輦あり、午饌を召  
させられたが、當日西風  
激しく吹荒み、渡船が危  
険の爲、俄に當夜泊御に  
決した。翌十九日は極め  
て天氣晴朗風波靜穩で  
あつたので、味爽御發輦、  
燒田より御乗船あり、桑  
名に渡らせられた。

明治天皇第二回御小  
休 明治二年御遷都御

東行の節、三月十六日桑名より御乗船あり、前ヶ須新田川岸に御上陸、午前十時頃佐屋  
御着驛あり、當所で御晝饌の後、暫時にして東に向け御發輦あらせられた。

昭憲皇太后御休輿 昭憲皇太后 當時には 明治二年東京に行啓あり、十月十日桑名  
より前ヶ須に御着船、巳中刻 午前十時 佐屋驛に御着輿、御晝饌を召させられ、間もなく御



出興、神守萬場兩驛を経て熱田に赴かせられた。

英照皇太后御休興 英照皇太后には明治五年東京に行啓あり、三月二十七日午前、須驛に御着興、當所に於て御晝饌の後東に向はせられた。

右の如くこの建物は數次御小休所となつた光榮ある所であるが、加藤家はその後家運不振に陥り、遂にこれをも人手に渡さざるべからざることとなり、大正八年十二月一旦津島町鈴木茂七がこれを買取つたけれども、同十五年四月佐屋村伊藤鹿次郎の手に渡り、更にその後當寺に讓受け、原形の儘境内に移築保存し、現今に至つて居る。建物は平家建二十五坪あり、多少の模様替はあるものゝ、御座之間十疊、次之間十疊、入側八疊等は何等變更を加へず、唯建物の方角が全く南北變りて、入側の北向であつたのを南向に改めたのみである。尙行在所札一枚、内侍所札一枚、御休札一枚、下乗札一枚、下馬札一枚、玉座疊二疊は、明治二年御小休の際御使用と傳へる杉製御膳一個、御箸一對、土器一個と共に當寺に讓受け、これ亦大切に保存せられてある。

三六 合 庵

大慶寺町大字津島字大慶寺三十五番地にある。これは根高村の學者津田正生が尾張國地名考等を著述するに當り、その材料蒐集の爲路傍に建てた小屋であつて、湯茶を旅人に饗して傳

〔愛知縣聖蹟志、淨光寺書類〕

説を求めたのである。六合庵の名は天地東西南北を六合といふ意に基く。初め建てた當時は茶道の待合所の如きもので、三方に腰掛あり、中央に圍爐裏があつて、薪を焚いて茶を煮たものであるが、正生歿後その孫太郎の時西隣なる醫師鈴木良位の手に渡り、良位は正生と同じく茶を施さんとしたけれども、旅人減少し、従つて立寄る者も少いので、椽を張り、疊を入れて茶席に改造し、茶道を門人に教授することになつた。その構造は寄せ棟葺で、天井は扇垂木、その中心に井桁天井がある。然るに良位死後その相續者義胤は當地に轉居したので、昭和十年八月この茶席も大慶寺川埋立地たる現地に移轉建築し、別荘の附屬とした。

〔佐織村誌、鈴木義胤氏談〕

四、奴野城址

米之座町西方寺の境内にある。元弘二年正慶元年大橋三河守定高の始めて築く所で、後醍醐天皇曾孫良王が足利氏の難を避け給うた所であると傳へる。その跡を明確に指示することは出来ないけれども、西方寺の北隣に良王の從士たりし楠某の創建した照蓮寺跡があつて、この邊を奴野屋といつたことから推測せば、西方寺の東なる墟址は即ち奴野城址であらうこのことである。その後良王の子孫世々此處に居られたが、天正十二年に至り廢城となつたといふ。

〔尾張名所圖會、津島沿革志、しまかみ、尾張國地名考〕



五、加藤清正寓居地

上川原町の清正公社の鎮座地で、この處は清正の叔父喜右衛門（叔母といふ）の宅趾と傳へ、明治十八年清正公社が建つた。口碑によると、清正八歳の時群兒と遊んで居た處、或る小兒が誤つて井戸に落ちたので、群兒は非常に狼狽し、その爲す所を知らなかつたが、清正は早速群兒を裸にしてその帯を繼ぎ、或る兒にこれを結んで井戸の中に入れ、溺兒を抱へさせて自らそれを引上げ、遂に一命を救うたといふ。又十歳の時清正は叔父の家に強盜が闖入し、叔父母を縛つて家財を奪去らうとしたので、清正はこの家に鬼面のあつたことを思出し、これを被つて葛籠の中に隠れて居たが、賊共はこれを知らず、これを擔いで村端に持出し、その蓋を開けると、こはそも如何に、尖角爛眼巨口丹顏の怪物が現れたので、賊共の驚いた所を、清正は刀を揮つてこれを斬付つたから、群賊は驚いて逃去つたといふことである。されば今猶上川原町では清正の被つた鬼面と稱するものを藏し、これを用ひて七月二十日鬼祭といふ珍奇なる祭禮を行つて居る。風俗編 又社前にこれに關する横田海東西郡長の碑文が建つて居るから、次にこれを掲ぐることにする。

加藤公遺蹟

此地故肥後守加藤公清正之遺蹟、而史所稱公幼寓於叔母某氏者是也、其嬉戯之存于口碑者固不少、而其事尤足爲美談者有二焉、公齡甫八歲、與群兒相戲、有一人誤陷于井、群兒狼狽不知所爲、公乃自裸、又使群兒皆裸、繫其帶命一兒云、汝持之下井、抱溺者、予牽而可上之、遂得救之、又十歲之時、有一賊闖入其家、公知之、蒙鬼面、赫之、賊遂逃、乃揮刀斬之、余觀其假面、尖角爛眼巨口丹顏、一見使人慄然矣、每年七月里民所祭之鬼面是也、嗚呼、公之智仁勇、既見於總角之時、何待登壇受封而知之乎、余生于東肥、在鄉之日、視其築城治水拓地愛民之偉業、亦莫不出夫三德者、其懇到周密、千歲之後、愈稱其遺德矣、又屢拜公之廟、賽客常爲群燈、火香煙日夕不絕、其宏麗壯觀、亦所不多見也、嗚呼、身死之後、使天下之景慕崇敬如此者、豈偶然哉、余吏于此土、得公之遺蹟、甘棠之念、不能已于懷、因記諸石、以傳不朽、併使後人知公之材德存于天壤云、

愛知縣令從五位勝間田稔題額

海東西郡長 横田太一郎撰

葦原眉山書

〔海部郡誌草稿、津島沿革志、つしまかやみ〕

明治十八年八月

六、津島御殿趾

城之越町にあつた。元和四年七月二十六日尾張藩祖徳川義直これを營み、屢來つて漁獵を御覽あり、此處に止宿せられたが、天和三年廢止となり、後は唯外垣のみ残り、御殿山と稱し、面積一町三反五畝歩あつた。元は川村道閑居屋敷であつて、大榎二十七本、七八寸廻の竹があつたと傳へる。現今は多く民家となつたが、椋の大樹が一株残り、枝



葉今に繁茂し、夏日は綠蔭に炎暑を忘れ、實に比類なき大木で、これに觸るゝものは祟があるとして恐れられて居る。近く文部省より天然紀念物として指定せらるゝ筈である。尙近年まで今一株の大椋があり、又北境の古川端には豊臣秀吉及松平忠吉の船繋柳もあつたが、何れも枯れて了つた。〔尾張志、御行記、海部郡誌草稿〕

七、氷室氏邸

大字向島字居森にあつて、津島神社南門と居森社との間の西側である。氷室氏は後醍醐天皇の皇孫尹良親王の御子良王が亂を避けて津島に來り居住せられ、その令子良新（或は尹良親王の男ともいふ）始めて神職となられたけれども、嗣子のなかつた爲に小田井大學介が神主となり、中島郡氷室村を領したので、姓を氷室と稱したと傳へられ、その子孫今に連綿として續いて居る。邸址は今津島區裁判所となつて居る。〔海部郡誌草稿、張州雜志〕

八、天王橋

天王川の貫流した頃橋詰町の西に架した橋にして、長六十八間、幅三間の大橋であつた。この橋は平素通行者より橋錢を徵集し、殊に六月十三日晝より同十五日朝までは一人につき錢十五文宛を取つたが、これは神主これを收めて代官に預け、修費に充てたのである。然るに寶曆九年天王川を埋めて新田となし、橋の跡に五個の閘を伏

せたが、洪水の爲吹抜けて再川となつたから、東西より橋臺を突出し、二十五間の小橋を渡したのを、天明五年遂に築留めて堤の如くなり、現今の如く町家櫛比するに至つた。津島祭に際しては御先手御足輕頭は橋固として當地に出張するを常とする。この天王川築留について名古屋市中區白川町村木國次郎氏宅に上に左の如き文を記し、下に橋詰の處を描いた一枚刷があつて、これによるに現今の中島郡稻澤町の吉田又吉がこれに盡力したものである。同人の宅は代々又吉といひ酒造業を營んで居り、當地の又吉新田も或はその開發ではあるまいかと思はれる。〔古義、張府編年略、稻澤町山田氏談、津島町方之圖、海東郡案内記〕

木曾川満水の折からは、此津島川すしまて水さかのほり堤（つみか）もあふれささく（のいたみ）見るにたえず、又吉こゝつねく、これをかなしみ、工夫をめぐらし、天王はしを堤にし、かへ底に水門の杵（しりゆ）をして水差引の都合を能し、後々の難やすからしめん、此こゝ日頃相願（あひま）いへとも、公評（こうひやう）區（ま）にてしかく、御きたにあたはず、よつて當寺（さうだ）薩（さつ）へ一心至誠（しんじやう）をこらしめ祈願し奉りければ、程なふ御ゆるし下りて、修理満足に及びささく、往來の人々迄も、永く安堵（あんどう）のおもひをなす、これひこへに大士の御利益仰ふくも、恐れありかたく、あらく、景を圖して、寶前にささげ奉るものなり。

寶曆十歲辰四月日  
信濃國伊那郡時又邑長石寺南無觀世音寶前

尾州中島郡稻葉宿

吉田 又 吉妻  
敬白



九、池洲及新堀の蓮田趾

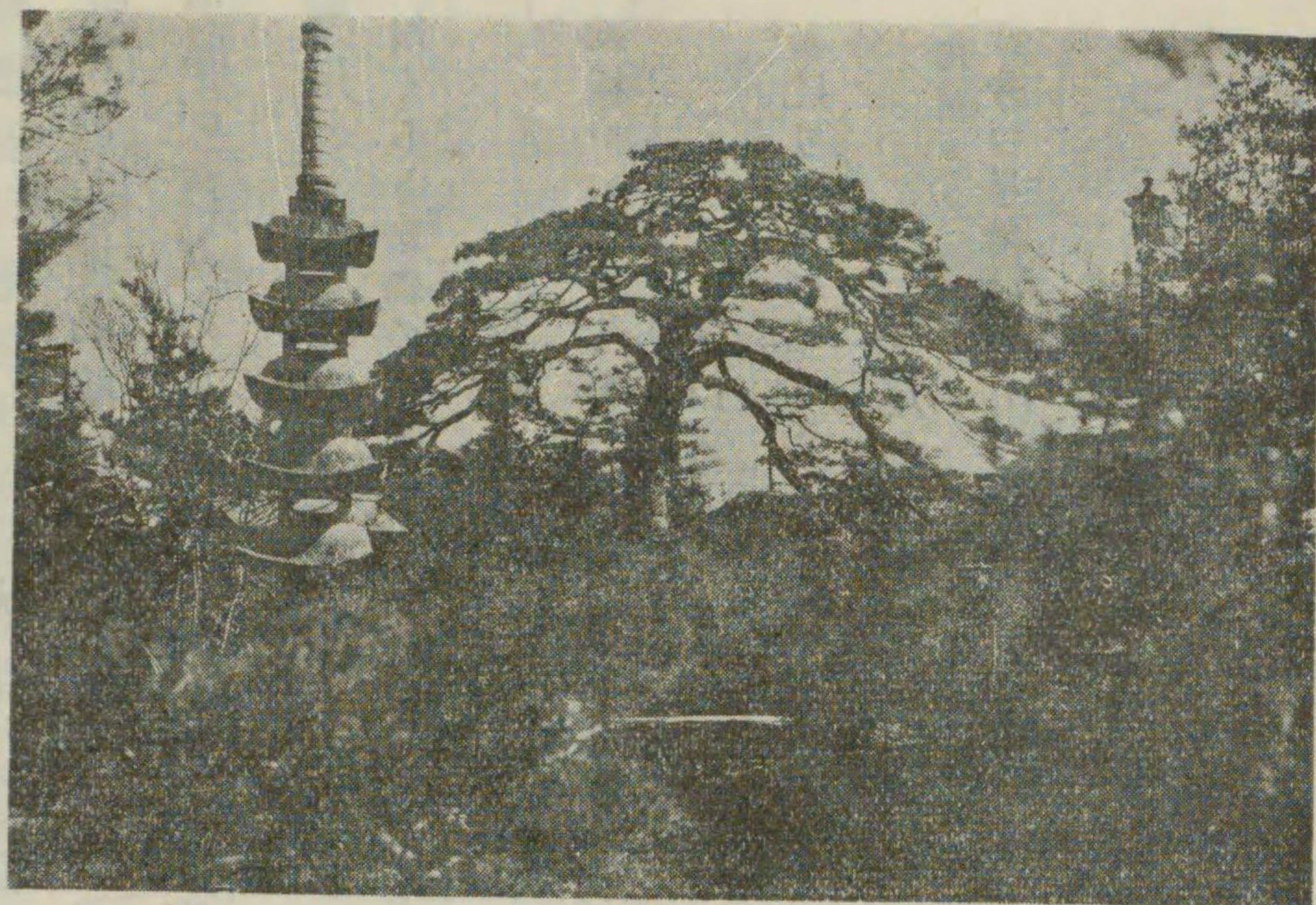


池洲蓮田

共に大字津島と大字向島との間にある。池洲は元天王川の川敷であつたが、天明五年の川替の爲埋立開墾して蓮田としたもので、東西百間餘、南北三百間餘、反別十町程あり、今の八百代より元の公會堂までの所である。新堀は元足立川の天王川に流れ入る川口であつて、今の八百代より北城之越、松原の西方まで十數町歩の蓮田であつて、共に夏季開花すれば紅葩翠蓋聯々として立ち、清香馥郁身の塵界にあるを忘れしめた。然るに大正八年頃より土地發展の爲下新田河原より砂を取つて埋立てたから、一變して市街宅地となり、蓮は全く見えぬことゝなつた。

〔海部郡誌草稿、つしまかみ〕

十、七軒家の貝塚



津島一里塚(正松園)清光院境内

七軒家にあつて、齋盆行基焼等を發掘した。この遺蹟は殆んど道路修繕の爲破壊せられたが、朝日高藏等の貝塚よりは稍新しく、伊勢の沿岸地方に時々發見せられるものと同じであるといふ。〔愛知教育、小栗鐵次郎氏調査〕

十一、津島一里塚

今市場の東清光院の境内にある。もと下街道の北側にあつたものが、道路變更の爲私有地に入つたものである。三間四方、高さ八尺の塚の上に目通り六尺六寸の枝振りのよい赤松が生え、全體には小笹繁茂し、狐の棲息した穴も現存して居る。南側のもものは先年耕地整理によつて取崩された。明治の末年迄は塚に稻荷を祀り、老松の下に茶店を出して行人を相手に商した者があつたといふ。〔海部郡誌草稿、愛知縣史蹟名勝天然紀念物調査報告〕



## 第二章 名所

### 一、津島八景

津島の地名勝に乏しからず、津島八景がある。或は藤浪八景ともいふ。これに關する詩歌が色々あるが、今次にその八首を掲げる。

#### 居森夜雨

雨くらき居森のかきのみかきよにもる音さひし木々の下露

#### 長橋秋月

長橋やわたりもあへず浪にふし空にそあふく秋の夜の月

#### 江口夕照

しげりあふ芦のひまゝく露みえて江口の夕日かけそうつらふ

#### 早尾落雁

行舟の早尾のわたり聲をほにあげて天さふ雁も落なり

#### 長堤暮雪

みるまゝに川面くれて行水のつゝみは雪になをそ残れる

#### 佐屋歸帆

今朝いてし佐屋の船人がへるなりしほのみちひをなれもゆきくる

#### 宮樓晚鐘

いのりても此世はあたの身をしれし神もいさむる入相のかね

#### 狐島晴嵐

雲霧もえやはおりたつ狐嶋川邊をひろみはらふ嵐に

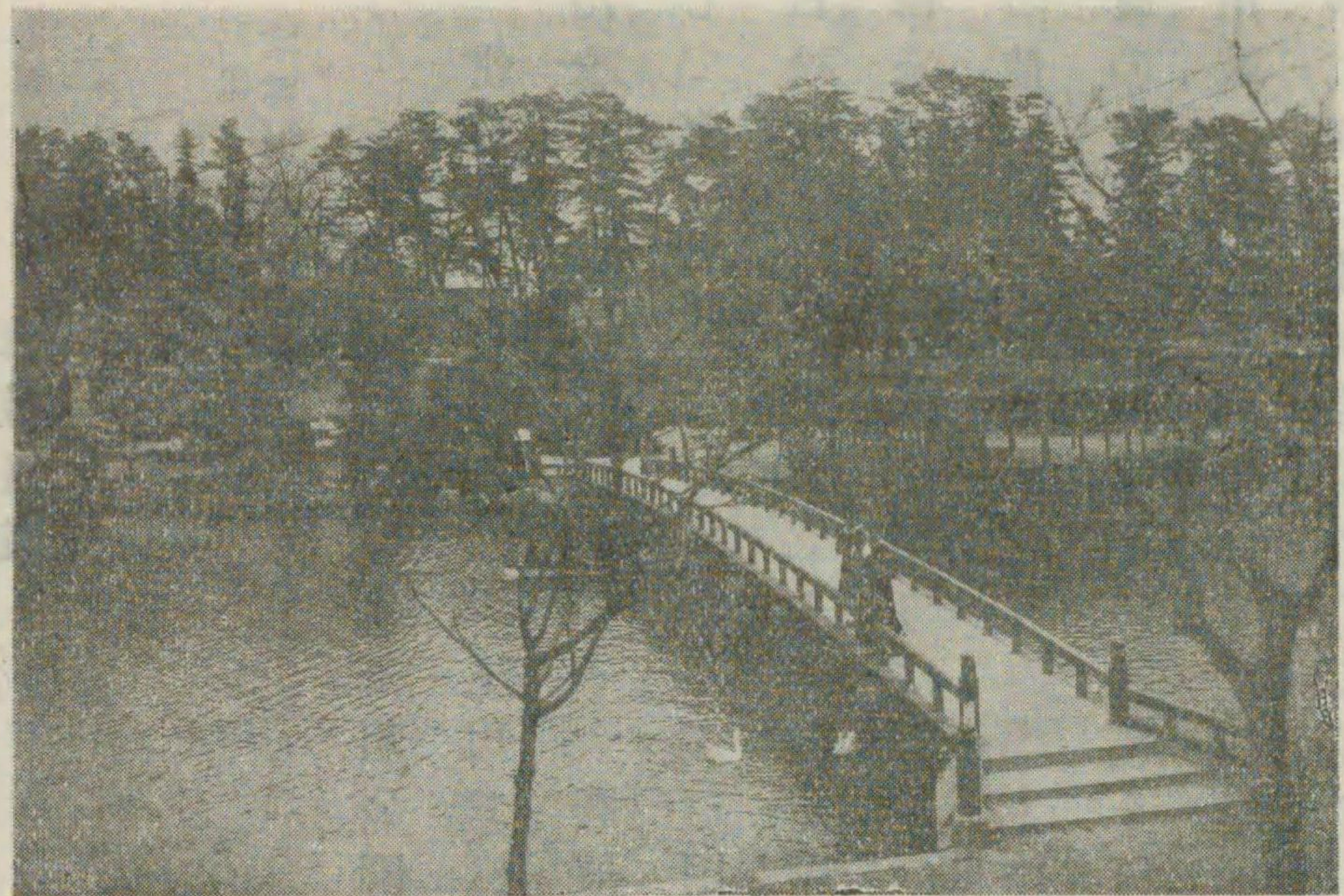
〔張州  
雜志〕

### 二、天王川公園及櫻

當地第一の勝地は天王川で、往昔は木曾川の支流の一であつたが、明治三十五年三川改修の結果築止めて一大圓池をなし、稍南北に長く、周圍七町に餘り、東南方に彎曲して車河戸をなして居る。この間を限りて猿尾一町許西南に向つて岬の如く突出し、古松枝を交へて並立ち、猿尾の堤に接する所に御嶽山あり、松杉生茂りてその間に櫻、楓、銀杏等梢を見せ、前には大榎の樹幹龍の如く蟠る。この方面のみ稍趣を異にして、その他は周圍一帯水を圍み、堤上路を挟んで櫻樹ならざるはなく、陽春の頃には眞に燎亂の美觀を恣にする。樹齡凡そ三期に分れ、老樹には衰兆が現はれて居る。瑠璃小路の南端及公會堂前の横手堤、筏場坂以北の片町堤のものこれである。第二期に屬するものは樹の生氣盛であつて、花季に至れば目覺しいまでに咲亂れる。藥師堂の邊並に片町堤を南方に見た所である。抑も初めてこの堤にこれ等の櫻樹を移植したのは、今よ



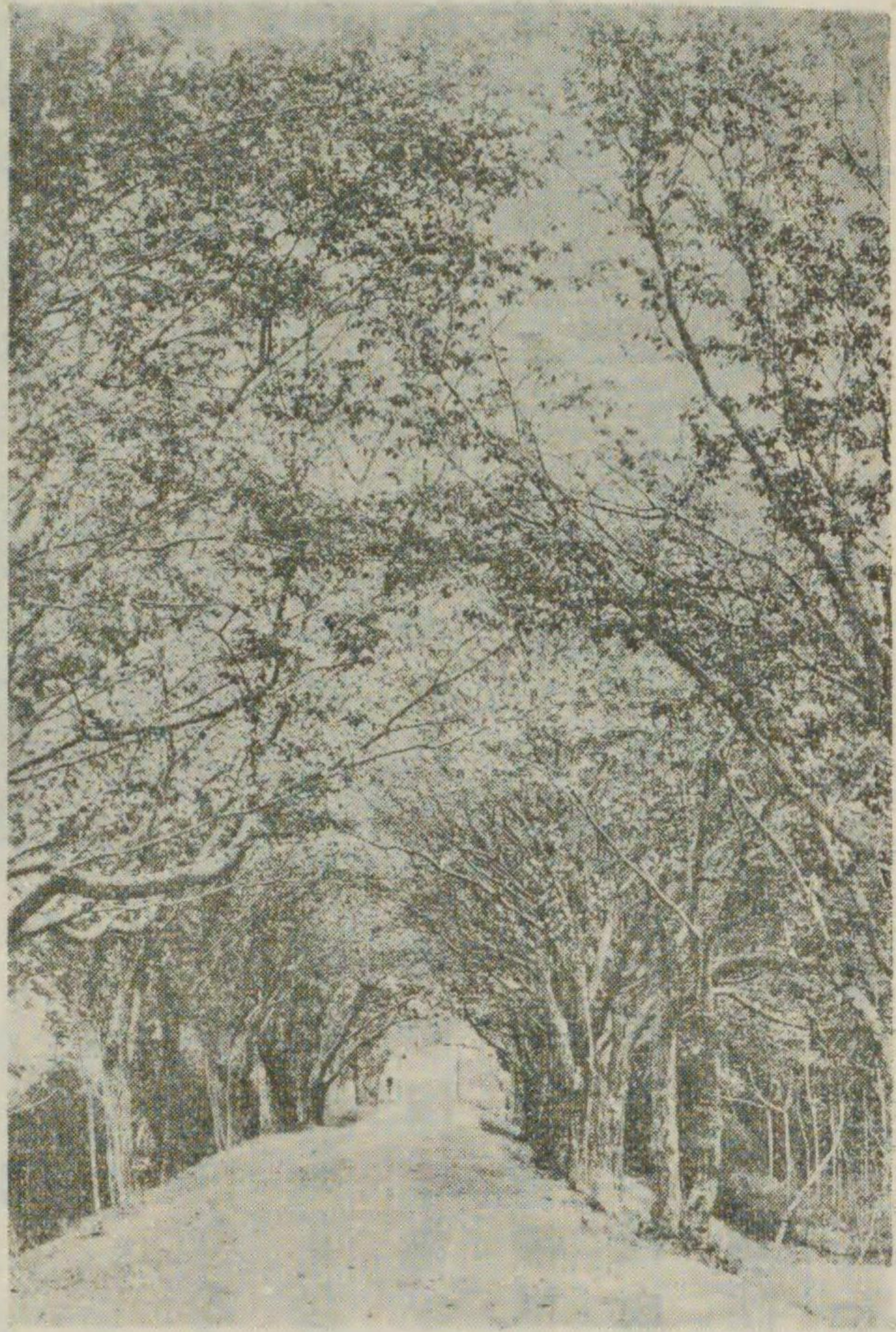
り百數十年前津島祠官氷室豊長が津島の一勝區を起さんとしたに於けるので、今日の



天王川公園

老樹はこの時のものである。更に明治十一年十月二月當地の加藤儀兵衛佐脇平三郎眞野傳左衛門等豊長の遺志を繼ぎて山櫻一千本を増植したが、今の盛觀を恣にするものは正にこれである。第三期に屬するものは明治四十年三月柿屋組二七翁即ち塚本源三郎の植ゑたもの百五十本並に近年數次町及有志の増植したものである。是等は將來に於て一層の賞觀を博するであらう。尙明治四十二年三月富永新吾の寄附により櫻に次ぐに楓樹を植ゑたから、晚秋錦繡を飾る期も亦遠きでなからう。

先年十箇年繼續事業として十餘萬圓を投じて天王川公園の設計が案出せられたが、今は僅に中堤の護岸工事と、中の島四百六十餘坪の修築と、中堤の西南より此處に神葎橋を



天王川櫻

架けたこと、池の南の元の天王川敷を埋立て、運動場としたことのみで中絶した。東北隅の堤上に山櫻一千本の小碑あり、碑陰に左の如く刻してある。

宜雨最宜月 花神映水揚

曾係三士植 博此萬枝芳

戊寅春三月 五老道人

御嶽山の北には消防組員之

碑がある。題字は愛知縣警察部長岩上夫美雄であつて、津島警察署管内殉職消防組員の爲に昭和十二年三月建設したものである。又猿尾の尖端に震災紀念之碑があつて、明治二十四年十月二十八日濃尾大震災で海東郡内に於て命を殞した者の記念の爲に同二十五年十月の建設に係り、初め横手に建てられたのを後猿尾の北隅に移し、更に現地に轉じたものである。

更に池の西南の所には片岡春吉人物編の銅像あり、片岡春吉君之像の文字は柴田



才一郎の筆傳記は文學博士本多辰次郎の文で、昭和十一年五月に建設せられ、尙埋立地の西南隅には日清日露兩役に當町戰歿者の忠魂碑があり、石柱上に金鷄翼を張りて俯瞰して居る。これは初め猿尾の尖端にあつたのを近年此處に移したのである。

この池は毎年夏期津島祭の舉行せらるゝ所であつて、津島町遊樂地の中心をなし、四周に紅燈輝き、絃歌湧き、北方に南面して、町の公會堂があつたが、昭和十二年五月他に賣却せられた。又中堤及埋立地は恰好のグラウンドであつて、駈馬場、マラソン、自轉車競走等に使用せられる。〔海部郡誌草稿〕

三、下新田の藤

下新田大字向島字大繩場千六百六十四番地黒田常夫方の庭内にある。老幹一株枝葉繁茂して東西二十五間餘の大架に滿蔓し、幹の圍り七尺餘紫英垂下六尺餘に及ぶものもあり、樹齡凡そ二百年といふ。もと立田村大字石田唯眞寺内にあつたのを、數代前の常右衛門が其處の住職より請ひ受けて移植したものと傳へ、初めは巨松の幹枝に攀纏し居つて、野趣の却て掬すべきものがあつた由である。藤の棚は南北四十四尺、東西三十三尺であるが、この樹の外にその西方に更に一藤樹があり、相呼應して枝を交へ、更に西北に向ひて一の小棚を作つて居る。晩春開花の頃に至れば一團の紫雲低迷するが如く、頗る奇觀

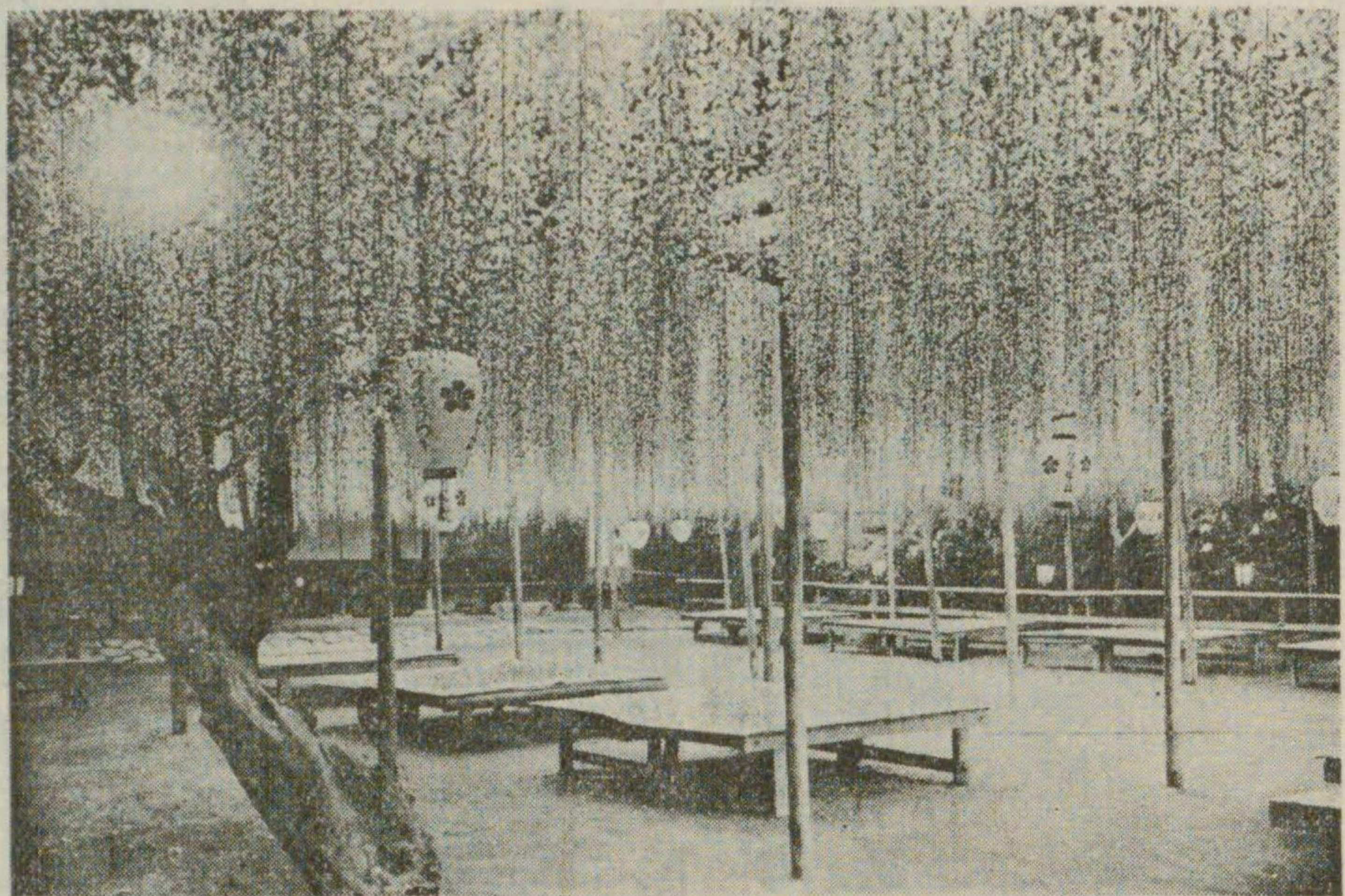
を呈し、毎年花期開園して一般の遊覽を許すので、觀覽の士女踵を接し、平素寂寞たる

街道も花期は爲に往來絡繹として殷賑を極める。又この地佐屋川原に臨み、西に勢濃江三州の連峯に對し、眺望佳絶の勝地であるから、昔より粹人墨客の來遊する者が多い。安政三年初夏幕末の志士藤本鉄石この地方の儒者奥田亮齋との他二三子と共に來遊し、山と川と藤との三特色を賞して三碧樓と名け、又新緑の圖を書き一詩を賦した。繪はこの地の實景を寫したもので、當時佐屋川の清流に白帆の去來する様が見えて面白い。この書幅今猶當家に藏して居る。

題三碧樓畫

關殘春色入模糊 三碧樓頭一碧無 與友紫藤花下飲  
遠人眉宇似蛭蝓

〔海部郡誌草稿、つしまかみ、海東郡案内、愛知縣史蹟名勝紀念物調査報告〕



下新田 藤

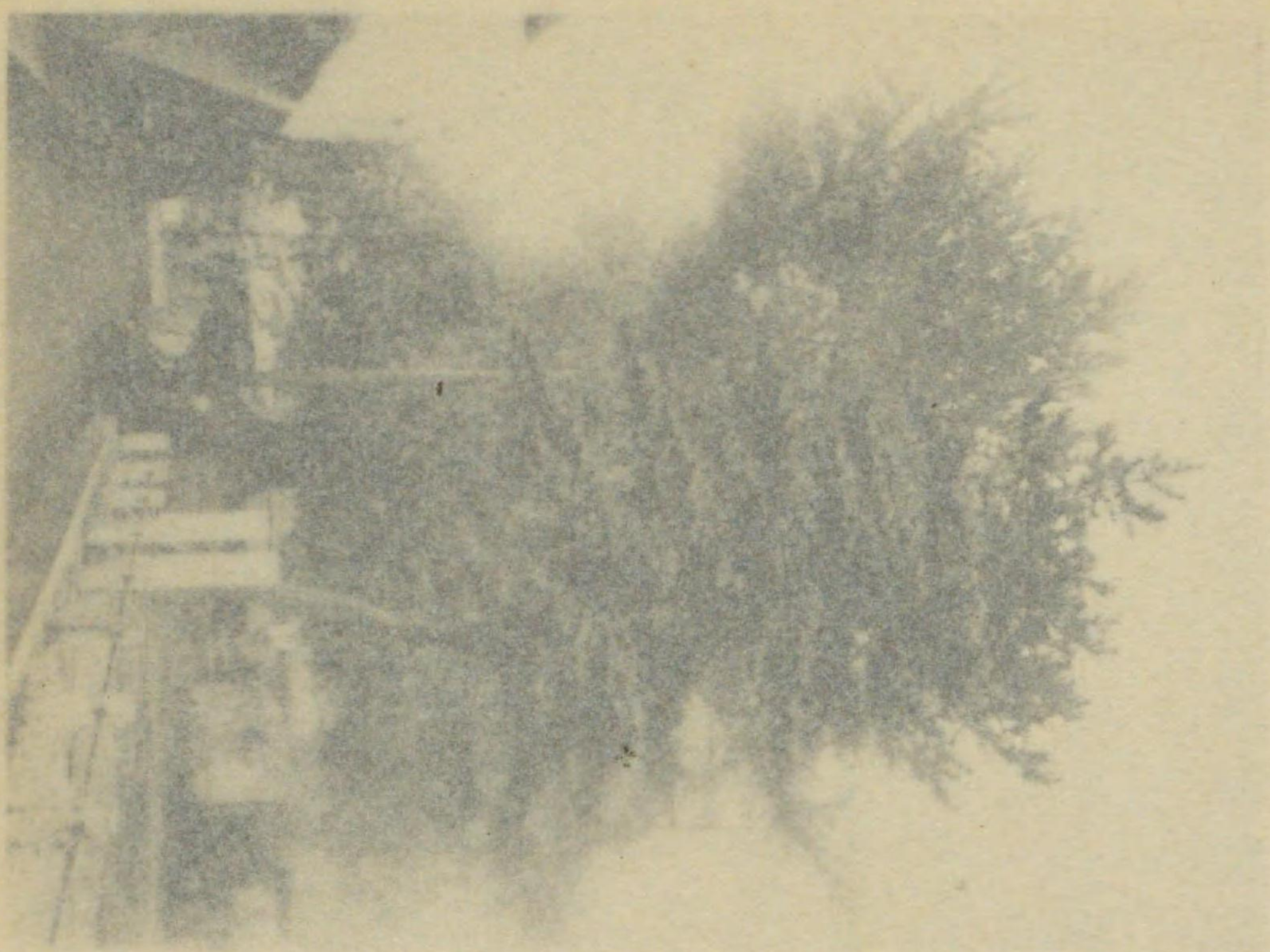
四、神主山の桃



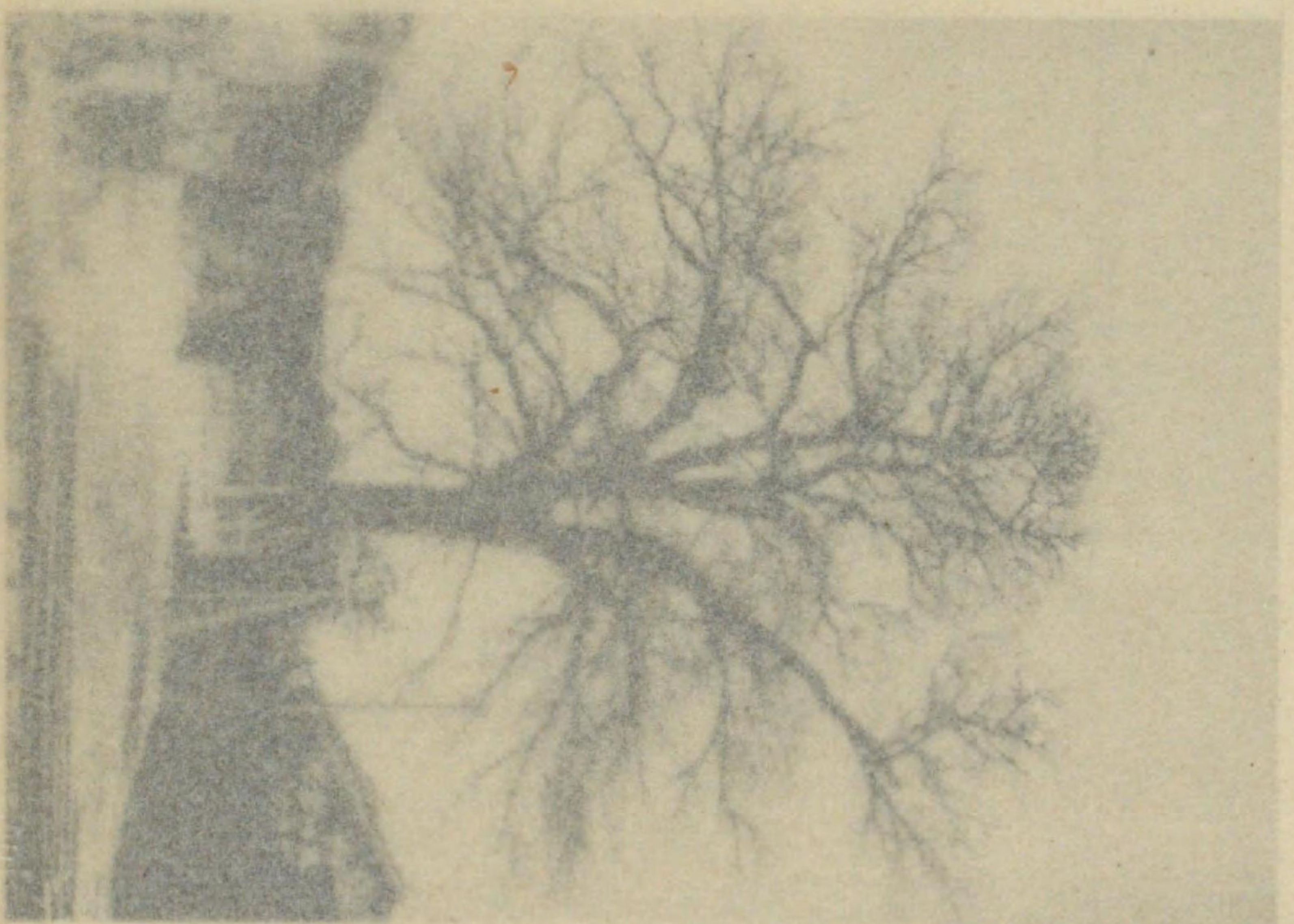
下新田にあつて白砂積つて、堆き處に竹木繁生して一小阜丘をなし、丘脚近く舊佐屋川に瀕する邊り、桃園相連つて林を爲して居り、加ふるに西方一帶の沃野を隔て、勢濃江三州の山を望み、眺望佳絶である。花季綻蕾の頃に至れば萬枝悉く粧を凝し、紅霞白雲の鬢鬚たる様で都鄙の士女の來り賞する者が夥しい。〔かしま〕

五、千本松原

往古木曾川の堤防で、現今津島中學校の邊まで一帶の高地を總稱する。古松鬱然林をなし、彎曲數町の長きに涉り、西南は遠く多度伊吹、鈴鹿の連峯翠黛粧ひて伏起し、近く平砂雪の如き佐屋川廢川を隔て、立田村と相對して居たが、開墾地整理の成つた爲、田園を隔て、對することゝなつた。四季の中殊に彌生の交は郊外散策の士女皆茲に來て遊び、且堤上坦々として砥の如く、幅員も亦廣いから色々の運動に適して居る。〔かしま〕



樹林公の用舎御前



千本の松原



下新田にあつて白砂積つて堆き處に竹木繁生して一小阜丘をなし、丘脚近く舊佐屋川に瀕する邊り、桃園相連つて林を爲して居り、加ふるに西方一帯の沃野を隔て、勢濃江三州の山を望み、眺望佳絶である。花季綻蕾の頃に至れば萬枝悉く粧を凝し、紅霞白雲の飄蕩たる様で都鄙の士女の來り賞する者が夥しい。〔つしま かのみ〕

五千本松原

往古木曾川の堤防で、現今津島中學校の邊まで一帯の高地を總稱する。古松鬱然林をなし、彎曲數町の長きに涉り、西南は遠く多度伊吹鈴鹿の連峯翠黛粧ひて伏起し、近く平砂雪の如き佐屋川廢川を隔て、立田村と相對して居たが、開墾地整理の成つた爲、田園を隔て、對することゝなつた。四季の中殊に彌生の交は郊外散策の士女皆茲に來て遊び、且堤上、坦々として砥の如く、幅員も亦廣いから色々の運動に適して居る。

〔つしま かのみ〕



樹孫公の所旅御舊



標大の越之城



### 第三章 巨樹名木

#### 第一節 巨樹

##### 一、城之越の大椋

城之越町 大字津島字藤浪チノ割五百四十五番地 にある。高さ百二十尺、根廻り六十尺、目通り二十七尺、枝下三十尺、枝の張り方東西九十六尺、南北九十五尺に及び、遠くこれを望めば恰も森林の如き觀を呈する。樹齡は分らぬけれども約五六百年以上と推定せられるが、樹勢甚だ旺盛にして壯樹を凌ぐ概がある。この地舊天王川の東堤防に沿ひ、津島御殿の外圍の土居に並樹として植ゑられたものであるといふ。昭和八年三月八日縣名標識が建設せられ、目下天然紀念物として文部省に申請中である。〔梅村甚太郎氏調査、愛知縣史、蹟名勝天然紀念物調査報告〕

##### 二、舊御旅所の公孫樹

馬場町 大字向島字内林千七百九十一番地 にある。高さ九十尺、根廻り三十尺、目通り十八尺、枝下百八十尺、枝の張り方東西六十六尺、南北六十尺に及び、樹勢旺盛で、觀望頗る美である。元來公孫樹の大木は多く雌木であつて、雄木は果實を生せざる爲か大抵伐採せられて居るに



拘らず、この木の如く雄木にしてかくも大木なるは縣下第一等であり、天然紀念物として保護する價值十分ある。この地は舊天王川の西堤防であつて、舊津島神社御旅所内にあるものである。〔梅村甚太 郎氏調査〕

三、扶持付の松

彌宜町の舊津島神社職大矢部一之太夫、今堀田英一郎方の庭内にある。東のは目通り七尺一寸、西のは目通り九尺あり、非常に面白い形をなし、樹勢も旺盛である。嘗て徳川義直この松を賞觀し、名古屋城内に移植せんと欲したが、勞力と費用と移植後の枯死を顧慮してこれを止め、五石二人扶持を與へ以てその保護を命せられたと傳へ、爾後扶持付の松といふ。〔梅村甚太 郎氏調査〕

四、元天滿宮の花の木

大字向島字居森のもと氷室氏の邸内にある。幹の廻り根元六尺二寸、目通り五尺六寸あり。從來手入に缺陷があつて上部の枝幹が枯死の状態で、殊に近年汚水を根元に流すのは甚だ遺憾であるから、適當の保護策を講ずる必要がある。〔梅村甚太 郎氏調査〕

五、其他の巨樹

以上の外當地にある巨樹を左に表示する。

所在地	種類	高さ	目通り	根廻り	枝葉の廣さ	一の枝迄高さ	備	考
兼平秋葉神社境内	皂角子 <small>さいかち</small>	七間	十一尺	十四尺八寸	八間	八間		
城之越山の神境内	松	十四間	十一尺	十一尺六寸	八間	八間		
北口大龍寺堂前	銀杏	十間	十一尺七寸	十八尺	八間	二間三尺		
同 墓 地	松	十四間	十尺	十三尺五寸	六間	八間		
同	松	十六間	十尺	十四尺五寸	十間	八間		
米町市神社境内	銀杏	十二間	十一尺	十四尺	十二間	三間		
天王川猿尾根元	榎	十四間	十二尺	十七尺	十間	三間		
天王川東堤坊中地廻り角	榎	十間	十三尺一寸					
舟戸町加藤金松方	榎		十一尺	十七尺		四間	先の方を丸坊主に切込みあり	
舟戸町白山社内	シカラ	十間	十一尺一寸	十四尺二寸	八間	二間		
下溝本住寺墓地	銀杏	十五間	十一尺五寸	十四尺八寸	十間	四間		
今町大土社境内	銀杏	十三間	十一尺五寸	十三尺四寸	十間	三間		
池の堂寶泉寺堂前	楠	十五間	十三尺一寸	十七尺	十五間	三間半	寄生木あり	
布屋照蓮坊堂前西	松	十三間	十一尺	十二尺六寸	十三間	五間		
天王川西堤	榎	十一間	十一尺	十五尺三寸	十二間	一間半		
向島元天神社跡	松	十三間	十一尺五寸	十六尺	七間	七間		
向島居森社境内	杉	十七間	十二尺	十七尺	十五間	十一間		
同 所	杉	十七間	十尺	十四尺	十五間	十間		



津島神社社頭	松	十三間	十一尺七寸	十四尺六寸	七間	三間半	先は切込まれ、皮肌にて生存す、側に若木を植ゑらる
津島神社東門鳥居脇	銀杏	十五間	十二尺	十八尺	七間	本殿東北にあり	
津島神社社頭	松	十四間	十二尺	十五尺五寸	七間	七間	本殿東横にあり
同	松	十五間	十一尺	十五尺	十間	六間	
上新田津坂金一方	松	十三間	十二尺三寸	二十八尺三寸	七間	七間	浄水の西南にあり
元氷室神主邸内	松	十二間	十尺	十四尺	七間	六間	
津島神社社頭	松	十四間	十尺五寸	十四尺五寸	七間	三間	北の二本の内一本である
同	松	十五間	十尺	十五尺五寸	七間	十間	
下新田坪内安次郎方	松	十四間	十尺	十五尺	十間	七間	南
下新田森與次右衛門方	松	十三間	十尺	十一尺	十四間	二間	
橋詰秋葉社境内	榎	十間	各五尺	十一尺	十二間	一間	當地方では伊吹としては大木である 當地方では五葉松としては大木である
同	榎	十四間	十尺	十一尺	十二間	三間	
猿尾の根元より二本目	榎	七間	六尺五寸	九尺	六間	二間	
今市場蓮慶寺境内	伊吹	九間	四尺二寸	四尺八寸	六間	三間	
上新田服部善信方	五葉松						

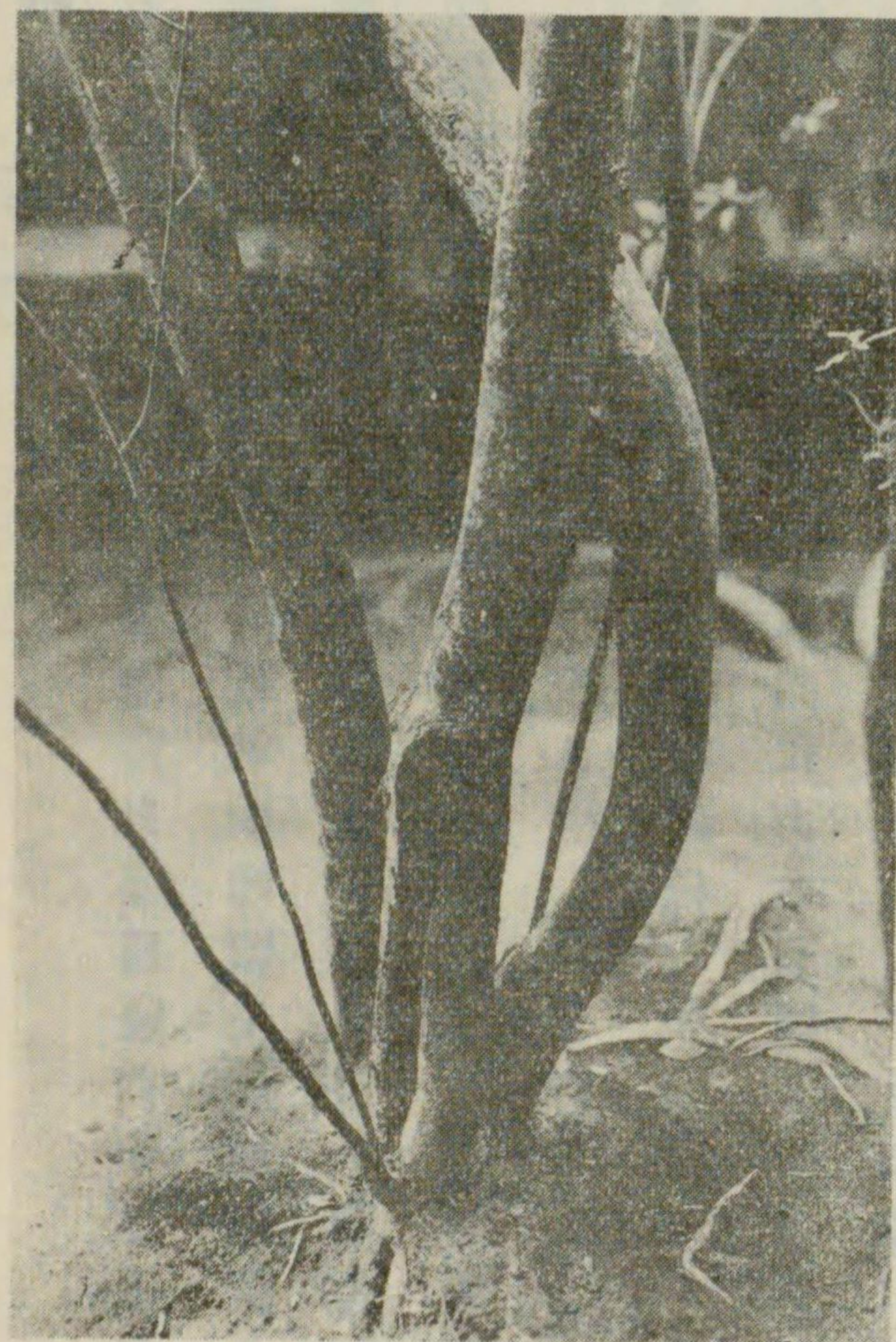
〔津島町役場調査〕

第二節 名木

一、成信坊のしでざくら

成信坊の中庭にある。根元三本に分れ、根廻り太さ一尺五寸、一本の廻り太さ八寸、高さ凡そ五間、枝の擴がり方四間位である。この櫻は毎年春秋二度開花する珍木で、秋よりも春の方が多いいいふ。〔梅村甚大 郎氏調査〕

成信坊のしでざくら (上部花、下部幹)





二傳加藤清正草紙掛の松

今市場妙延寺の境内にある。目通り太さ五尺二寸、高さ七間。加藤清正幼少の頃、上川原叔父の家に寄寓した時、妙延寺に通學し、手習を稽古した際、草紙を松に掛け乾すを常としたから、後世これを清正草紙掛の松と稱したといふ。〔妙延寺々傳〕

三、關通上人手植の松

今市場貞壽寺の境内にある。目通り太さ六尺八寸、高さ十間。貞壽寺と關通上人とは因縁が深いから、上人は同寺境内に松を手植して、この木の枝西へくと伸びれば我成佛した證據であるといはれたといふ。〔貞壽寺尼僧談〕



傳加藤清正草紙掛松 砂延寺境内

四、其他の名木

所在地	種類	高さ	目通り太さ	根廻り太さ	枝葉の廣さ	一の枝迄高さ	備	考
天王川西堤	櫻	五間	九尺	十三尺	十五間	四間	氷室長翁の植ゑたる殘存木である	
弘淨寺境内	松	十二間	六尺八寸	一丈二尺	十間	四間	世にこれを平野權平手植の松と稱す	
天王川公園中の島	柳	六間	四尺五寸	十尺五寸	十間		中の島築造前は二つの島あつて、各一本宛あり、その一は朝祭の際市江車の青年の飛込地點の目標となり、他の一は神葎祭の時の神葎をその根元に納めたが、その根元が大に埋つた印度に於て經を書くものである、俗にアブリタシといふ	
同	柳	五間	四尺	六尺六寸	十間			
善福寺境内	葉多羅	八間	三尺	四尺	十間	四間		

〔津島町役場調査〕

第三節 倒れたる名木

次に今はなくなつたけれども、著名なる樹木を左に掲げる。

一、太閣松

向島瑠璃小路堀田番頭太夫宅内の東北隅にあり。目通りで廻り二丈位あつた。世間では見越の下り松と兄弟であると言ひ傳へた程立派な樹木であつたが、惜しい哉、安政二年の大地震で倒れた。これを太閣松と稱したのは、木下藤吉郎が幼少の頃番頭太夫の家に寄寓して居た時、この松の木に昇つて下を通行する者に惡戯を時々なしたから、これを世に太閣松と唱へたといふ。〔堀田八郎氏談〕

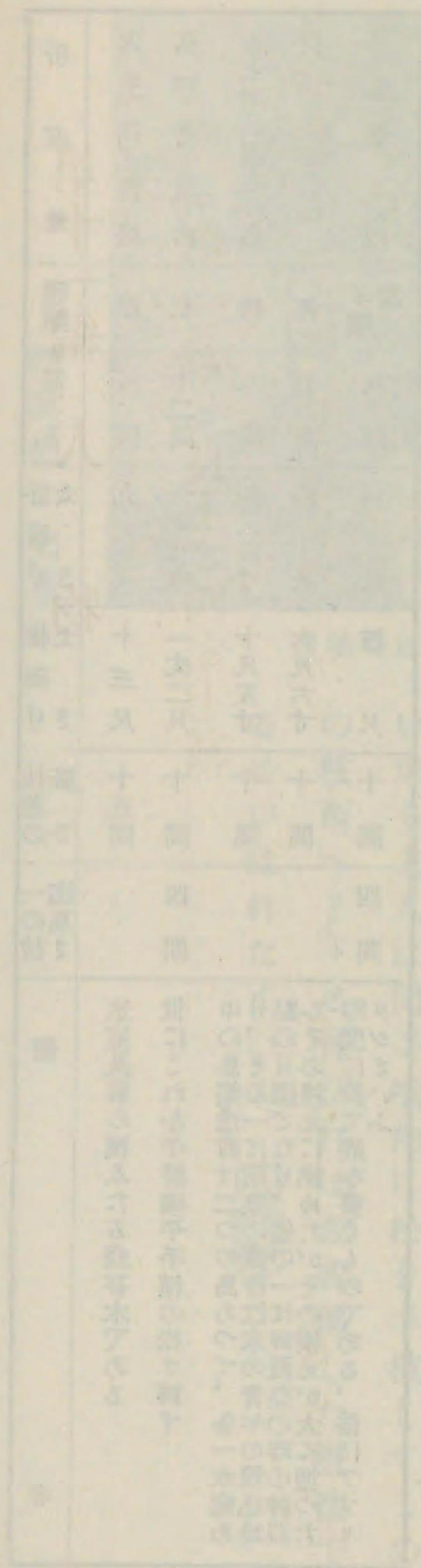


二、御座船繫ぎ柳

古昔天王川が橋詰で築止めにならぬ以前尾張藩主名古屋より船で津島へ越され、神社參拜、或は川祭の見物をなし、津島御殿に宿泊の際、御座船を城之越町堤防川岸にある老柳に繫がれたからこの名があつた。その木の廻りは目通り十五尺もあつたが、今より約五十年前に暴風の爲倒れたのは惜むべきことである。〔津島町古老談〕

三、城之越の榎

城之越町北西隅の堤防上にあつた大木で、これは津島御殿の外廓に植ゑられたものゝ一で、南にある大椋と同時代の樹である。廻りは大椋より稍細かつたが、高さは大差ない。然るに今より約四十年前の大暴風の爲倒れた。〔津島町古老談〕



第十一編 人物

第一章 良王と四家七黨

津島の四家の先祖は大橋修理大夫定元、岡本左近將監高家、山川民部少輔重祐、恒川左京大夫信矩であつて、浪合記にはこの四人を新田家の四家といひ、吉野より供奉の武士であること記してある。傳ふる所によれば大橋氏は平貞能の裔で、貞能は平家滅亡の後肥後の大橋に隠れて大橋氏を稱した。その後常陸三河尾張に潜み、遂に源頼朝に捕へられたが、やがて赦されて當地に來り、その子孫が奴野城を築き、定省の子定元が良王を奉じて信濃より故郷なる津島奴野城に歸着したといふ。室町時代の末織田信秀の興るに及び初めはこれに抵抗を試みたが、後これと和睦し、織田氏の配下に屬するに至つた。岡本、山川、恒川三氏も浪合記、信濃宮傳によれば同じく良王に隨從した者である。

七黨は七名字とも、七苗とも七氏ともいふ。その先祖は堀田尾張守正重、平野主水正業、忠服部伊賀守宗純、鈴木右京亮重政、真野式部少輔道資、光賀大膳大夫爲永、河村相模



守秀信であつて、共に吉野宮方の武士である。堀田氏は紀姓で、正應二年之高が中島郡堀田村を領して初めて堀田氏を稱し、その子正泰は彌五郎といひ、吉野朝廷に仕へ、正平三年四條畷の戦に楠木正行に屬して勇戦奮闘し、遂に戦死した。正重は正泰の孫で、浪合記によれば他の四家七黨の士と共に尹良親王を守護し、その薨去後良王を奉じて津島に來たとある。その後子孫繁衍し、徳川氏に仕へて大名に列し、或は尾張藩の世臣となり、或は津島の祠官となつたものもある。平野氏は本姓清原で、應永年中業忠が宮方に屬して當地に來り、後中島郡平野村を領したが、その孫長治は織田信長に仕へ、曾孫長泰は豊臣秀吉徳川家康に臣事した。その他の七黨の人々皆浪合記によれば良王供奉の武士である。この四家七黨を合して津島十一黨ともいひ、永祿二年四月織田信長の命により各家の系圖を差出したこともあつたが、天正十八年豊臣秀吉が織田信雄を配流した時當地の各寺院は焼かれ、四家七黨の領地を沒收した爲四方に散亡し、殘留せる者は多く神職となつてその家を存したといふ。

次に四家七黨の奉じた良王は、後醍醐天皇の曾孫に當り、尹良親王の御子で、應永十二年上野國寺尾城で誕生になつた。母は世良田右馬助政義の女である。尹良親王は應永三十一年八月十五日信濃國大河原に於て薨去せられたと傳へるが、良王は是よ

り先父親王に別れて下野國落合の城に移り、永享五年落合を出て信濃國に赴く途中、笛吹峠に於て賊兵に道を阻まれ、一時木戸河内守の城に避難した。同年五月十二日木戸の城を出て木曾領内金子の館に入ることを得たが、永享七年世良田政義桃井貞綱及四家七姓の者熟議して、尾張國津島に移し奉るに決し、同年十二月一日信濃國伊奈郡並合浪合も書すに至るや、敵兵現れて激戦に及び、世良田山川堀田の人々何れも戦死し、同月五日三河國島瀨村に至つたが、里人その姿を怪み入るを拒んだので、坂井郷の正行寺に頼り、同月二十九日尾張國津島の大橋定省の奴野城に入つたのである。併し足利氏の追窮急なる爲遂に弓箭を捨て、身を神祇に歸し、津島神社の神主となつたと傳へる。

又良王は父親王法號大龍寺殿の菩提を弔はん爲大龍寺を創建し、四家七姓の者は津島神社境内に若宮として親王の靈を祀り、かくて良王は明應元年三月五日歳七十八で逝去せられ、法號を瑞泉寺殿といひ、四家七姓の者は津島神社境内に御前大明神の社を建て、その靈を祀り、その菩提を弔はん爲瑞泉寺を創建したといはれて居る。現今王の瀨古の御源公は良王の墳墓ともいふ。

良王の事蹟は確實なる史料に見えず、唯浪合記に詳記してあるのみで、事甚だ疑ふ